

水俣市議会会議録

令和7年6月第2回定例会 (6月5日開会)
(6月26日閉会)

水俣市議会

令和7年6月第2回定例会（6月5日招集）会期日程表

（会期 6月5日から6月26日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月5日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 常任委員及び議会運営委員の選任について 議案上程 提案理由説明
2	6日	金		休 会	議案調査
3	7日	土			市の休日
4	8日	日			市の休日
5	9日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	10日	火			議案調査
7	11日	水			議案調査
8	12日	木			議案調査
9	13日	金			議案調査
10	14日	土			市の休日
11	15日	日			市の休日
12	16日	月			議案調査
13	17日	火	午前9時30分		本会議
14	18日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（杉迫一樹君、肥山美緒君、木戸理江君）
15	19日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	20日	金	————	委員会	委員会
17	21日	土		休 会	市の休日
18	22日	日			市の休日
19	23日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	24日	火		休 会	議事整理日
21	25日	水			議事整理日
22	26日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※ 17日の本会議において、19日を休会とし、議案質疑を18日に行った。

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

令和7年6月5日（木）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	2
開　　会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○藤本壽子君の挨拶	3
教育長の挨拶	4
開　　議	5
諸般の報告	5
日程第1　会議録署名議員の指名について	6
日程第2　会期の決定について	6
休憩・開議	7
議長辞職について（日程追加）	8
採　　決	8
休憩・開議	8
採　　決（続）	8
○岩村龍男君の挨拶	10
休憩・開議	10
議長の選挙について（日程追加）	10
○岩村龍男君の挨拶	12
休憩・開議	13
副議長辞職について（日程追加）	13
採　　決	13
○田口憲雄君の挨拶	15
休憩・開議	15
副議長の選挙について（日程追加）	15
○田口憲雄君の挨拶	17

休憩・開議	1 - 17
日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について	17
休憩・開議	18
正副委員長互選の結果	18
議案上程	18
日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	18
日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	18
日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	18
日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	18
日程第8 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	18
日程第10 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	18
日程第11 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	18
日程第12 議第56号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	18
日程第13 議第57号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	18
日程第14 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	19
日程第15 議第59号 工事請負契約の締結について	19
日程第16 議第60号 財産の取得について	19
日程第17 議第61号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	19
市長の提案理由説明	19
散 会	22

令和7年6月17日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
-------	-------

事務局職員出席者	2 - 1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○真野頼隆君の質問	3
1 市役所の行政経営について	4
2 豪雨対策について	4
3 湯の児温泉の観光振興について	4
4 ローズフェスタについて	4
市長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	6
市長の答弁	7
○真野頼隆君の再々質問	8
市長の答弁	9
総務企画部長の答弁	9
○真野頼隆君の再質問	10
総務企画部長の答弁	11
○真野頼隆君の再々質問	11
産業建設部長の答弁	11
○真野頼隆君の再質問	12
産業建設部長の答弁	12
○真野頼隆君の再々質問	12
産業建設部長の答弁	13
○真野頼隆君の再質問	14
産業建設部長の答弁	15
○真野頼隆君の再々質問	15
休憩・開議	16
○高岡朱美君の質問	16
1 物価高騰に苦しむ市民、事業者支援について	16
2 総合医療センターの経営状況について	16

3 不登校児童生徒の居場所づくりについて	2 - 17
4 水俣病について	17
総務企画部市長公室長の答弁	17
上下水道局長の答弁	18
○高岡朱美君の再質問	18
上下水道局長の答弁	19
○高岡朱美君の再々質問	19
原総務企画部長の答弁	19
病院事業管理者の答弁	19
○高岡朱美君の再質問	20
市長の答弁	22
病院事業管理者の答弁	22
○高岡朱美君の再々質問	23
病院事業管理者の答弁	23
教育委員会事務局教育課長の答弁	24
○高岡朱美君の再質問	25
教育長の答弁	27
○高岡朱美君の再々質問	27
教育長の答弁	28
市長の答弁	28
○高岡朱美君の再質問	29
市長の答弁	30
○高岡朱美君の再々質問	30
市長の答弁	31
休憩・開議	31
○藤本壽子君の質問	31
1 水俣市の農林水産業の現状と今後の取組について	32
2 全国の風力発電事業による事故の現状と水俣市の安心安全なエネルギー政策について	32
3 水俣病への宇城市、「株式会社トライグループ」の間違った情報提供について	32
産業建設部農林水産課長の答弁	33
○藤本壽子君の再質問	33

産業建設部長の答弁	2 - 35
○藤本壽子君の再々質問	37
産業建設部長の答弁	37
副市長の答弁	38
○藤本壽子君の再質問	38
副市長の答弁	39
○藤本壽子君の再々質問	40
副市長の答弁	41
市長の答弁	42
○藤本壽子君の再質問	42
市長の答弁	43
○藤本壽子君の再々質問	44
市長の答弁	44
日程第2 休会について	45
採 決	45
散 会	45

令和7年6月18日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○杉迫一樹君の質問	3
1 教育長の教育に対する思い・考えについて	4
2 UDeスポーツを活用した地域コミュニティー等の充実について	4
3 市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備について	5
教育長の答弁	5
○杉迫一樹君の再質問	6

休憩・開議	3 - 7
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	7
○杉迫一樹君の再質問	7
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	8
教育長の答弁	9
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	9
○杉迫一樹君の再々質問	9
福祉環境部長の答弁	10
教育委員会事務局教育課長の答弁	11
市長の答弁	12
○杉迫一樹君の再質問	12
教育長の答弁	14
○杉迫一樹君の再々質問	14
教育長の答弁	17
休憩・開議	17
○肥山美緒君の質問	17
1 P T C A（保護者・教職員・地域住民の連携組織）の必要性とその推進について	18
2 給食費無償化のメリット・デメリットを踏まえた制度の在り方について	18
3 水俣の未来を担う若者の育成と主権者教育の推進について	18
教育委員会事務局教育課長の答弁	18
○肥山美緒君の再質問	19
教育長の答弁	20
○肥山美緒君の再々質問	20
教育長の答弁	21
教育委員会事務局教育課長の答弁	21
○肥山美緒君の再質問	22
教育長の答弁	23
○肥山美緒君の再々質問	23
教育委員会事務局教育課長の答弁	24
○肥山美緒君の再質問	25
教育長の答弁	26
○肥山美緒君の再々質問	26

教育長の答弁	3 - 27
休憩・開議	27
○木戸理江君の質問	28
1 山間地での市民の暮らしと農林業について	28
2 高齢者の介護サービス利用について	29
産業建設部農林水産課長の答弁	29
○木戸理江君の再質問	30
産業建設部長の答弁	32
○木戸理江君の再々質問	34
産業建設部長の答弁	35
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	36
○木戸理江君の再質問	37
福祉環境部長の答弁	39
○木戸理江君の再々質問	40
福祉環境部長の答弁	40
休憩・開議	41
質 疑	41
日程第2 議第48号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	41
日程第3 議第49号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	41
日程第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	41
日程第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	42
日程第6 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第7 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	42
日程第8 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	42
日程第9 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	43

日程第10	議第56号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	3-43
日程第11	議第57号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	43
日程第12	議第58号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	43
日程第13	議第59号	工事請負契約の締結について	43
日程第14	議第60号	財産の取得について	44
日程第15	議第61号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	44
議案上程			44
日程第16	議第62号	財産の取得について	44
日程第17	議第63号	損害賠償額の決定について	44
	市長の提案理由説明		44
休憩・開議			45
質 疑			45
委員会付託			45
散 会			45

令和7年6月26日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第48号専決処分の報告及び承認についてから日程第17 陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情についてまで17件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
○高岡朱美君の賛成討論（陳第1号）	12

○杉迫一樹君の賛成討論（陳第1号）	4-13
○小路貴紀君の反対討論（陳第1号）	14
○藤本壽子君の賛成討論（陳第1号）	15
○肥山美緒君の反対討論（陳第1号）	15
採 決	16
日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	17
採 決	17
閉会中継続審査・調査申出書	18
議案上程	18
日程第19 議第64号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
日程第20 意見第1号 国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について	18
市長の提案理由説明（議第64号）	19
○高岡朱美君の提案理由説明（意見第1号）	20
質 疑	20
討 論	21
○平岡朱君の賛成討論（意見第1号）	21
採 決	21
閉 会	22

令和7年6月5日

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和7年6月5日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和7年6月5日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和7年6月26日午前10時52分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和7年6月5日（木曜日）

午前10時0分 開会

午後2時7分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	肥山 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（小路 幹雄君）
主 任（森 ちひろ君）	主 査（藤井 美樹君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（今別府 隆宏君）
産業建設部長（柿本 英行君）	教 育 長（藁田 誠一君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘君）
総務企画部財政課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（竹本 和哲君）

○議事日程 第1号

令和7年6月5日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）
- 第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第56号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第57号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議第59号 工事請負契約の締結について
- 第16 議第60号 財産の取得について
- 第17 議第61号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

令和7年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水内 熊本県労働組合総連合 議長 棟本 光男		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議長辞職について

議長の選挙について

副議長辞職について

副議長の選挙について

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから、令和7年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（岩村龍男君） 会議に入ります前に、去る5月20日に開催された全国市議会議長会第101回定期総会において、藤本壽子議員が議員15年、高岡朱美議員、小路貴紀議員、桑原一知議員が議員10年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の各議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長が表彰状を朗読し、各議員に表彰状を伝達する。）

○議長（岩村龍男君） 被表彰者を代表して、藤本壽子議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

藤本壽子議員。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 皆様、おはようございます。

このたびは、全国市議会議長会永年勤続議員表彰議員として、永続10年ということで、桑原一知議員、小路貴紀議員、高岡朱美議員が、そして、私、勤続15年ということで、この栄えある表彰を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。代表として一言御挨拶申し上げます。

何より感謝申し上げたいのは、水俣市民の皆様、水俣市職員、そして御指導いただいた先輩議員、また、共に歩んできた議員の仲間の皆様です。

15年と言いましても、私の場合は落選の洗礼もあり、およそ20年ほどの議員生活を送っております。その当時の幾つかの水俣市を揺るがすこととしては、何と云っても、平成15年の宝川内、湯出の豪雨による土砂災害、これは議員1年目で議員仲間の消防団の方たちが土砂に埋まりながら、救出作業に奔走されていたこと、それを見守る被災者家族の沈痛な姿は今でも忘れられません。

水俣市では、ちょうどその10年ほど前から環境モデル都市を宣言し、その後、環境モデル都市に選定されましたが、水俣市挙げての環境と暮らしが両立するまちという取組が始まっていました。国際会議などもあり、国内外の方たちが水俣を訪れられ、水俣は環境のまちとしての誇りと市民の高揚感を感じる時期でした。

そのさなか、ちょうど豪雨災害のあったその年に水俣に全国一という規模の産業廃棄物処分場計画が持ち上がり、市民挙げての、命の水を守ろうという動きになりました。業者は4年間で撤退するということになりました。

水俣はこの地に困難な問題があるたびに試され続け、そして水俣市民にとって何が最も大切なものであるかを呻吟してきたのではないかと思っております。

この間、水俣病が感染する、また、遺伝するといった水俣病被害者、水俣市民にとっては心を引き裂くような間違った情報をまだ伝えられているという残念なことが続いております。今こそ水俣市議会挙げてこの問題に対し正確な情報を発信するとともに、日本中、世界で活躍する水俣に縁ある人々、そしてまた、水俣に生きる若者たちと共に、豊かで優しく、希望の持てるまちをつくれるよう努力してまいりたいと思っております。

最後に、改めまして、私どもを支えてくださった多くの皆様に感謝するとともに、それぞれの議員と日々共に歩んでくださっている家族の皆様にも心からの感謝を申し上げ、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（岩村龍男君） 以上で、全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、蓑田教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

蓑田教育長。

(教育長 蓑田誠一君登壇)

○教育長（蓑田誠一君） 皆様、おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

さきの定例議会におきまして、皆様方の御同意を頂き、4月1日付で水俣市教育長を拝命しました蓑田誠一と申します。議員お一人お一人の御同意があったからこそ、今私がここに立っているわけでありまして、心から御礼申し上げたいと思います。

私はこれまで学校教育が中心だったんですけれども、社会教育、それから教育行政のほうにも少し携わってきました。学校教育というものは、水俣はもとより我が国、そして世界を担う子供たちへの教育であり、生涯学習は市民の方々が人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所で学習できることであります。社会教育主事として5年間、旧水俣第三

中学校教頭として2年間、そして平成29年から久木野小学校校長として4年間、私は水俣市の教育に参画、奉職してきたつもりであります。

そこで少し久木野小のことをですね、お聞きいただきたく存じます。「愛林の里、今日映えて」というのは、校歌の冒頭の歌詞でございます。この学校には、珍しく公立学校なのに銅像がございます。胸像ですね。この方は第3代、第5代の校長でいらっしゃる伊藤角馬先生という方です。その後、久木野村初代、第5代村長、同分収林組合長、後には熊本県副議長等の要職を務められた方です。銅像の話に戻りますと、寒村であった久木野地区、水俣もそうだったと思うんですけども、木を植え、山を開き木を植えて、わらぶき、かやぶきの家を瓦ぶきにしよう。木を植えて、学校に先生方をたくさん呼ぼう。ということがあったというのを、聞いたり読んだりしました。そして、村の先頭に立ち、村民一丸となって努力を続け、昭和12年には山野線全線開通、昭和20年には久木野小の児童は604人という数を数えて、私も行ってびっくりしました。

現在、不登校をはじめ、少子化など、社会の課題も山積しておりますが、議員の皆様と連携しながら、いえ、今こそ一つになり、一つ一つの課題を、課題に向けて前進していくしかないとは考えております。特に子供たちに対しましては、私たちの御先祖といいますが、先輩方が営々と築かれてきたふるさと水俣について、そして、よく見ると、とても豊かなものがたくさんあります。スポーツ施設とかいろいろな温かい人情とか、そういうものをしっかりやぱり子供たちに対して伝えていって、そして、このふるさと水俣、そして私たちの日本、社会に自信を持って、誇りを持って、将来自分たちの手で、努力して、さらによりよい社会を目指すんだ、という心身ともに強く、優しく、そしてしなやかな人づくりが肝要と思っております。

水俣市民の代表でいらっしゃる議員の皆様方の御指導御支援をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告2件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定による水俣市土地開

発公社の経営状況報告1件、以上6件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、原総務企画部長、今別府福祉環境部長、柿本産業建設部長、白本市長公室長、赤司総務課長、梅下財政課長、竹本地域振興課長、蓑田教育長、永田上下水道局長、竹下総合医療センター事務局総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、肥山美緒議員、田口憲雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

令和7年6月第2回定例会（6月5日招集）会期日程表

（会期 6月5日から6月26日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月5日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 常任委員及び議会運営委員の選任について 議案上程 提案理由説明
2	6日	金		休 会	議案調査
3	7日	土			市の休日
4	8日	日			市の休日
5	9日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	10日	火			議案調査
7	11日	水			議案調査
8	12日	木			議案調査

9	13日	金			議案調査
10	14日	土			市の休日
11	15日	日			市の休日
12	16日	月			議案調査
13	17日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
14	18日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	19日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	20日	金	————	委員会	委員会審査
17	21日	土		休 会	市の休日
18	22日	日			市の休日
19	23日	月	————	委員会	委員会審査（予備）
20	24日	火		休 会	議事整理日
21	25日	水			議事整理日
22	26日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

○議長（岩村龍男君） この際、議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 開議

○副議長（田口憲雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わり議事を進めます。

ただいま岩村龍男議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(田口憲雄君) 異議なしと認めます。

したがって、この際議長辞職についてを日程に追加し、議題とします。

議長辞職について(日程追加)

○副議長(田口憲雄君) まず、その辞職願を朗読させます。

(岡本事務局長朗読)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により水俣市議会議長の職を辞職いたしたく存じますので御許可くださいますようお願い申し上げます。

令和7年6月5日

水俣市議会議長 岩村 龍 男

水俣市議会副議長 田 口 憲 雄 様

○副議長(田口憲雄君) これから岩村龍男議長の議長辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(田口憲雄君) ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(田口憲雄君) 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 開議

○副議長(田口憲雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(田口憲雄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(田口憲雄君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(田口憲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(田口憲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(田口憲雄君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉野誠議員及び牧下恭之議員を指名します。

したがって両議員の立会いを願います。

(投票点検)

○副議長(田口憲雄君) 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 14票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって岩村龍男議員の議長辞職については、許可することに決定しました。

(岩村龍男君入場)

○副議長(田口憲雄君) この際前議長の岩村龍男議員から発言を求められておりますので、これから発言を許します。

岩村龍男議員。

(岩村龍男君登壇)

○岩村龍男君 皆さん改めましておはようございます。

今回私事で、議長の辞職願を速やかに御了承いただきまして、誠にありがとうございました。令和5年統一地方選挙の中で、水俣市議会選挙が行われました。5月15日、臨時会を開催していただき、議長の職を皆様の御推挙を頂き、拝命して、あれから2年経過いたしました。とても勉強になった2年間だったと思います。議員の皆様には本当に感謝申し上げます。

また、高岡市長をはじめ、執行部の皆様におかれましては、大変御迷惑をおかけしたこともあったかと思いますが、本当にありがとうございました。これで議場を去るわけではございませんので、これからも、議員として、しっかり頑張っていりますので、共に水俣の元気なまちづくりに邁進してまいります。

また、特別委員会も4月からしっかりスタートを切らせていただいておりますので、水俣市政発展のため、また市民の皆様の元気なまちづくりに、議員として皆様と共に頑張っていります所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これを受けまして議長辞職の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○副議長(田口憲雄君) この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時52分 開議

○副議長(田口憲雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(田口憲雄君) 異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

議長の選挙について(日程追加)

○副議長(田口憲雄君) これから議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長（田口憲雄君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（田口憲雄君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（田口憲雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（田口憲雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（田口憲雄君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（田口憲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（田口憲雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉野誠議員及び牧下恭之議員を指名します。

したがって、両議員の立会いを願います。

（投票点検）

○副議長（田口憲雄君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中、

岩村龍男議員 12票

藤本壽子議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって岩村龍男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩村龍男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

(「議長」と言う者あり)

○副議長(田口憲雄君) 岩村龍男議員。

(岩村龍男君登壇)

○岩村龍男君 ただいまの議長選挙におきまして多くの議員の皆様、第34代の議長に就任させていただくことになりました岩村でございます。

先ほど、辞任の挨拶でも申し上げましたが、ちょうど2年前、議員改選後の臨時議会において、皆様方の御推挙により、第33代の議長に就かせていただきました。この間、高岡市長をはじめ、職員の皆様、議員の皆様、そして市民の皆様の御指導、御協力のもと、精いっぱい頑張ってきました。慣例により、今回、委員会構成などの時期でもあります。新たな議長にたすきを渡す所存でございましたが、ただいま行われました議長選挙において、御推挙を頂きましたので、新たな気持ちで、再び重責を担ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、先ほど、辞任の挨拶でも申し上げましたが、水俣市議会は、昨年3月に議会改革特別委員会を設置し、議員定数、議員報酬、政治倫理条例、はじめ議会の活性化、在り方について、議会改革の取組を進めております。今後、この議会改革の動きをさらに進めていくとともに、市長、執行部の皆様の御指導、御協力を賜りながら、市民福祉の向上、市政発展のため、誠心誠意、頑張ってきましたので、今後ともよろしく願いいたします。このことを議長就任の挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○副議長(田口憲雄君) 議長が決まりましたので、議長と交代します。

岩村議長、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

(副議長 田口憲雄君退席)

(議長 岩村龍男君議長席に着く)

○議長(岩村龍男君) 皆様、今後ともよろしく願いいたします。

この際、議事の都合によりしばらく休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田口憲雄副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがってこの際副議長辞職についてを日程に追加し、議題とします。

副議長辞職について（日程追加）

○議長（岩村龍男君） 副議長辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

（岡本事務局長朗読）

—————
辞 職 願

私 儀

私 儀

今般一身上の都合により水俣市議会副議長の職を辞職いたしたく存じますので御許可くださいますようお願い申し上げます。

令和7年6月5日

水俣市議会副議長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

—————

○議長（岩村龍男君） これから田口憲雄議員の副議長辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（岩村龍男君） ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（岩村龍男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(岩村龍男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

副議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(岩村龍男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(岩村龍男君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉野誠議員及び牧下恭之議員を指名します。

したがって両議員の立会いを願います。

(投票点検)

○議長(岩村龍男君) 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 14票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって田口憲雄議員の副議長辞職については、許可することに決定しました。

(田口憲雄君入場)

○議長(岩村龍男君) この際前副議長の田口憲雄議員から発言を求められておりますので、これ

から発言を許します。

田口憲雄議員。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 皆さん、こんにちは。

副議長の退任に当たり、一言挨拶申し上げます。

在任中には、議員各位、事務局、執行部、そして市民の皆様の御支援と御協力に心より感謝を申し上げます。円滑な議会運営に努めてまいりましたが、皆様のお力添えがあり、無事に職責を全うすることができました。今後も一議員として、地域の未来のために誠心誠意努めてまいります。皆様、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(岩村龍男君) この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時37分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙について(日程追加)

○議長(岩村龍男君) これから副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(岩村龍男君) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(岩村龍男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(岩村龍男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(岩村龍男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(岩村龍男君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉野誠議員及び牧下恭之議員を指名します。

したがって両議員の立会いを願います。

(投票点検)

○議長(岩村龍男君) 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中、

田口憲雄議員 12票

高岡朱美議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって田口憲雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田口憲雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第

32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 田口憲雄議員。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 ただいま副議長選挙におきまして御推挙いただきました田口でございます。岩村議長の補佐は当然のごとく、議長、副議長という立場でお互いを厳しくチェックしながら、議会の活性化に努めてまいりたいと思います。そのためにもここにおられます議員各位の御理解、御協力を頂きますよう重ねてお願い申し上げます。就任の挨拶にかえさせていただきます。引き続きよろしく申し上げます。(拍手)

○議長(岩村龍男君) この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(岩村龍男君) 日程第3、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、平岡朱議員、肥山美緒議員、藤本壽子議員、小路貴紀議員、真野頼隆議員、牧下恭之議員、田口憲雄議員、松本和幸議員、以上8人を総務産業常任委員に、杉迫一樹議員、吉野誠議員、杉本康宏議員、森川武治議員、木戸理江議員、岩村龍男議員、高岡朱美議員、桑原一知議員、以上8人を厚生文教常任委員に、森川武治議員、高岡朱美議員、藤本壽子議員、小路貴紀議員、真野頼隆議員、松本和幸議員、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任を終わりました常任委員及び議会運営委員は、正副委員長互選のため直ちに委員会を開催願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午後 1 時31分 休憩

午後 1 時55分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 真野頼隆議員

副委員長 松本和幸議員

厚生文教常任委員会

委員長 木戸理江議員

副委員長 高岡朱美議員

議会運営委員会

委員長 小路貴紀議員

副委員長 松本和幸議員

以上です。

日程第 4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第 2 号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第 4 号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

日程第 7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第 5 号 令和 7 年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第54号 令和 7 年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第11 議第55号 令和 7 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議第56号 令和 7 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議第57号 令和 7 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第14 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議第59号 工事請負契約の締結について

日程第16 議第60号 財産の取得について

日程第17 議第61号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第4、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第61号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、14件を一括して議題とします。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、個人住民税の特定親族特別控除の創設に係る規定の整備、軽自動車税における二輪車の車両区分の見直し等であります。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しであります。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第4号令和6年度水俣市一般会計補正予算第13号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,534万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ185億4,452万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源といたしまして、第19款繰越金、第21款市債をもって調製いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、病院事業会計負担金外5件の追加を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業外4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和7年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ370万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ159億6,970万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調製いたしております。

次に、議第52号水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市税特別措置条例に基づく固定資産税の課税免除の期間の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第53号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第54号令和7年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,524万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ159億8,494万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、公益法人等助成事業、台湾青年海外夢実現事業水俣研修経費、第3款民生費に、高齢者福祉センター管理運営費、第5款農林水産業費に、水産振興対策事業、第9款教育費に、物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調製いたしております。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第55号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ286万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億6,838万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款繰入金をもって調製いたしております。

次に、議第56号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ298万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,652万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調製いたしております。

次に、議第57号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ654万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億6,746万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動に伴う人件費の調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金及び第9款諸収入をもって調製いたしております。

次に、議第58号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を101万円増額して、補正後の収益的収入の額を8億3,851万7,000円に、収益的支出の額を101万円増額して、補正後の収益的支出の額を8億3,566万6,000円に、第4条に定める資本的収入の額を190万円増額して、2億4,475万5,000円に、資本的支出の額を190万円増額して、5億1,419万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の減額及び民間工事による下水道管の閉塞復旧対応に伴う損害弁償金の増額を、収益的支出において、職員の人事異動等に伴う人件費の増額を、資本的収入において、企業債、出資金及び国庫補助金の増額を、資本的支出において、大規模下水道管路特別重点調査等事業に伴う委託費の増額を行っております。

このほか、企業債の補正といたしまして、公共下水道事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第59号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和7年4月24日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額4億6,090万円で、徳南・岩井・三宅特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第60号財産の取得について申し上げます。

本案は、自治体情報ネットワーク強靱化とセキュリティの確保を目的にシステム機器一式を8,580万円で株式会社K I Sから取得するに当たり、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第61号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

以上、本市議会に提案いたしました議第48号から議第61号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本日の日程は全部終了しました。

明6月6日から16日までは、議案調査のため休会であります。

次の本会議は、6月17日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、6月17日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6月9日正午まで、議案質疑の通告は6月17日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時7分 散会

令和7年6月17日

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月17日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時19分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
病院事業管理者（坂本 不出夫 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）	総務企画部財政課長（梅下 俊克 君）
総務企画部地域振興課長（竹本 和哲 君）	産業建設部農林水産課長（山村 良一 君）
教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

令和7年6月17日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|------------|--|
| 1 真野 頼 隆 君 | 1 市役所の行政経営について |
| | 2 豪雨対策について |
| | 3 湯の児温泉の観光振興について |
| | 4 ローズフェスタについて |
| 2 高岡 朱 美 君 | 1 物価高騰に苦しむ市民、事業者支援について |
| | 2 総合医療センターの経営状況について |
| | 3 不登校児童生徒の居場所づくりについて |
| | 4 水俣病について |
| 3 藤本 壽 子 君 | 1 水俣市の農林水産業の現状と今後の取組について |
| | 2 全国の風力発電事業による事故の現状と水俣市の安心安全なエネルギー政策について |
| | 3 水俣病への宇城市、「株式会社トライグループ」の間違った情報提供について |

第2 休会について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さんおはようございます。真志会の真野頼隆です。

2025年4月13日に開幕した大阪・関西万博に5月23、24の2日間行ってまいりました。今回のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」で、約160の国と地域が参加し、各国のパビリオンや最新のデジタル技術を活用した展示が行われ、持続可能な社会や医療の未来などを体験できます。

1970年に開催された前回の大阪万博のとき、私は中学3年生で、アポロ12号の宇宙飛行士が持ち帰った「月の石」を見るために4時間列に並んだことを今でも覚えています。今回は並ばない万博と銘打って宣伝しているようですが、あに図らんやどこに行っても行列また行列の連続でした。

1つには入場する際の手荷物検査時のセキュリティーチェックの厳しさがあることは事実です。また、パビリオンは予約が必要なパビリオンと自由入場できるパビリオンに分かれていて、予約していない人がほとんどで、自由入場できる人気のあるパビリオンに長蛇の列ができるのは必然です。

1970年の大阪万博のシンボルは「太陽の塔」でしたが、今回のシンボルは「大屋根リング」です。大屋根リングは世界最大級の木造建築物で、日本の神社仏閣などで見られる伝統的な貫接合に、現代の工法を加えて建築されており、会場の主導線としての交通空間であると同時に、雨風、日差し等を遮る快適な滞留空間でもあります。大屋根リングの屋上からは、会場全体を様々な場所から見渡すことができ、リングの外に目を向ければ、瀬戸内海の豊かな自然や夕日を浴びた光景、大阪の町並みなど、海と空に囲まれた万博会場の魅力を楽しむことができます。皆様もぜひ足を運ばれてはいかがでしょうか。きっと思ってもいない新しい発見に出会うかもしれません。

また、連日のようにテレビ、新聞等で備蓄米の放出が報じられていますが、私はこの令和の米騒動は減反による生産量の低下とインバウンドによる需要増に加え、仲買業者が米を買い占めたことで流通量が減り、需要と供給のバランスが崩れたことが原因であると思います。政府はこの問題を解決するため備蓄米の放出を続けているわけですが、古米、古古米、古古古米、古古古古

米と、どれだけ放出したら問題は解決するのでしょうか。この秋にはまた新米が出回ります。そのときに放出した備蓄米が売れ残り、新米の価格まで下がってしまったら、これもまた農家にとっては大問題です。政府には流通段階での需要と供給のバランスをコントロールし、農家の経営が成り立つような政策を期待いたします。

それでは、通告に従い順次質問いたしますので、執行部の明快なる答弁、よろしく願いいたします。

1、市役所の行政経営について。

①、ペーパーレス化を実施したことで業務はどう変わったのか。また、ペーパーレス化による経費削減はどれくらいか。

②、近年の市職員の応募者数及び採用者数はどうなっているか。

③、会計年度任用職員を含めた現在の職員数を十分と考えているか。

④、職員の人事異動はどういった基準で行っているか。

⑤、オンライン申請などのデジタル化への進捗状況はどうなっているか。

2、豪雨対策について。

①、梅雨入りに当たって、浸水や洪水、土砂崩れ等危険箇所の把握はできているか。

②、住民に対する情報提供はどのように行われるのか。

3、湯の児温泉の観光振興について。

①、「湯の児地域」全体の再生を図るための整備の前提となる基本構想をどう考えているか。

②、湯の児温泉開湯100周年を記念した式典、イベントとして何を行うのか。

4、ローズフェスタについて。

①、今年度のローズフェスタ春のイベントとその来場者数はどうだったか。また、来場者からの意見はどのようなものがあったか。

②、ローズフェスタ春の期間中に開催される「みなまたローズマラソン」を水俣市とみなまたローズマラソン実行委員会の共催にはできないか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、市役所の行政経営について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、市役所の行政経営について、順次、お答えします。

まず、ペーパーレス化を実施したことで、業務はどう変わったのか。また、ペーパーレス化による経費削減はどれくらいか、との御質問にお答えします。

令和5年6月にタブレット端末を導入し、庁内における会議資料や、市議会への提出議案書な

ど、ペーパーレス化を進めてまいりました。

タブレット端末の活用により、これら資料の印刷や製本、仕分けといった業務が不要となったほか、資料の修正が発生した場合の差替え等も容易となり、職員の業務量削減につながっているところです。

また、経費につきましても、タブレット端末導入前より、コピー用紙の購入量は減少しているところではありますが、コピー用紙の単価が上昇しており、経費削減までには至っていない現状であります。

次に、近年の市職員の応募者数及び採用者数はどうなっているか、との御質問にお答えします。

過去5年の応募者数及び採用者数は、令和2年度が応募者数57名に対し、採用者数10名、令和3年度が応募者数35名に対し、採用者数11名、令和4年度が応募者数22名に対し、採用者数6名、令和5年度が応募者数31名に対し、採用者数9名、令和6年度が応募者数38名に対し、採用者数11名となっています。

近年は、少子高齢化による生産年齢人口の減少の影響もあり、応募者数も減少傾向にあります。

そこで今年度は、より多くの優秀な人材の確保を図るため、これまで秋に1回実施していた採用試験を、春と秋の2回実施することとしており、現在手続を実施中の令和7年度前期試験には、採用予定者8名に対し、45名の応募があり、試験内容や試験時期を見直したことで、応募者数の増加につながっているものと考えております。

次に、会計年度任用職員を含めた現在の職員数を十分と考えているか、との御質問にお答えします。

定員管理につきましては、複雑・多様化する行政需要に的確に対応し、行政事務を効果的かつ効率的に遂行するために、その遂行に要する適正な人員数を設定し、それを事務事業ごとに過不足なく適正に配置することを基本としております。

そのために必要な職員数の確保については、あらかじめ退職者数等を勘案し、新規採用者で補充をしているところです。

ただ、予期せぬ職員の休職や中途退職等の影響もあり、職員数は十分とは言えない状況です。

そこで、年度の途中で職員が不足している職場においては、可能な範囲で、人事異動や会計年度任用職員を新規で採用するなどして対応しているところです。

地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされております。

そのためには、各職員がその能力を十分に発揮し、業務の改善や効率化等も図りながら、付加

価値の高い行政サービスを提供する必要があると考えております。

次に、職員の人事異動はどういった基準で行っているか、との御質問にお答えします。

職員の人事異動は、水俣市人材育成基本方針を踏まえ、実施しております。

具体的には、採用から一定期間を能力開発期間と位置づけ、ジョブローテーションの考え方を踏まえ、各種分野の業務や複数の職場をバランスよく経験させることにより、職員の視野や知識・技術を幅広く深いものとしていくとともに、職員のキャリア構築につなげております。

なお、人事異動に際しては、職員から提出された人事異動調書及び所属長から提出された調書により意見を聞き、必要に応じて面談を実施し、職員の資格・経歴等を勘案した上で、適材適所の人員配置に努めております。

次に、オンライン申請などのデジタル化への進捗状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

現在、総務省の「自治体DX推進計画」を参考に、行政手続のうち、特に市民の利便性向上に資するものから、順次進めております。

具体的には、国のマイナポータルを活用し、子育てや介護に関する26の手続をオンライン化したほか、転出届やパスポート申請などのオンラインでの申請を開始しております。

また、職員が簡単に申請フォームを作成できるツールを導入し、上下水道の使用開始・中止届や住民票、所得証明書の申請、工事入札参加者資格審査申請、職員採用試験の申込申請など、オンラインでの申請が可能となっております。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に入ります。

令和5年6月から水俣市もペーパーレス化を実施することになり、また、市議会でもタブレットを採用することで、今までとは様相が随分変わりました。これまでは議会ごとに膨大な紙の資料をもらい、議会が終わるとその紙の処理に困っていましたが、今はそれがなくなりました。紙の資料がないからといって困るわけでもないし、いつでも見たいときはタブレットで確認できます。私はこれまでパソコンもタブレットも扱ったことがなかったので、最初の頃は扱いに戸惑っていましたが、会派の皆さんや議会事務局の職員に尋ねながら何とかこなせています。

ペーパーレス化を実施したことで職員の業務量は減り、経費的にはコピー用紙の使用量は減ったが、単価が上がったため経費削減までには至っていないとのことでした。本当はコピー用紙、トナーの使用量が減り、ある程度の削減ができたのではと思っていましたが、実際はそうではなかったのですね。でも、ペーパーレス化を実施したことは決して間違いではなかったと思います。

そこで、ペーパーレス化による業務への効果を踏まえ、さらなるデジタル化の事業をどのよう

に考えているか質問します。

市職員への応募者数及び採用者数の件ですが、応募者数も年々減少傾向にあるとのことでした。また、採用者は退職者数等を勘案し決定しているとの答弁だったかと思います。どこの自治体も、また民間企業も新人職員あるいは新入社員の獲得に苦慮しているようであります。JAあしきたでもこの2年間新人の応募はゼロだそうです。

そんな中、市内の企業から市職員への採用がこれまでもあっているようですが、市役所も民間企業も人材不足で、よりよい人材を求める気持ちはわからないでもありませんが、市内同士のパイの奪い合いはどうかとも思います。

そこで、市内の民間企業からの採用は極力少なくし、できるだけ市外からのUターン、Iターン者の採用に注力すべきと考えるがどうか質問します。

オンライン申請などのデジタル化への進捗状況ですが、国のマイナポータルを活用し、子育てや介護に関連する26の手続きをオンライン化し、さらにできるところからいくつかのデジタル化を進めているようですが、オンライン申請などのデジタル化により、市民からはこういった意見が上がっているか。また、市民からの改善点の意見があった場合には、こういった対応をしているのか質問します。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、まず1点目がペーパーレス化による業務への効果を踏まえて、さらなるデジタル化の事業をどのように考えているかということですが、業務の効率化につながるデジタル化は積極的に取り組んでいきたいと考えておりますけれども、デジタル技術を最大限活用していくためには、まず、デジタルを前提とした業務フローに変革していく必要があると考えています。

その一環として4月から電子決裁を導入し、既存の業務プロセスを抜本的に見直しまして、業務のスリム化に取り組んでいるところです。

さらに、変革を後押しするために「生成AI」や手作業で行っているデータ入力等の定型業務を自動化する「RPA」などのデジタルツールを導入いたしまして、業務の省力化・効率化を推進しております。

また、紙ベースで行っている人事評価をデジタル化し、データ分析を通じて人材育成につなげるシステムの導入を計画しております。

2点目の職員の採用に当たっては、できるだけ市外からのUターン、Iターンの採用に注力したらどうかという御質問でございます。

民間企業等の経験者の採用につきましては、民間企業等での3年以上の職務経験を有しまし

て、その経験や能力を即戦力として発揮できる多様な人材を確保するために実施をしております。

市としましては、受験者の居住地にかかわらず、水俣市に愛着を持つ優秀な即戦力人材を採用しております。特に、市外在住の採用は、移住・定住の促進にもつながっております。

市外からのUターン、Iターン人材の採用についても引き続き力を入れていきたいと考えています。

議員からも市外関係者への積極的な働きかけをお願いできればと思っております。

3点目のオンライン申請などのデジタル化によって市民からこういった意見があったか。また、改善など意見があった場合はこういった対応をしているかという御質問でございます。

市民の皆様からは、利便性が向上したといった意見や申請手続の種類をさらに拡充してほしいといった意見が寄せられております。

このような要望に対応するために、申請手続の拡充等を行いながら、市ホームページやLINEを活用して周知を図っていききたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問に入ります。

デジタル化のさらなる推進の件ですが、デジタル化を進めていくには既存の業務プロセスを抜本的に見直し、業務のスリム化に取り組まなければならないとのことでした。現在、総務課情報政策係を中心に変革、改革に取り組んでいるようですが、この問題には全職員一丸となって取り組む必要があると考えます。まずは、現在のアナログでの課題の洗い出し、そして住民目線での行政サービスの見直しをすることにより、よりよいデジタル化の推進が図られるものと考えます。

そこで、デジタル化の活用で注目を浴びている一つの例を紹介したいと思います。福岡県古賀市ではデジタル活用で市役所を訪れる人が減少し、窓口受付時間を90分短縮したそうです。ということかということ、「ポットエクスプレス」の「ガブテックエクスプレス」を採用し、令和5年1月に公式LINEを開設。各種手続をはじめ、防災、地域交通予約などの機能を搭載しており、その中でも子育て関連メニューの利用率は90%を超えているそうです。このサービスに加え、証明書のコンビニ交付、道路台帳のオンライン化などの効果もあり、令和5年秋には庁舎窓口の利用者が減少。そこで生まれたのが受付時間短縮というアイデアだったそうです。以前の受付時間は午前8時30分から午後5時までで、それを90分短縮し、現在は午前9時から午後4時だそうです。この生まれた90分で職員同士の課題共有や議論の時間を増やし、政策立案機能を強化することで業務改善や生産性向上につながっているそうです。さらに、時間外勤務も前年の同期間に比べ14.4%も減少したそうです。

水俣市も公式LINEがあり、検討の価値はあると思います。

会計年度任用職員を含めた現在の職員数は十分とは言えない状況ということですが、我々市議会と同じで、市民からは人口が減少しているのだから、職員数を減らすのが当然だというふうに言われがちですが、人口が減ったからといってルーチン業務が変わるわけでもなく、かえって業務は多様化、高度化し、1人当たりの仕事量は増えていくと思います。

職員の人事異動も適材適所に努めているとのことでした。

公務員の人材確保も困難になる中、これから限られた人材で業務をこなしていかなければなりません。

そこで、この状況を乗り越えるには複数の業務をこなせる人材、野球で言うなら内外野とも守れるようなユーティリティープレイヤーを育成すべきと考えるがどうか質問します。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

職員の配置等も含めまして、ユーティリティープレイヤーを育成すべきだというような御質問でございました。

アナログ派だった真野議員がデジタルへと変革をされたということで、私も正直びっくりしておりますけれども、そういう中です、今後、さらに高度化、多様化、そして複雑化する行政サービスを効率的に提供していくためには、複数の業務を1人でこなせる人材を育成する必要があるとは考えております。

そのためには、先ほどお答えいたしました、戦略的人事異動であるジョブローテーション等の実施を通しまして、職員一人一人の適性を見極め、職員に合った部署に配置することで、モチベーションの向上やキャリア形成につなげていきたいと考えております。

一方で、税務、福祉、土木、建築、デジタルなどの分野では、高い専門性と経験を必要とするプロフェッショナルの人材の育成も不可欠であるというふうに考えております。

今後とも、幅広い業務に対応できる人材と専門人材をバランスよく育成して、効率的な業務運営に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、豪雨対策について、答弁を求めます。

原総務企画部長。

（総務企画部長 原弘樹君登壇）

○総務企画部長（原 弘樹君） 次に、豪雨対策について、順次、お答えします。

まず、梅雨入りに当たって、浸水や洪水、土砂崩れ等危険箇所の把握はできているか、との御質問にお答えします。

市内の危険箇所については、熊本県が指定する「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」、

「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」や、「河川浸水想定区域」の最新情報を把握しております。それに加え、近年の豪雨等で、内水氾濫等により実際に浸水があった箇所も、住民等の聞き取り調査などにより把握しております。

県が指定する危険箇所の情報は、水俣市地域防災計画に毎年反映しているほか、令和5年3月に水俣市防災ハザードマップを発行し、全世帯に配布しています。

また、市ホームページには、ウェブ版ハザードマップを公開しており、毎年、最新情報に更新することとしています。

次に、住民に対する情報提供はどのように行われているのか、との御質問にお答えいたします。

市の避難情報の発令は、熊本地方気象台からの気象情報を参考に、市民が速やかに避難できるよう、「明るいうちの早めの避難」を常に念頭に置き、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令しております。

避難情報を発令する際は、防災行政無線や市ホームページ、市公式LINE、緊急速報メールなどで広く市民に周知しております。

また、台風など、警戒すべき時間帯や対応策が事前に予測できる場合においても、住民自ら安全を確保できるよう、可能な限り早く警戒情報を発信することとしています。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 2回目の質問に入ります。

毎年、梅雨時期になると思い出すのが平成15年に発生した土石流災害のことです。近年の豪雨は、線状降水帯を伴うもので、いつどこで発生しても誰も驚かなくなりました。昨年、年明け早々能登地震が発生し、9月にはその被害に追い打ちをかけるように豪雨災害が発生しました。そのとき犠牲となった中学3年生だった喜三翼音さんのことは、皆さんの記憶にも新しいことと思います。

私が今回この質問をしたのは、梅雨入り前に、市は浸水や洪水、土砂崩れ等危険箇所の把握はできているのか、また、市民は同じような認識を持っているのだろうかと思ったからです。答弁では県が指定する土砂災害警戒区域、レッドゾーンやイエローゾーン、また、河川浸水想定区域の最新情報を把握しているし、実際に浸水があった箇所も住民からの聞き取りで把握しているということで安心しました。市民に対する情報の提供も防災無線やホームページ、公式LINE、緊急速報メールなどで広く周知しているとのことでした。

去る5月14日に県と市の豪雨対応訓練が開催されましたが、私も訓練を見学していて、各関係機関の機敏に富んだ対応に感心しました。また、5月30日に開かれた水俣市防災会議では、熊本地方気象台から主な防災気象情報と警戒レベルの関係の説明がありましたが、これまでの防災気

象情報は、情報名称がばらばらで、どの警戒レベルに相当するのか非常に分かりづらくなっています。

そこで、防災行政無線で避難情報を放送する際には、警戒レベルを付け加えることで、より危険度を周知できると思うがいかがか、質問します。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 真野議員 2 回目の御質問にお答えいたします。

防災行政無線で避難情報を放送する際には、警戒レベルを付け加えることで、より危険度を周知できると思うがいかがか、との御質問にお答えいたします。

議員御提案のとおり、防災行政無線で避難情報を放送する際、気象庁が定める警戒レベルを加えることにより、直感的に危険度を周知できると思われまますので、今後、放送内容に加えたいと考えております。

また、5 段階の警戒レベル、その段階ごとに住民が取るべき行動について、今月 6 月 1 日号の広報みなまたに掲載し、周知しているところですが、引き続き、市広報紙や市ホームページ、地域や学校等で行われる防災講話において周知していきます。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 防災行政無線で避難情報を放送する際に警戒レベルを加えていただくということで、ありがとうございます。また、実際、テレビ報道でも警戒レベルが使われていますし、雨風のときでも警戒レベル 4 とか警戒レベル 5 とかを聞いただけでもどういう状況なのか判断できるのではと思っています。地震の場合、マグニチュード 5.0 とか 6.0 と言うよりも震度 5 とか震度 6 のほうがなじみがあるのではないのでしょうか。要は市民が与えられた情報に正しい行動がとれるかどうかだと思います。これからも明るいうちの避難、早めの避難の周知徹底をお願いして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、湯の児温泉の観光振興について、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 次に、湯の児温泉の観光振興について、順次、お答えします。

まず、「湯の児地域」全体の再生を図るための整備の前提となる基本構想をどう考えているか、との御質問にお答えします。

基本構想として、既に策定している第 6 次水俣市総合計画での「魅力ある湯の児温泉づくり」や水俣市観光振興計画での「リピートしたくなる観光」をベースに、地域事業者等のヒアリングを踏まえて、令和 7 年度中に「都市再生整備計画」として作成・公表するものです。

次に、湯の児温泉開湯 100 周年を記念した式典、イベントとして、何を行うのか、との御質問

にお答えします。

先行して4月18日からタクシーを利用した2次交通支援を行っています。

8月9日土曜日から10月31日金曜日までを湯の児温泉開湯100周年記念のキャンペーン期間と位置づけ、この間にノベルティー用のバッグ配布や日本航空でのウェブ記事配信を実施します。

中でも9月27日土曜日は、湯の児エリア一帯で記念式典を予定しており、100に関連したサブライズを関係施設で提供できるよう準備を進めています。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 2回目の質問に入ります。

湯の児温泉も温泉旅館の数も減り、寂しさを感じます。その中で、海と夕やけを中心に、残された旅館の方々は何とか頑張っておられると思います。市としても風光明媚な湯の児地域の再生をしっかり支援していただきたいと思います。

先日、海と夕やけで会合があり、会議を待つ間に護岸に出てみたら、若いカップルが散歩をしていました。しかし、街灯はついているものの暗く、エコパークの親水護岸くらいあったらいいのになあと思いました。

そこで、湯の児護岸の街灯について現状はどうなっているのか、質問します。

今年は湯の児温泉開湯100周年ということで、キャンペーンやウェブ配信など、いろんな企画を考えているようですが、9月27日の記念式典等の内容はどのようなものか、質問します。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。質問は2点でした。

まず、湯の児護岸の街灯についての現状はいかがか、との御質問にお答えします。

護岸に設置している街灯については、一般社団法人みなまた観光物産協会が管理していますが、塩害や経年劣化により一部撤去している箇所があります。

また、一部には地元自治会で管理している防犯灯の設置もあります。

次に、式典等の内容はどのようなものか、との御質問にお答えします。

式典は、湯の児海と夕やけのコンベンションホールにおいて、関係者の挨拶や温泉ソムリエを招致して水俣の温泉に関する講演会を予定しております。

また、会場周辺では温泉街関連の写真展やマルシェの開催、移動式サウナの設置など、湯の児温泉街全体で盛り上げる予定です。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 街灯は、みなまた観光物産協会の管理になっているようですが、観光物産協会では整備ができないのであれば、湯の児温泉地域の再生整備を計画している市のほうで何とかするべきではないでしょうか。最初の答弁で、「魅力ある湯の児温泉づくり」や「リピートしたくなる観

光」を目指すとありました。そういうことであれば、湯の児に関係のある施設や人はもちろん、観光振興に携わる担当課の職員の情熱が欠かせません。

また、日本財団がつくってくれた渚の交番の活用も湯の児地域の活性化につながると考えます。

また、式典に合わせて会場周辺では写真展やマルシェの開催、サウナの設置までされるということであれば、以前湯の児温泉でも開催されていた競り舟大会など企画してみることも一案かもしれませぬ。

インバウンド需要、とりわけ台湾からの観光客の受入れに力を入れるのであれば、山海館の活用が急がれます。我々議員もいろんなところに視察に行きますが、水俣の紹介をするとき必ず言うことは、水俣には2つの温泉があります。海の湯の児温泉と山の湯の鶴温泉ですと紹介しています。誰一人水俣の発展を願わない人はいません。どうか湯の児地域が再び賑わうことを期待して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、ローズフェスタについて、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 次に、ローズフェスタについて、順次、お答えします。

今年度のローズフェスタ春のイベントとその来場者数はどうだったか。また、来場者からの意見はどのようなものがあったか、との御質問にお答えします。

主なイベントとして、コンサートとポップリ作りを実施しました。

コンサートを行った5月3日は、4,959人、5月4日は、8,572人で、ポップリ作りを行った5月10日は、2,689人、5月11日は、3,380人でした。

ローズフェスタ春の期間中の総来場者数は、7万6,107人でした。

次に、来場者からの意見については、バラの管理を行っているスタッフへの感謝の言葉が1番多く、ほかには駐車場や休憩場所の拡充などの意見がございました。

次に、ローズフェスタ春の期間中に開催される「みなまたローズマラソン」を水俣市とみなまたローズマラソン実行委員会の共催にはできないか、との御質問にお答えします。

みなまたローズマラソン実行委員会を主催としたみなまたローズマラソンは、民間団体が主催し、成功しているイベントであると認識しています。

水俣市は後援という立場で、ローズフェスタ関連イベントとして、広報チラシの掲載や問合せの対応などの支援を行っています。今後も、引き続き可能な限りの支援を行ってまいりますので、共催については現在のところ考えておりませぬ。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 2回目の質問に入ります。

今年のローズフェスタ春の来場者数は全部で7万6,107人で、今や水俣の春の風物詩となっています。イベントをすると集客数も増えることが分かります。

来場者からの意見としては、バラの管理をしているスタッフへの感謝が1番多く、苦情としては駐車場問題かなと思います。以前はトイレが少ないことも問題でしたが、バラ園以外のトイレの場所の表示を行ったことで対応できているのではと思います。駐車場問題は、皆さんどうしても近いところに止めようとするから混雑します。特に買物をする人にとっては、ちょうどサラダたまねぎの時期で、少しでも近いところと思う気持ちも分かります。駐車場問題は、警備員に尋ねるのが、状況が分かっている、一番いいかもしれません。あとは、例えばバラ園より遠いところの潮騒の広場とか明神船だまりに駐車された方には、シャトルバスでの送迎サービスでの対応も考えられると思います。

来場者からの意見としては上がっていませんが、3号線の交通渋滞は何とかならんのかと思うのは誰しもと思います。

そこで、ローズフェスタへ訪れる際、また帰られる際の国道3号の交通渋滞緩和策は、エコパークから市街地に抜ける迂回路線として、市道梅戸・明神町線と汐見町1号線の拡幅改良を熊本県にて整備していただくよう要望し、その後、令和6年度から整備していただくことで予算化されているが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、質問します。

次に、ローズフェスタの期間中に開催されるみなまたローズマラソンの件ですが、これまでコロナ禍で中止したときもありましたが、9回にわたって水俣市陸上競技協会のメンバーを中心に、みなまたローズマラソン実行委員会主催で開催してまいりました。もちろん水俣市の後援も頂いておりますし、水俣高校陸上部、生命保険会社のセールスレディーの方々、給水係の応援を頂く湯堂地区の皆さん、大会当日の競技運営に携わるボランティアスタッフ、協賛を頂いている市内の多くの企業、水俣警察署、産交バス株式会社、ハートリンク水俣、それに沿道の住民の御理解と御協力がなければやってこれませんでしたので、非常に感謝いたしております。

また、開催日の決定に当たっても、できるだけローズフェスタ期間中のほかのイベントと重ならないようにゴールデンウィークの開催を避けたり、バラの咲き始めの頃開催したりと、紆余曲折を繰り返し、ようやく今回開催した4月29日が一番いいということで、落ち着きました。

今年の大会には1,085人の参加者があり、しかも約8割は市外からの参加であり、全体の半数は熊本市からの参加で、経済効果も大きいと考えます。

できればみなまたローズマラソン実行委員会だけの主催で続けていければよいのですが、実行委員のメンバーも年を取り、警察への道路使用許可申請、産交バスへの当日のバス停の変更願、沿線住民への協力依頼、事前準備のコース上の案内看板立てや旗立て、参加者へのお土産として

のサラダたまねぎの袋詰めなど、平日に動けるメンバーとなると限りがあります。そこで、人的応援を得るために水俣市との共催は考えられないかと質問したのですが、現在後援という立場で可能な限りの支援をしているので、共催については現在のところ考えていないとのことでした。もし、共催ができないのであれば、みなまたローズマラソン実行委員会のメンバーに市からも入ってもらうことは可能か、質問します。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。質問は2点でした。

まず、ローズフェスタへ訪れる際、帰られる際の国道3号の交通渋滞緩和策について、現在の進捗状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

市道梅戸・明神町線と汐見町1号線は、令和5年6月に熊本県に県事業で実施していただくよう要望した結果、令和6年12月に市町村道路代行事業として行われることが正式に決定し、令和6年度から測量設計業務に着手いただいております。

次に、水俣市として実行委員会に参加していただくことはできないか、との御質問にお答えします。

本市では他のスポーツ大会を運営する民間の実行委員会等もありますので、それを踏まえて、慎重に判断したいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 私が今回この質問をしたのは、何とかみなまたローズマラソンをこれからも末永く続けていきたいという気持ちと、以前水俣市主催で行っていたさくらマラソンが諸事情により中止せざるを得なかったことへの無念の気持ちがあったからです。私は現在の立場として、水俣市陸上競技協会の副会長、また、みなまたローズマラソン実行委員会のメンバーでもありますが、決して私個人の考えとして質問しているわけではなく、あくまでも宮崎会長を筆頭に水俣市陸上競技協会、並びにみなまたローズマラソン実行委員会の総意として質問していることを御理解ください。

ここで熊本県内の他のマラソン大会の実情を紹介しますと、熊本城マラソンの主催が熊本市、熊本日日新聞社、熊本陸上競技協会、主管が熊本県陸上競技協会並びに熊本市陸上競技協会となっています。ひとよし温泉マラソンは、主催がひとよし温泉マラソン実行委員会、共催として人吉市、教育委員会、商工会議所、温泉観光協会、体育協会、陸上競技協会など、となっています。芦北うたせマラソンは、主催が芦北町、芦北うたせマラソン実行委員会、後援に芦北町観光協会、芦北町漁業協同組合となっています。いずれも自治体が主催あるいは共催に名を連ねています。

対外的にも市が主催あるいは共催になったほうが、何事にも事がうまく運ぶと考えます。私た

ちは決して市に対して補助金をくださいと言うつもりはありません。ただただ人的応援が得られれば、大会の継続は可能だと思いますので、前向きな検討をお願いします。私たちのほかにも水俣を盛り上げようと頑張っている団体もありますので、そういうところにも水俣市としての配慮をお願いして、今回の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美でございます。

中東でまた新たな戦闘が勃発しました。この世で戦争ほど罪深いものはありません。未来ある子供たちを含むおびただしい犠牲、世界経済にもたらす混乱、そして地球温暖化をより深刻にしています。

市民の方とお話をしていると、誰もがこれから先がどうなるのかと不安を感じておられるのが分かります。

住み続けられる地球を残すために、私たちは何をして何をすべきではないのか。

真剣な議論と取組が求められていることを念頭に置きつつ、以下、通告に従い質問をいたします。

大項目1、物価高騰に苦しむ市民、事業者支援について。

①、地域の実情に合わせて使うことができる国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分を活用して、これまでどのような事業を実施したか。

②、令和6年度分の残額はどれくらいあるか。また、令和7年度分の同交付金の交付予定額はどれくらいあるか。

③、水俣市の上水道と契約している一般家庭は何件あるか、また、その件数の1か月分の基本料金の総額はどれくらいになるか。

大項目2、総合医療センターの経営状況について。

①、全国的に病院の経営状況が悪化し、倒産や廃業が増えている。総合医療センターの収支状況はどうか。また、収支悪化の要因は何か。

②、収支悪化が今後も続いた場合、どのような影響が出てくるか。

③、国の支援メニューにはどのようなものがあり、総合医療センターが活用できるものはあるか。また、これらの補助金によってどの程度赤字をカバーできるか。また、熊本県は県内の公的病院に対し、どのような支援を行っているか。

大項目 3、不登校児童生徒の居場所づくりについて。

①、本市の不登校児童生徒数のここ 5 年間の推移と子ども自立支援室の利用者数の推移はどうなっているか。また、現在、不登校児童生徒で、ほとんどの時間を自宅で過ごしている児童生徒はどれくらいいるか。

②、不登校の児童生徒が自分の教室以外に行ける場所にはどのようなところがあるか。

③、不登校または不登校傾向の児童生徒がクラスにいる担任の先生は、通常、その児童生徒にどのような対応をしているか。

④、人が社会的に自立するためにはどのような能力が必要か。

大項目 4、水俣病について。

①、水俣病被害者やその家族は、身体症状による苦痛に加え、周りから差別され、いじめや縁談が破談になるなど心に大きな傷を負ってきた。その原因は何だったか。

②、株式会社トライグループが「水俣病は遺伝する」との誤った情報を10年にわたって会員向けに配信し、さらに誰もが視聴できるユーチューブ配信によって7万人の人が閲覧していた。この問題発覚後、市長はどのようなアクションをとったか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、物価高騰に苦しむ市民、事業者支援について、答弁を求めます。

白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 初めに、物価高騰に苦しむ市民、事業者支援について、順次、お答えします。

まず、地域の実情に合わせて使うことができる国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分を活用して、これまでどのような事業を実施していたか、との御質問にお答えします。

これまで、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分を活用した事業としましては、物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者を支援する「水俣市 P a y P a y ポイント還元キャンペーン事業」、電気使用料の価格高騰に伴い増加した、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための「水俣市省エネ家電買換え促進補助金交付事業」、食材費高騰による給食費の値上げや食材の切詰め等を防ぐことを目的に、子育て世帯の負担軽減を図る「物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金交付事業」をはじめ、物価高騰の影響を受けている保育施設

や高齢者施設への支援、LPガス使用世帯の負担を軽減するための事業などを実施しております。

次に、令和6年度分の残額はどれくらいあるか。また、令和7年度分の同交付金の交付予定額はどれくらいあるか、との御質問にお答えします。

本市における令和6年度分から繰り越した交付金残額につきましては、今後の実績により変動しますが、現時点で1,247万7,000円です。

また、令和7年度分として追加交付される予定額は1,468万8,000円です。

○議長（岩村龍男君） 永田上下水道局長。

（上下水道局長 永田久美子君登壇）

○上下水道局長（永田久美子君） 次に、水俣市の上水道と契約している一般家庭は何件あるか。

また、その件数の1か月分の基本料金の総額はどれくらいになるか、との御質問にお答えします。

直近、令和7年6月調定分では、契約件数が、9,686件、基本料金及びメーター使用料に消費税及び地方消費税相当額を含めた総額は、おおよそ994万5,000円となります。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 あらゆる食品、消耗品が値上がりし、収入の少ない方、年金暮らしの方から、本当に厳しいという声をたくさん頂いております。ある生活保護受給者の方は、しばらくお米を食べていないと、カップラーメンの買いだめを指さしました。

日本共産党は一貫して、消費税の減税が最も効果的な物価高騰対策だと主張してきましたが、これまで給付金や交付金による対応が繰り返されてきました。これらは一時的な効果はあるものの、給付作業や事業設計に労力を要し、自治体職員を疲弊させてきたと私は考えています。

しかしながら、配分されたものは有効活用する必要があります。冷蔵庫やエアコンの買換え補助金は、温暖化対策に寄与し、熱中症予防として喜びの声がある一方で、買換えを必要としない方には恩恵がありませんでした。スマホ決済は新たな決済手段に対応できるお店が増えて利便性が上がった一方で、使いこなせない高齢者からは恨み節が聞こえ、隣町で実施された全町民への商品券の配布を羨む声がありました。

そこで次は、全ての人に恩恵のある水道料金の値下げを検討していただけないかと思い、1か月分の基本料金を免除した際の予算額をお聞きしました。大体1,000万円程度とのことでした。実績のある甲佐町に聞きましたところ、実施にはシステム改修が必要で、これに40万円を計上。一部独立した水道組合もありますので、それぞれの組合の基本料金も対象にしたとのことでした。それらを加えたとしても1,000万ちょっとになりそうです。残りの補助金額が2,700万円程度あるということですので、2か月程度減免できるのではないかと思います。実施するお考えがないか

伺います。質問は1点です。

○議長（岩村龍男君） 永田上下水道局長。

○上下水道局長（永田久美子君） 甲佐町では水道料金の基本料金を4か月間免除したけれども、水俣市では実施しないのか、との御質問でございました。

甲佐町と同様に水道料金の基本料金を免除する場合、現在の交付金残額では、1世帯当たり約1,000円を2か月間免除することが可能となります。

しかし、水道料金システム改修費として最大約110万円、改修期間が最長で2か月必要となりますので、現在のところ実施する予定はございません。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 システム改修料、そしてシステム改修にかかる期間もお調べいただきまして、今回は予算的には余り大きな効果を得られないのではないかと、私もそこは理解しました。

しかしながら、今この瞬間も生活が苦しくて困っておられる方がいます。何らかの手を打っていただきたいと思いますが、本交付金の活用方法について何かお考えがあるのか、お聞かせいただいて、この質問は終わります。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 高岡議員3回目の御質問にお答えいたします。

当補助についての今後の活用状況について考えを聞きたいということでございました。

今後は、物価高騰により増額改定された給食費について、増額分の一部を補助する「学校給食費補助事業」を実施することで、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

また、国が示す推奨事業メニューの要件に照らしつつ、本市を取り巻く実情を総合的に勘案するとともに、交付予定額を加味しながら、交付金の活用事業を選定してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、総合医療センターの経営状況について、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、総合医療センターの経営状況について、順次、お答えします。

まず、全国的に病院の経営状況が悪化し、倒産や廃業が増えている。総合医療センターの収支状況はどうか。また、収支悪化の要因は何か、との御質問にお答えします。

当院の収支状況につきましては、新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年度までは、黒字経営となっていました。新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症へ移行した令和5年度においては、約5億3,300万円の赤字を計上しており、令和6年度決算も同程度の赤字となる見込みで、収支は悪化しています。

収支悪化の要因としましては、1つは新型コロナウイルス感染症の発生による受診控えから患者が減少しましたが、5類移行後においても患者数が戻ってきていないことがございます。

加えて、当院では5類移行後も感染病床を確保しながら事業運営を行わなければならないことは変わらず、感染症の患者さんの受入れにより、入院制限等を行う必要が度々生じるなど、コロナ以前の運営状況に戻すことが難しい状況であるということも要因として挙げられます。

また、令和4年度までは新型コロナウイルス関連の補助金等での補填があり、患者が減少しても収支が悪化することはありませんでしたが、令和5年度以降、関連補助金等は、ほぼなくなっているということも影響しています。

また、昨今の物価高騰、人事院勧告に対応した人件費の上昇により経費が増加していることも収支悪化の要因となっています。

次に、収支悪化が今後も続いた場合、どのような影響が出てくるか、との御質問にお答えします。

病院に支障が出てまいります。経営改善に向け、経費の圧縮等も必要となるため、必要な人員を配置することが難しくなることが想定されます。また、診療体制や病院機能の見直し、病院規模の縮小も含めた検討も必要となる可能性があります。

次に、国の支援メニューにはどのようなものがあり、総合医療センターが活用できるものがあるか。また、これは補助金によってどの程度赤字をカバーできるか。また、熊本県は県内の公的病院に対してどのような支援を行っているか、との御質問にお答えします。

直近では、医療施設等経営強化緊急支援事業として、生産性向上・職場環境整備等支援事業や、病床数適正化支援事業等のいくつかの支援メニューがあります。これらは、都道府県を通して補助事業が実施される構成となっているため、熊本県の支援も国と同じメニューとなります。なお、熊本県においては、現在、要綱等の制度設計中と伺っております。

当院としましては、当院が実施する事業と支援メニューが合致するのかどうかを検討し、活用可能なものについては活用していきたいと考えています。しかしながら、現在の物価高騰や人件費の上昇に対しては、補助金で賄えるものではございません。診療に必要な経費は診療報酬で対応できる制度設計であることが本来の姿であり、必要なことと考えます。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 病院6団体が揃って国に財政支援を要望したというニュースに接し、物価高騰で医療機関が大打撃を受けていることが分かりました。2024年の医療機関の倒産、休廃業、解散が過去最高とのこと。御答弁の中では余り詳しくはお話しされていませんでしたけれども、病院の収益は公定価格で決められています。自由診療でない限り収益を増やすことはできません。

一方で、医療行為に必要な医療材料や燃料、食材など何もかもが値上がりしており、物価上昇

分に見合う診療報酬改定が行われていません。そのため、全国の病院の7割が赤字になっているそうです。

一般の病院では赤字になると、スタッフにボーナスを出せません。人が辞めていき、職場がブラックになり、さらに人が減ったことで、閉院というところが少なからずあるようです。日本は海外と比べると人口に対して病院数は多いものの、医師の数は最も少ないそうです。過疎地の自治体病院では、医師の不足で病院から診療所へ、さらに診療所のベッドを廃止へと住民の命綱がどんどん細くなっている事態が起きています。

水俣市総合医療センターは急性期病床を持つ水俣市民の命綱です。また、津奈木、芦北、伊佐市民からも頼りにされており、何としても健全な医療活動をしてもらわなくてはなりません。自治体病院は不採算部門を担っており、公務員給与の体系にあることから、そもそも公的な財政支援がなければ成り立ちません。

それで、1つ目の質問は市長に伺います。先ほど御答弁にありました国の補助金、生産性向上・職場環境整備等支援事業、これは4床以上の入院ベッドを持つ全ての医療機関に対して1床当たり4万円の補助金を出すというものです。349床ある医療センターの場合は約1,400万円ほどになります。5億円以上ある赤字に対して1,400万円の補助金です。ないよりはいいですが、赤字解消には程遠い額です。

また、病床数適正化支援事業という補助金も提示されています。これは病床を自主的に削減した場合に、1床当たり410万円が出るというものです。病床の減反が始まったと表現した医師もいますが、赤字で苦しんでいる病院がこれに殺到し、予想をはるかに超える申請があったために予算オーバーとなって、自治体病院は対象外になる方向が示されています。

この病床削減誘導策は、地域の医療ニーズ以上の病床が削減されてしまう危険もあり、慎重になる必要があると思いますが、いずれにしても、国の支援だけでは医療センターの赤字の手当ては難しいと思います。これを放置すれば、御答弁にありましたように、思うように人員の配置ができなくなり、負のスパイラルに陥ることになりかねません。自治体の第一義的な使命は、市民や県民の命、財産を守ることです。公立病院を運営する県内の市町とも連携をして熊本県に財政支援を働きかけるお考えがないか伺います。

2点目は、病院管理者に伺います。今回の物価高騰による打撃は大変大きなものですが、そもそも人口減少という病院にとって厳しい環境がつけられつつあります。しかし、いつでも駆け込める病院がなくなってしまうえば、ますます人口減少が加速してしまいます。何としても、急性期医療を担う病院を維持してもらわなければなりません。それで、中長期視野で考えたときに、今ある医療資源をどのように運用すれば、医療サービスを提供し続けられるとお考えでしょうか。何かビジョンをお持ちでしたら御紹介いただきたいと思います。質問は2点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） はい、私のほうからは、市として県の財政支援をもらえるように働きかける考えはないかという質問でございます。

地域で適切な医療を受ける環境があるということは、安心して暮らし続けることができる地域づくりの必須条件というふうに考えております。

市としましては、水俣・芦北地域振興計画にもこういう問題は盛り込んでおりまして、今後もですね、様々な機会を捉えて要望等を行っていきたくと考えています。以上です。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 医療センターとして今後病院を存続させていく、今後のビジョンについてでございますけれども、地域住民が安心して医療を受けられる、適切な医療を提供できる環境を守るために、当院をこの地域に維持存続させていかなければならないと強く考えております。

令和5年度には、経営改善に向け、入院基本料の上位取得や、看護体制の見直しをはじめとした入院受入体制の改善、強化を病院一丸となり行いました。そのことにより、令和6年度は入院収益、入院患者数ともに令和5年度より増加しております。

これから先、持てる資源を有効に活用し、高度で適切な医療を提供していくためには、ICTの活用が必要となってくると考えます。

しかしながら、ICTの活用においてはいくつかの課題がございます。

例えば、専門医間のオンラインコンサルトなどは、有効でありながらもその行為が診療報酬に反映されず、医師の使命感に頼らざるを得ない状況などがあります。

また、診療情報の共有に有効な「くまもとメディカルネットワーク」は、熊本県外の医療機関では導入経費の支援等がないために、導入が進まない状況です。

当院は鹿児島県との県境に位置しており、北薩地域の患者さんも多く、よって、北薩地域の医療機関との連携が必須となりますが、医療圏は県単位で設置されているため、ICTを活用した連携を望んでも支障が出る状況が生じています。

適切で高度な医療の提供に必要であり、かつ有効な行為については、診療報酬として反映させること、また医療圏に関しましては、住民の生活圏や地域の実情に応じた柔軟な運用も可能にするなどの検討が必要と考えますが、これらについては当院が独自で実施できるものではございません。

現在の実情などを県や国に届け、また、この地域に適切な医療が受けられる環境を存続させ、地域の皆様が安心して暮らせるまちづくりにつなげていくため、行政、市議会におかれましても御協力いただきますようお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 市長からは様々な場面で要望していただけるということで安心いたしました。それから、病院管理者から行政や議会にも協力をというお話が今ございました。それで今説明された構想なんですけれども、医療の話っていうのはやはり素人にはちょっと難しい部分がございます。

それで最後に、こういう理解でいいかと確認するためにお聞きいたします。

まずICTの活用が鍵だと言われました。具体的には、熊本県はメディカルネットワークというICT技術によって、患者さんの情報を複数の病院がオンライン上で同時に見ることができるようになっています。私も経験がありますが、小さな病院から専門医に紹介された際に、患者が最初から説明しなくても、ドクターがパソコン画面で発病からの経過を確認し、その上で、今の症状を尋ねてくれます。とても話が早いと感じます。しかし、専門医間のオンラインコンサルトと言われましたけれども、これは先生同士がこのICT技術を介して、より専門的な立場からアドバイスをもらうということかと思えますけれども、その際に、実際に治療行為をする側には診療報酬が入るものの、アドバイスをした側はボランティアになってしまう、こういう理解でよろしいでしょうか。もしそうだとしたら、この行為を診療報酬に反映させ、さらに活用しやすくするためには、誰がどこにどのような働きかけをすることが有効なのか、教えていただきたいと思えます。

また、くまもとメディカルネットワークが県境を越えて利用できるようになれば、医療センターを利用されている北薩の住民にとって間違いなく利便性が上がると思えます。次の水俣・芦北地域振興計画に県外の病院に利用を広げるための支援策を盛り込む、そういうことを要望しているので、議会からも後押しをしてほしいと。こういう理解でよろしいでしょうか。

最後、簡単で結構ですので御答弁お願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） オンラインコンサルトが診療報酬に反映されていないという点については、もう議員お見込みのとおりです。

なお、診療報酬への反映については、当院でもですね、診療報酬の新設等に対する意見聴取のほか、様々な要望や意見を上げる機会を捉えて日本医師会や厚生労働省に伝えているところですが、地域医療を存続するための課題として、行政や市議会からも要望等について御支援を頂きたいと考えております。

また、くまもとメディカルネットワークに関しましても、議員お見込みのとおりでございます。今後の地域医療の維持、存続のため、お力添えを頂きますと、心強い限りでございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 次に、不登校児童生徒の居場所づくりについて、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、不登校児童生徒の居場所づくりについて、順次、お答えします。

まず、本市の不登校児童生徒数のここ5年間の推移と子ども自立支援室の利用者数の推移はどうなっているか。また、現在、不登校児童生徒で、ほとんどの時間を自宅で過ごしている児童生徒はどれくらいいるか、との御質問にお答えします。

本市のここ5年間の不登校児童生徒数及び子ども自立支援室の利用者数は、令和2年度が、18人と10人、令和3年度が、23人と11人、令和4年度が、42人と12人、令和5年度が、57人と12人、令和6年度が、69人と13人になっています。

また、不登校児童生徒で、ほとんどの時間を自宅で過ごしている児童生徒の数は、令和2年度が、9人、令和3年度が、11人、令和4年度が、19人、令和5年度が、23人、令和6年度が、38人です。

次に、不登校の児童生徒が自分の教室以外に行ける場所にはどのようなところがあるか、との御質問にお答えします。

不登校の児童生徒が自分の教室以外に行ける場所としては、校内では、保健室や図書室、相談室、校内教育支援センターがあります。

また、校外には、子ども自立支援室等があります。

次に、不登校または不登校傾向の児童生徒がクラスにいる担任の先生は、通常、その児童生徒にどのような対応をしているか、との御質問にお答えします。

熊本県教育委員会から出されている「令和7年度不登校対策重点取組事項」に沿って、欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目で管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会等の開催、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した対応に取り組んでいます。

その他、個別の事案に応じて、学校で面談を行ったり、子ども自立支援室を訪問したりしています。

次に、人が社会的に自立するためにはどのような能力が必要か、との御質問にお答えします。

文部科学省作成の資料によると、「社会的自立」とは、「社会の一員として責任ある行動をとり、人とのかかわりの中で合意形成する。」とあります。

この社会的自立のためには、様々な能力が必要ですが、例えば、コミュニケーション能力や協調性など、社会性を身につけることが必要であると考えます。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 全国で不登校児童生徒の数が34.6万人、11年連続で増加していると新聞でも大きく報じられました。以前質問した際に、本市の不登校児童生徒の数は、コロナ前は横ばい状態だったと確認しています。しかし、コロナ時期から少しずつ増加し始め、今回お答えいただいた数字を見ますと、毎年10人ずつ増え続けており、現在69人とのことです。そのうち38人、1クラスに匹敵する子供がほとんどの時間を自宅で過ごしているとのことです。

そのような中、私どもがとったアンケートで、あなたが欲しい子育て支援は何ですか、という問いかけをしたんですが、1位が給食費の無償化、そして2位が不登校児童生徒の居場所づくりが選ばれていました。これは大きな社会問題だと考えますので、ぜひ真剣な議論をお願いしたいと思います。

文科省は、不登校児童生徒への支援は、社会的自立を目的に行われなければならないとしています。この社会的自立という言葉、先ほど、合意形成の力とかですね、おっしゃったんですけど、これ何でも自分で解決できる力だけを指しているのではなくて、困ったときに助けを求める力も含んでいます。

この社会的自立にはどのような能力が必要かお尋ねしました。コミュニケーション能力や協調性など社会性を身につけることと挙げられました。そのとおりだと思います。

もう一つ、社会に出て困らないためには、最低限の基礎学力、特に国語力が必要だということも付け加えておきたいと思います。

では、ほとんどの時間を家で過ごしているこの38人の児童生徒は、この社会的自立につながる力を身につけることができるのでしょうか。中には、家でも勉強できるという子供がいるかもしれませんが、共働きが当たり前になっている昨今、両親が仕事に出かけてしまったら、恐らく好きなだけ寝て、起きたらゲーム三昧という生活に陥りやすいのではないのでしょうか。そして、専門家の話では、この状態が長くなればなるほど、保護者のコントロールがきかなくなり、暴れ出すなど、親子間のコミュニケーションがとりにくくなる。そして完全に引きこもりになり、立ち直りに時間がかかる重症なケースに至るため、そうなる前に早く手を打つことがとても重要だと指摘しています。担任の先生の対応を教えてくださいましたが、欠席して3日目には不登校対策委員会等が開催されるとのことです。早めの対応を心がけておられることが見てとれます。しかし、毎年10人ずつ増えていっている中で、電話をしたり家庭訪問したり、担任の先生の負担は増える一方ということになります。そこで3点提案をしたいと思います。

まず、不登校の子供はそれぞれの理由で自分のクラスに入れられない状態になります。ですから自分のクラス以外に過ごせる場所を確保してあげることが必要です。現在どのような場所があるかお聞きしました。各学校での空き教室や保健室など、そして自立支援教室、あと答弁ではなかつ

たんですけれども、学校外には家庭児童支援センター、オリーブの木さんなどがですね、受入れをされています。それで、学校の空き教室というのは、そこがその子にとって安心できる場所であれば、自分で通える距離でもあり、給食を利用できるメリットもありベストな選択なのではないかと思います。しかし、そのような空間があるか、また、そこに指導員を置けるかは、学校の条件によって違うと聞いています。まずは、どの学校にも不登校児童生徒がいつでも安心して過ごせる教室を確保してほしいと思いますが、どのようになっているか伺います。これが1点目です。

一方で、そもそも学校自体に行きたくないという子供が当然ながらいるはずですが。そのような子供が行ける場所として設置されているのが自立支援室です。そこには教員免許を持った先生が常駐しており、自分のペースで学べる個別指導が行われています。ところが、実際にこの自立支援室を利用している児童生徒数は、不登校の子供の数の伸びに比例をしていません。その理由の一つが、通学手段の問題だと考えます。

ヒアリングをしたところ、現在自立支援室を利用しているのは、ほぼ第一小中学校の児童生徒です。緑東中学校の生徒も2名利用しているそうですが、うち1名は保護者の送迎が可能なため、常時利用できているとのことでした。また、昨年は袋中学校の生徒が1人利用していたそうですが、この子は毎日自分でバス代を払って通い、しっかり進学を決めたそうです。何らかの理由で学校になじめない生徒も、こういう場所があることで、社会との接点を切らさず、目標を持ち、先に進むことができます。この場所をどの地域からも利用できるようにすることは、市として取り得るひきこもり防止対策の一つではないでしょうか。

そこで2つ目の提案です。芦北町では、平成25年から不登校児童生徒に特化した支援員を中学校区ごとに3名、配置しています。担任と連絡を取りつつ、自宅を訪問し、声をかけ、送迎をするそうです。芦北町の担当課にお話を伺いましたが、この支援は家にひきこもらせないという目標、目的に対して、間違いなく効果を上げているとのことでした。このような支援員がいれば、地域的な条件によって自立支援室の利用を諦めなくて済みますし、送迎が終わった支援員さんには、空き教室があっても指導員を置くことができない学校や、何より大変忙しい担任の先生のサポート役になってもらいます。ちなみに学校以外の居場所の一つとして、家庭支援センターオリーブの木さんは、このような不登校や行きしぶりのある子供の送迎支援を自主的にされています。しかし、オリーブさんの支援を受けられているのは実際の不登校児童の一部にしかすぎません。まずは市が率先して取り組むべきと考えます。その考えがないか伺います。

そして3つ目です。これは以前から指摘していることですが、自立支援室が午前中しか開設されていないことが子供たちの利用機会を狭めていると考えます。不登校になると、昼夜が逆転して生活リズムが乱れがちです。朝10時11時に目が覚めてしまうと、それから準備して教室に着い

たとしても、すぐに帰る時間になってしまいます。これでは行こうという気力も湧きません。たとえ寝坊してしまったとしても、午後から行って2、3時間でも過ごせば、一日中ゲームをしてしまったときとは比べ物にならない、自己肯定感が生まれるはずで、自立支援室を通常の学校の授業時間に合わせて開設することを求めます。以上3点について答弁を求めます。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） ただいまありました、3点についてお答えいたします。

まず1点目。利用可能な空き教室がある学校においては、校内教育支援センターを設置し、机や椅子など環境を整えることで、不登校児童生徒が安心して過ごせる場の確保に努めているところです。

2点目に、芦北町によると、町の地理的条件から、遠方の児童生徒も自立支援室を利用できるよう、不登校対策支援員が送迎も担っているということでした。

本市においては、子ども自立支援室の指導員が、子ども自立支援室を利用している児童生徒の実態に応じて、電話連絡や進路指導、面談等を行い、通室、通ってくることで、通室を促しているところです。

また、自立支援室を利用していない児童生徒に対しましては、本市配置のスクールソーシャルワーカーを、専門的な見地から、効果的な支援に不可欠なアセスメントを行い、自宅を定期的に訪問するなど、利用につながるよう支援を行っております。

これらの対応により通室を促しているため、現状、本市において送迎のための不登校対策支援員の配置は考えておりませんが、個々の児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、今後も取り組んでまいります。

それから3点目、子ども自立支援室の午前中の開設については、児童生徒の生活リズムを整えること、また、多様な学びの場として、午後からの登校も選択肢の一つとすることを意図しており、現在の児童生徒の利用状況や負担感、指導員の配置や設備を含めた支援体制の整備の面から、学校登校日の午前中の開設が適当と判断しております。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 私はこの質問するのはもう3回目なんですけど、ほとんど答弁の内容が変わっていないなというふうに感じました。目に見えて不登校児童が増えている中で、この姿勢で本当にいいんだろうかと、正直驚いております。

今回提案したときに、不登校に特化した支援員を配置することは、10年前から取り組んでいる芦北町では間違いなく効果があると言われていましたし、水俣市内の学校現場からも強く望まれています。こういう予算を伴う提案をすると常に及び腰になるんですが、教育は人が全てです。人にお金を使うことをためらっては駄目だと思うんです。

付け加えますと、人件費というのはよっぽどのお金持ちは預金に回してしまうかもしれませんが、そうでなければ、ほとんど地域で消費をされて、そして、地元の経済に波及をして、結局税金として返ってくる、そういう代物です。税金の使い道としてとても有効だという見方もできます。

今学校はとにかく人を必要としています。教育長も現場におられた方ですからよく御存じのはずです。お金を惜しまずに人員を確保すべきではないでしょうか。それでもやらないというのであれば、この自宅にこもっている38人の児童生徒が将来自立できるように、どのような手だてをお考えなのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 高岡議員の本当に真剣な御質問に対して、私も、やっぱり考えることがございます。今お答えできるところを、本日は、お答えいたします。

学校以外に安心して過ごせる場所については、先ほどお答えしましたが、本市には子ども自立支援室や校内教育支援センターをはじめ、複数の福祉関係施設等があります。

人の配置としましては、芦北町には配置されていない専門性の高いスクールソーシャルワーカーを3人配置しており、家庭訪問等による児童生徒への直接的な支援を行っております。先ほど申しましたけど、また、熊本県が配置するスクールカウンセラーや福祉関係機関と連携をし、専門的見地による総合的な支援も実施しています。

その他、本市においては、不登校対策について協議を行う自立支援事業連絡協議会を年3回開催しており、民間施設の関係者も含め、児童生徒を支援する関係者が一堂に会し、協議を行っているところです。

今後もこのような支援体制を維持・充実させ、この地域の実態に合った支援策を講じてまいります。

今、家庭にこもりきりの子供たちについてどうするんですかということだったと思いますが、やはり先ほど話がありましたけれども、子供たちが独り立ちしていくために、やはりそのために、もともとは学校教育というのがありまして、集団の中で生活をして、その中でなかなか大変なことがあって今学校に行けないというところがあると思いますけれども、また機会がございましたら、時間も迫っておりますけれども、そういうところについてお話がいろいろできていけばと思っております。ありがとうございました。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣病について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病について、順次、お答えします。

まず、水俣病被害者やその家族は、身体症状による苦痛に加え、周りから差別され、いじめや縁談が破談になるなど心に大きな傷を負ってきた。その原因は何だったか、との御質問にお答えします。

水俣病に対する差別や偏見には様々な原因があると考えておりますが、特に水俣病に関する正確な情報が伝わっていなかったことが一因と考えられます。

次に、株式会社トライグループが、「水俣病は遺伝する」との誤った情報を10年にわたって会員向けに配信し、さらに誰もが視聴できるユーチューブ配信によって7万人の人が閲覧していた。この問題発覚後、市長はどのようなアクションをとったのか、との御質問にお答えします。

この問題発覚後、5月27日の定例記者会見において、「非常に残念であること」、「今後も普及啓発活動を進めていくこと」などを発言いたしました。

次に、5月29日に環境省において行われた株式会社トライグループへのヒアリングについて、職員にウェブ視聴を行うよう指示し、状況の確認を行いました。

5月29日のヒアリング内容の報告を受け、市長として5月30日にコメントを発表いたしております。

続いて、6月2日に環境省、熊本県、鹿児島県、新潟県、新潟市と共同で株式会社トライグループへ再発防止に向けた取組について申入れを行ったところです。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 株式会社トライグループが子供たちに教えていた水俣病は遺伝するとの内容や、宇城市が全市民に配布したカレンダーに水俣病は感染症と記載したことは、まさに差別を誘発するものです。

水俣病をしっかりと学んだ人なら水俣病患者さんが体の痛み以上に差別されたことのつらさを訴えていることは知っています。患者ではない市民もこういう間違った情報が原因で縁談が破談になったり、接触を避けられたりした経験を持つ方が少なからずいます。事実、水俣病の語り部のお一人は、私たちには差別発言が今でも大きな心の傷となっている。このようなことが繰り返されないことを願って頑張ってきたが、その努力が無駄になっているような気持ちになって、驚き、落胆をしたと言われました。市長には、このような市民感情を代表して毅然としたメッセージを全国に発信してほしいと望みます。

しかし、今のところ余りメディアの露出も多くないですし、市長の声明そのもの、私は職員から見せていただいたんですけど、とても立派な内容だと感じたんですけど、そのような声明が発出されていること自体が、市民の中にも伝わっていないというふうに感じています。株式会社トライという大手の教材会社によって水俣市のマイナスイメージがつくられてきました。これを払拭するためには、今以上に積極的な情報発信をする必要があると思います。どのような対応を考え

ておられるか、まずこれ1点伺います。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） はい、議員2回目の御質問でございますけれども、発信がメディアに出る機会がないというふうなことでありましたけれども、私なりにしっかり情報発信をしているつもりでもありますし、今回のトライグループの問題を受けまして、メッセージも送ったところでもあります。それを見るか見ないかは、見る方の考えでもあるかと思えます。それはそれぞれの個人的な見解ではないかというふうに思っております。

そういった中で、こういったマイナスイメージを払拭するために、今まで以上に積極的な情報発信をする必要があると思うがどうかという質問でありますけれども、水俣市における啓発活動としては、水俣病を正しく理解してもらうため、水俣病資料館において、当時の貴重な写真や動画などを、そしてパネル・写真・モニターテレビ等で、紹介をします「館内展示」や、患者またはその家族、関わりのある方から当時の体験や状況など貴重な話を聞くことができる「語り部講話」などの取組を行っており、今後も引き続き対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今の御答弁は、今の水俣病資料館がやっていることをそのままやると、そういうふうに取り受けましたけれども、今ネット上に上がった情報っていうのは、拡散され始めると人を死に追いやるほど力を持っています。

トライグループの教育教材は病気で長期に休んでいた生徒にトライの教材を使って勉強させたことがあるという先生もおられましたけれども、かなりの影響力があると考えます。だからこそ、世間の注目度も高くなっています。

これは裏返せば、このタイミングで水俣市からも発信をすれば、多くの人に伝わるチャンスがあるわけです。水俣病に関しては、水俣市が持っている以上の情報、すなわち事実に基づいた人の心に刺さる内容、未来への教訓に満ちあふれた内容、そういう発信をできる場所は水俣以外にありません。その中心に水俣病資料館があり、その資料館の情報には、自由にアクセスできる、こういうことをアピールできないでしょうか。

一例ですけれども、現在の資料館は現地で生の情報に触れてもらうことを方針としています。そして語り部のお話は、DVDの貸出しのみとなっており、申請の手続をしないと、全部の内容を見ることができないハードルの高いものになっています。

一方で、広島原爆記念館では、同じように語り部講話が館内で実施されていますが、ホームページ上でユーチューブ動画を自由に見ることができるようになっています。

私も経験がありますが、単に文字づらで差別に苦しんだと教えられるのと、実際に差別された

方から具体的な経験を聞くのでは、その衝撃度が全く違います。

株式会社トライがネット上で間違っただ情報を拡散したのであれば、もはや回収することはできません。これを塗り替えるには、これに勝る情報を流すしかありません。これを機会に水俣病資料館の方針を転換して、誰もがアクセス可能なネット戦略にも力を入れてはいかがでしょうか。

そして、ぜひ市長には、市民を励ますためにも新たな取組を始めたことや、今現在の水俣の魅力が大いにマスコミにアピールしていただいて、誘客にもつなげていただきたいと思います。このことについてお考えを伺って質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

ネット戦略を使ったらどうかということですが、結局、ネットによって今回のような間違いが起こったということもあります。

もろ刃の剣ではないのかなというふうな感じもしますが、本市としましては、水俣に実際に足を運んでいただいて、語り部の方のお話や、展示の見学によって水俣病学習と合わせて、水俣病を経験した市民の皆様の努力によって再生した今の水俣についても知っていただくということが大事かというふうに考えております。その上で、水俣病資料館におけるインターネットでの情報配信などはどのように進めていくかについては今後検討してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時35分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。I's水俣の藤本壽子です。

梅雨の季節、何より大雨による土砂災害、川の氾濫などが心配されます。避難のため準備されている装備品については、地域での使い方についての講習などができないかと考えているところです。

さて、議会においては、新しく「議会改革特別委員会」が設けられ、議論が始まっております。何をどのように議論し、議会を変えていくのかということが大切であると思っております。

先日、大変興味ある記事が熊日新聞に掲載されました。「地方の議会力」という見出しで掲載されていました。その内容は、6月10日に熊本市議会と熊本大学法学部が、議会の政策立案能力

の強化や大学の教育・人材育成に関し、双方が協力するというものです。「多様化、複雑化する住民ニーズに適切に対応するためには、行政のチェック機能だけではなく、質の高い政策議論が求められている」と課題を語ったとあります。協定の成果を住民に分かりやすく示し、議会の存在感を高める努力も必要だろうとあります。

多様な住民の声が議会に反映されれば、議会への関心も高まるはずですが、地域への愛着にもつながるだろう、そんな循環を期待したいとあります。何より今回の議会改革特別委員会の今後の歩みを貴重な機会として、政策論議がきちんとできるようにしたい。そのように思っています。以下、質問に入ります。

1、水俣市の農林水産業の現状と今後の取組について。

①、遊休農地については、令和5年度農業委員会の調査では、204ヘクタールということだが、現在の状況はどのようなか。

②、水俣市の10年前からの農家数はどのように推移しているのか。

③、水産物養殖事業として取り組んでおられる「恋路カキ」と「アオサノリ」の収量が激減したが、原因はどのようなことか。

④、森林営農としてある「自伐型林業」については、芦北町に連絡し、情報を得たのか。

次に、大項目の2です。全国の風力発電事業による事業の現状と水俣市の安心安全なエネルギー政策について。

①、今年5月に秋田県で起こった事故は、どのようなことであったか。

②、全国の風力発電機の事故について把握しているか。

③、水俣市の再生エネルギー事業は、安心安全が一番と思うが、市の公共施設へ設置状況はどのようなのですか。

次に、大項目3です。水俣病への宇城市、「株式会社トライグループ」の間違った情報提供について、お尋ねします。

①、水俣市は宇城市にどのように要望したのか。

②、水俣市は「株式会社トライグループ」にどのように要望したか。

③、水俣病資料館においては、水俣病を正しく理解してもらうため、どのようなことを行っているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣市の農林水産業の現状と今後の取組について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 初めに、水俣市の農林水産業の現状と今後の取組について、順次、お答えします。

まず、遊休農地については、令和5年度農業委員会の調査では、204ヘクタールということだが、現在の状況はどのようなか、との御質問にお答えします。

令和6年度に農業委員会が調査を実施しておりますが、再生利用が可能な遊休農地は171.5ヘクタールとなっております。

次に、水俣市の10年前からの米農家数はどのように推移しているか、との御質問にお答えします。

農林業センサスの統計項目で比較すると、2015年は218あった水稲作の経営体数が、2020年には174に減少しております。最新の2025年の調査結果は公表されていないため比較できませんが、近年の人口減少の傾向、水田を含む農地の利用状況等を考慮すると、2020年の調査時よりもさらに減少していることが見込まれます。

次に、水産物養殖事業として取り組んでおられる「恋路カキ」や「アオサノリ」の収量が激減したが、原因はどのようなことと思われるのか、との御質問にお答えします。

このことにつきましては、研究機関であります県水産研究センターと県南広域本部水産課、生産者に確認したところ、まず、恋路カキについては、海水温の上昇、長雨による栄養塩の減少、赤潮の発生等が例年より大きかったことにより生育に影響を与えたのではないかとということです。

次に、アオサノリについては、八代海沿岸において、珪藻類プランクトンが例年より多く発生したことが一つの要因ではないかと考えられますが、これといった原因はつかめていないということです。

どちらも、海域の生態系や環境の変化に伴うものであり、単年度で原因を追求することは困難であるとのことでありました。

次に、森林営農としてある「自伐型林業」については、芦北町に連絡し、情報を得たのか、との御質問にお答えします。

令和6年6月に本市農林水産課から芦北町農林水産課に確認したところ、自伐型林業の展開はこれからだということをお聞きしております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

私は、スーパーに行き、必ず米売場に行きます。そのたびにため息が出ます。たまたま我が家は頂いた米がまだあり、食いつないでおりますけれども、年金暮らしの方や独り親の家庭は本当に大変なことだと思っています。答弁にありましたように、水俣市も米農家が少なくなっており

ます。また、遊休農地については、令和5年と6年を比較すると減少しているということで、農業委員の皆さんの御努力もあるのかとも思いました。

話を米に戻します。NHKのクローズアップ現代という番組があります。この番組にも出演されたり、昨年は芦北で講演会もありました、年間200回という全国の講演活動をされ、さらに各党派との懇談会なども行われている鈴木宣弘東大特任教授によると、2024年、昨年ですね、2024年11月29日に公表された国の財政当局の農業予算に対する考え方は、残念ながらこのようなことだと指摘されています。

1、農業予算が多過ぎる。2、飼料米補助をやめろ。食糧自給率を重視するな、というようなことで、また、備蓄米を減らせというようなこともあったということで、本当に残念だというふうに見解を述べられました。

それに対し鈴木先生は、「地産地消」、「国消国産」、食糧自給率向上が不可欠と訴えた。各政党並びに超党派の協同組合振興研究議員連盟が、これに今着目をし始めています。

先生の主張は、1、食糧安全保障のベースになる農地10アール当たりの基礎支払い。それから多面的機能、コスト上昇や価格下落による経営の悪化を是正する。さらに、増産した米や乳製品の政府の買上げを行い、備蓄積み増しや国内外への援助に回す。何よりもですね、何よりも、「日本型直接支払い」政策を超党派で行う、ということをご提案されています。

また、今回の備蓄米の価格を無理やり下げても米不足や価格高騰の改善にはつながらないのではないかと。やはり何より根本に戻ること、供給不足である。この間政府は、減反政策を行ってきましたが、このことをしっかり反省して、米の生産に責任を持つ農政にかじを切り替える必要があると主張されています。これは国の政策転換が地方も、これを待っているのではないかと私は思っています。

今回、米にこだわり質問をいたしました。水俣でも農業離れはとどまるところを知らない状況です。何とか若者に米を含めた農業に目を向けてほしいと思い、質問をいたします。以前も投げかけたことがあると思いますが、質問の1番です。

まずですね、市民農園を増やし、活用してもらえないか。私の周りの休耕田、本当にたくさんございます。これを施策に取り組んでもらえないかと思っております。

次に、米農家を増やすということでは、後継者や兼業農家に講習会はできないかと思っております。具体的には新聞で御覧になったかと思っておりますが、津奈木町で募集された取組に、「お米の学び直し講習会」という取組があり、お話を聞きしに行きました。米作りを基礎から学ぶ。収穫までの必要なプログラムを座学3回、現地講習会6回あり、株式会社アグリ津奈木と県の農業普及指導員がノウハウを伝授していると、このような取組をお聞きしてまいりました。このような取組が水俣ではできないかと思っております。これを質問の2番にしたいと思っております。

次に、3番目の質問です。本当に私はこのことを深刻に捉えております。海の養殖事業についてです。今年の状態を見る必要があると思いますけれども、種つけ後の海水の汚濁、温度を注視していただけないか。注視する必要があるのではないかと思います。先日、東町漁協のアオサノリ担当者が知り合いでしたので、近年2、3年のアオサノリの収穫状況をお聞きしましたが、収量はほとんど変わらないということです。なぜ水俣が収量が落ちたのか。原因は地球温暖化だけではないのではないのでしょうか。アオサノリには牛の毛と言われる海藻が例年になく巻き付いて、生育もよくなかったとお聞きしました。収穫量が激減した。また、カキ生産者にもお話を聞きましたが、6分の1まで落ちたということでした。水が例年より濁っていたので、高速道路の工事などが原因ではないかと、国交省との関係者とも話し合ったということでした。ここで質問をします。

今年は特に熊本県水産研究センターなどとともに、密に連絡を取り、生産の状況を注視してほしいと思いますが、いかがでしょうか。付け加えますが、恋路カキもアオサノリも水俣の水産物の水揚げが落ちる中、水俣の水産物の明るい兆しとして、親しまれてきたと思っております。存続に力を尽くしていただくようお願いしたいと思っております。

4つ目は、自伐型林業についてです。この農法は、もともと所有と経営を自立、自営の林業、兼業家族経営を推奨し、現行林業に比較し10倍の就業創出がございまして。そしてまた、皆伐型ではないので、環境にも優しく、土砂流出を防ぐということで、現在、芦北町では、地域協力隊という形で2名の若者が山に入っておられます。1名の方は米作りもしておられます。さらに、その方たちを支援する林業家がおられ、話を聞くことができました。また、これらを牽引しているのが全国組織の自伐型林業推進協会であり、代表の中嶋健造氏は、1か月に1度くらいの頻度で芦北に来られています。水俣でも小さい集まりでしたけれども、話を聞く機会がありました。その全国フォーラムが昨年は芦北で行われました。ここで改めて質問をします。

この中嶋健造氏も含め、講師は自伐型林業をしておられる方、出水にもおられるんですけども、一度水俣市民に話をする機会を設けていただけないかと思うがいかがでしょうか。質問は4ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 藤本議員の2回目の質問にお答えします。質問は4点あったかと思っております。

まず1点目が、市民農園を増やしてはどうか、ということだったかと思っております。

市が運営する市民農園については、現在、梅戸と東部地区の葛渡で2か所開設しております。うち、葛渡の東部市民農園については、利用されていない区画もあり、現時点で新たな利用申込みも可能であります。

今後、既存の区画を上回る利用申込があるようでしたら、新たな市民農園の開設を考えていきたいと思えます。

また、市民農園については、農家など民間での開設も可能となっております。開設を希望する農家等があれば、サポートを行っていききたいと思えます。

2点目につきましては、米農家を増やすということでは、水俣の後継者などがいない危機的な状況を考えたとき、津奈木で行われた「お米の学び直し講習会」などのような取組ができないかとの御質問でした。

津奈木町のお米の学び直し講習会は、津奈木町の農業法人に委託し、農業者、県農業普及指導員、JA職員が講師となって、耕作放棄地対策として、兼業農家の後継者か、新しく米作りを始めたい人を対象に、兼業農家でも参加できるように、5月から10月の月に1、2回程度、日曜日に座学や現地講習などを行うもので、令和7年度から新たに取組が始められたものです。

受講生は原則津奈木町民となっておりますが、定員に余裕があれば町以外からも受講生を受入可能とのことで、第1回座学と現地講習会には、水俣市も1名の方が受講されております。

このような取組は、米農家を増やす有効なものと考えておりますが、栽培技術などの専門的な指導や農地の確保など関係者の協力がなければ実現は難しいと考えております。講座の開設について、多くの御要望があれば、県、農業者、JAなどの関係者と考えていきたいと思えます。

3点目です。水産物養殖事業について、今年状況を見る必要があると思えます。種付け後、海水の濁りや海水温などに注意が必要と思う。熊本県水産研究センターとも連絡して慎重に行ってほしいがいかか、との御質問にお答えします。

県南広域本部水産課、県水産研究センターにより、八代海全域の海域調査を行っており、その情報は水俣市と水俣市漁業協同組合にも情報提供されております。

また、海域の異常があった場合は、熊本県に通報するとともに、県、市の担当職員が速やかに現地調査を行っております。

引き続き、県、県水産研究センター、水俣市漁業協同組合、生産者と連携して監視したいと考えております。

最後に4点目です。芦北町の事例について、水俣市民を対象に学習会を行ってほしいがいかか、との御質問にお答えします。

令和6年6月に開催されましたフォーラムについては芦北町以外から約半数の方が参加され、本市からも興味がある方々が参加されたと聞いております。

また、林野庁や熊本県主催の林業全般に関する研修会が多く実施され、本市の林業従事者も多く参加しているため、水俣市民を対象に学習会を行うことは考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 恋路カキとアオサノリが今年はたくさん湧き出てくるように祈って、3回目の質問をしたいと思います。

私は水俣に来てから、農業には全く経験がございませんでしたが、水俣病の被害者の方々に出会って、田んぼをしたり、甘夏ミカンの収穫などを手伝っておりました。最初は植え方も分からず、いろいろな失敗をして怒られました。そのうち、私たち自らが甘夏栽培や田んぼ作りなどをするようになりました。ここで自らのことを紹介したのは、どのような若者でも何らかスイッチが入れば、必ず農業に関わるようになると、そのように思うからです。そこで質問をします。

1、農業のきっかけづくりとして、米農家に協力してもらい農繁期の手伝いを募集してもらうようなことはできないでしょうか。

2つ目の質問は自伐型林業です。大変しつこくて申し訳ありませんが、現在地域協力隊として芦北に入った自伐型林業のお二人には、家賃への補助、軽トラへの買上げ補助があるということで、町挙げての応援となっています。さきに述べたように、この農法は江戸時代世界一と言われた山林の管理法であり、何より小規模であるが、10倍の就業創出を生み、山間地に雇用を生み出すんです。山間地の村を存続させることができます。一つの方法ではないかと思っています。

この芦北に来た若者のお世話をされている方が、「森林環境税とか国民は支払っているでしょう、ああいう税金の有効利用をするべきなんですよ」と言われました。芦北では実際にそれを使っているということです。

それに加え、昨年のフォーラムでは、竹崎町長が現在の農業問題から自伐型の林業について、町でも推進していきたい旨を語られました。町長のお話をうっとり聞いておりましたが、この町長のお話を聞く機会を持つということはどうでしょうか。質問は2ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 藤本議員の3回目の質問にお答えします。質問が2点ありました。

まず1点目が、新たに米作りに取り組むきっかけづくりをするため、米農家に頼み、農繁期の手伝いを募集してもらうようにできないか、との御質問です。

今現在、農業者からの声を頂いておりませんが、要望があれば検討していきたいと思います。

次に2点目です。自伐型林業については、昨年5月にあった芦北町主催のフォーラムでこの問題に町長が大変熱心であったが、町長の話聞く機会を設けられないか、との御質問にお答えします。

2回目の質問でお答えしましたとおり、学習会の開催を行うことは考えておりませんので、そのような場を設けることも考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、全国の風力発電事業による事故の現状と水俣市の安心安全なエネルギー

ギー政策について、答弁を求めます。

小林副市長。

(副市長 小林信也君登壇)

○副市長(小林信也君) 次に、全国の風力発電事業による事故の現状と水俣市の安心安全なエネルギー政策について、順次、お答えします。

まず、今年5月に秋田県内で起こった事故は、どのようなことであったのか、との御質問にお答えします。

5月3日付の読売新聞オンラインの報道によりますと、先月、5月2日に、さくら風力株式会社が秋田県内で運営・管理する新屋浜風力発電所において、風力発電機の回転翼の羽根となるブレードが、破損落下する事故が発生いたしました。事故現場の近くに男性が倒れており、その後亡くなったとのことでした。

次に、全国の風力発電機の事故について把握しているか、との御質問にお答えします。

令和5年度電気保安統計によると、令和元年度から令和5年度までの5年間で発生した風力発電に関する事故件数は217件となっております。

次に、水俣市の再生可能エネルギー事業は、安全安心が一番と思うが、市の公共施設の設置状況はどのようなか、との御質問にお答えします。

市の公共施設においては、市役所本庁舎をはじめとする7施設と、全ての小中学校に太陽光発電設備を導入しております。

設備の導入に当たっては、事故等が発生しないよう安全安心に十分配慮をしております。

○議長(岩村龍男君) 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。2回目の質問をいたします。

秋田県で5月2日に起こった風力発電機による事故は、市内新屋浜、秋田市のですね、新屋浜海浜公園近くにタラの芽を取りに行っていた81歳の男性が被害に遭いました。午前10時半時点で20.3メートルの風が吹いていました。風車の羽根は41メートル、地上約80メートルの風力発電機であったとのこと。

この事故を受け、秋田市の沼谷純市長は、風力発電の安全対策の強化を迅速に行うこと、安全基準の見直しや地元自治体が風力発電の設置や管理に関与できる法的な仕組みづくりをしてほしい、と経済産業省に要望されました。

さて、今回は人為的な事故につながる最悪の事故となりましたが、風力発電機による事故は、行政法人製品評価技術基盤機構による風力発電事故についての一覧がありますが、2020年4月から2024年12月までの全国での事故の数を報告しています。これによると134件の事故がある。同じ秋田市新屋町新屋浜では、2010年には落雷が原因で羽根が落下しました。福井県あわら市で

は、羽根が折れました。三重県津市、伊賀両市で羽根と発電機が落下したと、いとまがありません、という報告記事がたくさんございます。

この事故に関する秋田日報の記事によると、公園内に設置されている風力発電に、地域の住民は、「風車の下は歩くと羽根が迫ってくる感覚があり、前から危ないと感じていた」とコメントがあり、続けて、「風力発電による事故は後を絶たず、安全面のリスクが改めて浮き彫りになった」との記事の内容でした。

ここで改めて質問をいたします。水俣市の山間地で計画されている（仮称）肥薩ウインドファームのブレードの長さはどれくらいあり、その重さはどれくらいありますか。質問の1番です。

次に、全国で起こっている風力発電機の事故の原因は、どのような原因によるものが多いのでしょうか。質問の2番目です。

次、最後の3つ目の質問をいたします。水俣市の基本姿勢についてお尋ねします。水俣市では風力発電事業の工事中に、10トン車が、湯の鶴、市街地を多く通るということで、沿線上に反対の意思表示が多くありました。今回、県への許可期限が切れたということで、外されている状況のようですが、市民の懸念は大きく、水俣川への汚染、沿岸海域への汚染と、懸念が多くあります。そのことは水俣市長意見でも述べていただいていると思います。山間地で再生可能エネルギー事業をすると、水俣市民の飲み水への影響、農林水産業への影響などが考えられる。事故も起こる可能性があります。

そこで質問です。暮らしの身近なところで再生可能エネルギーの普及を考えられないか。もっと私たちの暮らしの身近なところで、再生可能エネルギーの普及を考えられないか、これが3つ目の質問です。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず、1点目の水俣市山間地で計画されている（仮称）肥薩ウインドファームのブレードの長さはどれくらいで、その重さはどれくらいかという御質問にお答えします。

設置を計画している電源開発株式会社によりますと、風車のブレードは、長さが2系統あり、65メートルのものと、60メートルのもので、重さが15から20トンであると伺っております。

2番目の全国で起こっている風力発電機の事故は、どのような原因によるものが多いのか、との御質問にお答えします。

先ほどの統計資料によりますと、原因が特定されていない事故の件数が最も多く、次に保守不足によるもの、続いて台風などの風雨や雷による自然災害と報告されております。

3点目の山間地における再生可能エネルギーは、市民生活への影響が考えられ、また事故の可

能性もあるので、身近なところでの普及を考えられないか、とのお尋ねでございました。

本市におきましては、さきに答弁いたしましたとおり、公共施設への太陽光発電設備の設置などの取組を進めてまいります。

また、民間事業者が実施する再生可能エネルギー事業については、所定の必要な手続により対応してまいります。答弁以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

鹿児島県の野鳥の会の代表から1枚の写真をもらいました。出水の鶴が北の国に帰るところを写したものです。風力発電機が回る中を黒い線のように帰っていく姿が見える。

風力発電機は、時速300キロの速さで羽根が回り、質問回答にもあったように、重さ15トンから20トンという羽根が回ります。しかも、10トントラック2台分になるものが地上に落下するという大変な事故に結びつくことになるのではないのでしょうか。現実には多くの鳥たちが犠牲になり、事故の原因となっています。水俣の希少動物「クマタカ」も巻き込まれる恐れがあるのではないのでしょうか。

風力発電機の事故の原因でも分かるように、もともと再生可能エネルギーということだったが、電気を使い発電をしています。タワー部分の逆変換装置内インバーターモジュール破損というのが、報告書134の中にはたくさんございます。インバーターというのは、任意の電圧や周波数で供給される電力を任意の電圧や周波数へと変換する変換器のことだということです。私には正直なところ、余り理解ができていないところもありますが、再生可能エネルギーではありますが、電気を使わないと動かない仕組みであり、また、原因としては、雷、台風、地震に加え、長期間の立地のための破損などがあるということです。

私はこの問題が起きてから、改めて長島に行き、羽根が飛んでこなかったかと聞いて回りました。瀬戸地区では羽根は経験がないが、雷が何回も落ちて、ものすごい音がすると言われました。既に町で管理していた風車が破損しています。川床付近の住民からは、台風で羽根が落下したということを聞きました。また、雷が落ちると鉄をこさぐような音がすると言われる方もおられました。

そこで改めて質問をいたします。水俣市に確認したいこととして、再生可能エネルギー、自然エネルギーを推進する場合、立地企業も含めてですが、その工作物自身の安全性が担保できるということが必須の条件と思いますが、これについてどのように思うか、これが質問の1番です。

最後の質問です。私は、環境政策で世界をリードしてきたドイツに以前から訪問したいと思っていました。ドイツには、以前、水俣出身でドイツの大使館で仕事をしていた、私にとっては娘のような女性がおおり、ぜひ行きたいと思っていました。もういいかげん来ないと冥土の土産にも

間に合わんと思い、今夏何人かでドイツ周辺の国に行くことになりました。

そのこともあり、現在のドイツの状況を調べました。ドイツは2023年4月15日に最後の原子力発電所を停止しました。太陽光発電、風力発電、バイオマスなど世界をリードし、菜種油を原料にしたバイオディーゼル油は、税金免除により1割から2割くらい安いということです。様々に画期的な報告がある中で、風力発電は、田園地帯などにもつくり、世界1位の設置容量だったそうです。

ところが近年、殊に2021年頃から危機的状況になっています。新しい風力発電はつくられず、古い風力発電は閉鎖されています。建ってしまってから無数の自然保護団体や市民グループから、景観が損なわれているということ、低周音などの騒音があること、それにより健康が脅かされていること、希少な鳥類が危険にさらされて規制、訴訟などの動きがあること、ということが低迷した要因であるという報告が書いてありました。

私は、風力発電メーカーが日本でも各所でものすごい勢いで建設を予定していますが、ドイツのこの報告を見ると、ほかの国にも学ぶ必要があるのではないかと考えています。

さて、最後の質問です。全国では、ご当地クリーンエネルギーということで、様々な取組があります。滋賀の菜の花プロジェクトは、水俣に大きな影響を及ぼしました。愛媛では、ミカンの搾りかすでバイオ燃料の製造技術を開発している。県内の工場ボイラーや農業機械、自動車などへ再利用をしています。東京では、小池知事が各家庭の屋根上発電を推進しています。大型機械や大規模開発を伴うことのない暮らしに身近なエネルギー施策に関する取組を推進してはどうかと思うが、いかがでしょうか。質問は2ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

再生可能エネルギー、自然エネルギーを推進する場合に、工作物自身の安全性の担保が必須条件と思うが、これについてどう考えるかとの御質問でした。

工作物の設置に当たりましては、安全性を担保することは当然のことというふうに考えております。

2点目の、大型機械の設置や大規模開発を伴うことのない、暮らしに身近なエネルギー施策に関する取組を推進してはどうか、とのお尋ねです。

本市におきましても、地域の特性に応じたエネルギー施策を検討してまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣病への宇城市、「株式会社トライグループ」の間違った情報提供について、答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 次に、水俣病への宇城市、「株式会社トライグループ」の間違った情報提供について、順次、お答えします。

まず、水俣市は宇城市にどのように要望したのか、との御質問にお答えします。

宇城市からはこの件が発覚後、本市へ謝罪等について相談があり、真摯かつ速やかな対応であったことから、特に要望はいたしておりません。

次に、水俣市は「株式会社トライグループ」にどのような要望をしたのか、との御質問にお答えします。

まず、5月30日に本市ホームページに公表した市長コメントでは、「これまで教材を使って学びを得てきた子供たちに対し、今後どのように対応していくのか、責任を持って示していただきたい」ということ、6月2日に環境省、熊本県、鹿児島県、新潟県、新潟市と共同で株式会社トライグループに行った申入れでは、拡散された情報に対する対策、再発防止策及び水俣病の正しい知識の習得、について要望をいたしました。

次に、水俣病資料館においては、水俣病を正しく理解してもらうため、どのようなことを行っているのか、との御質問にお答えします。

午前中の質問でもお答えしましたとおり、水俣病資料館においては、当時の貴重な写真や動画などをパネル・写真・モニターテレビ等で紹介する「館内展示」や、患者またはその家族、関わりのある方から当時の体験や状況など貴重な話を聞くことができる「語り部講話」などの水俣病を正しく理解してもらうための取組を行っております。

○議長(岩村龍男君) 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。

水俣病の公式確認からやがて70年になります。この病気が発生してからずっと水俣病被害者は、「いわれなき差別と屈辱」を受けてきたという事実があります。初期には、病気の原因が不明であったことで伝染病である、また、実際に私が聞いた話として、「たたり」だと言われたという患者さんもおられました。そんな中、被害者も市民も、この間、懸命に生き抜いてきたのではないかと考えています。そして、環境のまちとして、その姿は全国に共感と勇気を与えてきたのではないのでしょうか。

しかしながら、今回の宇城市の水俣病は感染症という広報、またトライグループの水俣病は遺伝するという情報提供は、再び水俣病被害者と不知火海一帯、そして水俣市民にとって社会的差別の中に落とし込むことであるということ、強く自覚していただく必要があると私は思っています。特に水俣は、ここに住む被害者、市民、これから巣立っていく若者に深刻な差別を助長することになるのではないかと心配しています。

水俣市は、毅然とした態度で宇城市にもトライグループにも間違いを是正し、また今後の取組に対し要望するとともに、その取組を助けてあげてください、支援することも大切かと思っています。

また、この問題が国内全域に及ぶことを考えたとき、環境省への要望も必要かと思っています。御存じのとおり環境省は、今後の水俣病の取組として、水俣病の教訓を海外に発信するための活動、地域住民の絆の修復などを展開していくことを明示しています。

ここで質問をいたします。海外に発信というよりも、私はこのようなことが起こらないためには、全国の自治体関係者、企業などへも水俣病に対する認識を深めるため研修を行うよう、環境省から通知をしてもらえないかということを要望できないかと思います。

次に、今年に入り、滋賀県守山高校の同級生3人から熊本に行きたいという知らせがあったので、水俣に来ないかと誘い、初めて水俣に来ることになりました。水俣病の環境学習、それから水俣の風光明媚なところ、おいしい料理、おもてなしのよい温泉宿、全て丸ごと研修を意味していますが、私は、このことに対して環境省に補助金制度を設けてもらえないかと思っています。水俣への間違った情報を回避するためには、本質的な取組が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

3つ目に、そのような思いで国内外の来訪者を迎えるためには、改めて水俣市職員にも研修行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。質問は3ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問にお答えします。

まず、1点目が環境大臣に全国の自治体や企業に認識を深める研修をしてもらうように通知、指導が要望ができないかということですが、そのようなお話があったことは国に伝えたいというふうに思っております。

2番目の水俣全体を丸ごと理解していただくために、補助金制度を設けるよう国に要望できないかという質問でありました。

現在、熊本県内の全ての小学校5年生が水俣病資料館を訪れる「水俣に学ぶ肥後っ子教室」について、国と県の補助金制度を活用しておりますが、県外から研修等への補助金制度については、そういうお話があったことも国に伝えたいというふうに思っております。

最後3番目の、本市職員へ改めて研修を行えないか、という御質問でございます。

本市職員への水俣病に関する研修は新人研修時に実施しており、その後も水俣病犠牲者慰霊式をはじめ、行政職員として水俣病に様々な機会に関わっていることから、改めて実施することは考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 これから水俣から出ていく子供たち、そして水俣市民、どう対処したらよいか、水俣病の正しい知識と被害者の思い、そして水俣病の教訓をどのように歩んできたかを相手に伝えることができるか、ということがかかっていると思っています。まずは、水俣の小学校、中学校、高校生に改めて研修の機会を持っていただき、また市役所の職員の皆さんも、水俣病資料館や水俣病歴史考証館などにも行っていただきたいと、そのように思っています。

次に質問いたします。昨日発足されました「水俣・差別偏見を考える会」に御理解と協力を頂けないかということをお聞きしております。今後も毎日の生活の場だけではなく、企業や行政の活動、学校教育の場で水俣病に関わる差別や偏見の事象が起こる可能性は十分に考えられます。これまで多くの困難を背負わされてきた被害者、関係者をさらに苦しめることのない当たり前の暮らしをつくり出すことを共に目指したいという思いでこの会をつくられたということで、是非、協力をお願いしたいと思って、これを質問の1番にします。

また、この間私は多くの方たちに、今回の問題についてどのように思うかお聞きしてきました。その中で、差別を乗り越え、未来へ向かうみんなで話し合いをまずして、そして水俣宣言のような発信ができないかということをお聞きしております。みんなが前向きになるような討論、そのことができないかと思い、このことを質問の2番目にしたいと思います。質問は以上です。

先日、水俣病資料館の映像シアターに1人で座っていました。子供たちへのメッセージとともに、水俣市民が誇りを持って歩んでいくためには、内外に、そして水俣市民にも、環境のまちとしての特化した取組が、やはり、ますます求められているのではないかと思います。市民、市職員の皆様と力を合わせて進んでいけないか、進んでまいりたいとそのように思い、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の御質問にお答えします。

先日発足をした「水俣・差別偏見を考える会」が、連携を望む声もあるが、市はどう考えるか、という御質問でございます。

水俣病に関する正しい情報はこれまでも常に発信をしてきておりますけれども、今後も行政として情報発信も含め、きちんと取り組んでいきたいと考えております。

2番目の立場を乗り越えて話し合う場を設けられないか、水俣病の水俣宣言のようなことができないか、という御質問でもございました。

平成2年度から始まった環境創造みなまた推進事業や平成4年に行った環境モデル都市づくり宣言などにより、市内において様々な話し合いなどのもやい直しに取り組んでおり、市民の間での理解が進むなど着実に成果を上げていると考えております。そのため今後は、これまでの取組をもとに広く啓発活動を行っていくことが重要と考え、改めて話し合う場を設けることは現在のと

ころ考えておりません。以上です。

- 議長（岩村龍男君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。
これで本日の一般質問の日程を終了します。
-

日程第2 休会について

- 議長（岩村龍男君） 日程第2、休会についてを議題とします。
お諮りします。
議事の都合により、19日は休会にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。
したがって、19日は休会とすることに決定しました。
-

- 議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
次の本会議は、明18日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。
なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。
本日はこれで散会します。

午後2時19分 散会

令和7年6月18日

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一般質問・質疑

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月18日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（原 弘樹 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）
総務企画部財政課長（梅下 俊克 君）	総務企画部地域振興課長（竹本 和哲 君）
福祉環境部いきいき健康課長（草野 徹也 君）	産業建設部農林水産課長（山村 良一 君）
教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

令和7年6月18日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 杉 迫 一 樹 君 | 1 | 教育長の教育に対する思い・考えについて |
| | | 2 | UD e スポーツを活用した地域コミュニティー等の充実について |
| | | 3 | 市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備について |
| 2 | 肥 山 美 緒 君 | 1 | P T C A（保護者・教職員・地域住民の連携組織）の必要性和その推進について |
| | | 2 | 給食費無償化のメリット・デメリットを踏まえた制度の在り方について |
| | | 3 | 水俣の未来を担う若者の育成と主権者教育の推進について |
| 3 | 木 戸 理 江 君 | 1 | 山間地での市民の暮らしと農林業について |
| | | 2 | 高齢者の介護サービス利用について |

(付託委員会)

第2 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算 (第13号) (各委)

第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算 (第1号) (各委)

第6 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第7 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第8 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算 (第2号) (各委)

第9 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第10 議第56号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第11 議第57号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第12 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業)

第13 議第59号	工事請負契約の締結について	(総務産業)
第14 議第60号	財産の取得について	(総務産業)
第15 議第61号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	(総務産業)
第16 議第62号	財産の取得について	(厚生文教)
第17 議第63号	損害賠償額の決定について	(総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から、財産の取得について1件、損害賠償額の決定について1件、以上2件の議案提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、草野いきいき健康課長、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉迫一樹議員に許します。

(杉迫一樹君登壇)

○杉迫一樹君 皆さん、おはようございます。I's水俣の杉迫一樹です。

先日、2年ぶりに姪っ子甥っ子の運動会を見に行きました。全校生徒70人ほどの小さな小学校ですが、その校舎や体育館には、今までなかったスロープや多目的トイレがありました。改修したんだなと思いながらグラウンドに目をやると、車椅子に乗った児童がおり、なるほどと思いました。しかし、どうやって運動会に参加するんだろうと見ていると、玉入れでは先生や友達から

玉をもらって、一生懸命投げていました。綱引きでは車椅子に乗ったまま綱を引き、リレーでは一番手で登場し、よーいドンで、歩行器を使い3メートルくらいの距離を歩き、次の子がバトンを受け取っていました。バトンを受け取った子は、あとは任せろといった仕草を見せましたが、バトンを受け取る頃には、他のチームと半周以上の差がついていました。しかし、見事仲間たちが挽回し、1着でゴールをしていました。どの種目においても、その子と友達には笑顔がありました。障害がある子とない子が共に楽しみ、協力し、頑張る姿でした。私はこの日、初めて生で小学生のインクルーシブ教育の一端を見ました。

終わった後、校長先生に「授業はどうしてるんですか」とお聞きすると、「同じ教室と一緒に学んでいますよ」とも言われました。自治体ごとの都合はあると思いますが、これから少しずつでもインクルーシブ教育に取り組む学校が増えていくことを期待したいと思います。

それでは、通告に従いまして、以下質問をします。

1、教育長の教育に対する思い・考えについて。

①、教育長の教育に対する信念やポリシーはどのようなか。
②、時代が移り変わっていく中、現代の教育現場に必要なこと・課題等はどのようなことがあると思われるか。

③、インクルーシブ教育の推進についてどのように捉えているか。

④、教育長にとって、水俣の子供たちたちはどんな存在か。

2、UD e スポーツを活用した地域コミュニティー等の充実について。

UD e スポーツを御存じない方もおられると思いますので、最初に紹介したいと思います。e スポーツは聞いたことがあると思いますが、UD e スポーツとは、「ユニバーサルデザイン・エレクトロニクススポーツ」の略で、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが参加し楽しむことができる施設・自治体向けのe スポーツサービスです。どちらかといえば、福祉や教育分野で利用されています。一度見ていただいたほうが分かりやすいと思ひまして、事前に議長の許可を頂きまして、議場モニターにて、タブレットにて紹介します。それではお願いします。

(資料をタブレット、議場モニターに掲示)

はい。画像は社会福祉協議会より提供いただきました。以下、社協と呼びます。見てのとおり、パソコンにつなぐだけでプレーすることができ、ボタンは大きく、簡単な操作でオリジナルゲームをオンラインでも楽しむことができます。ゲームの種類としては、モグラたたきやだるま落としなど分かりやすく簡単な内容が多く、4種類のボタンのみで操作でき、全国ランキングへの挑戦や認知機能検査としても活用されています。次お願いします。

(資料をタブレット、議場モニターに掲示)

はい。これは高齢者同士でのプレーの様子です。スコアを伸ばすことを目標にすることでも、

運動機能や認知機能の向上にも効果的と言われています。次お願いします。

(資料をタブレット、議場モニターに掲示)

はい。これは高齢者と子供が50歳差ですが、楽しく一緒にプレーしている様子です。

はい。画像ありがとうございました。最近では医療機関から高齢者・障害者施設、放課後デイサービス企業、それぞれの自治体などで導入されています。私はこのUD eースポーツを活用・普及させることで、高齢者と子供のみならず、各地域・市民の交流の場がもっと増え、様々な話題を交わしたり、つながりを持つことで、お互いを知り、地域の課題解決や情報共有での災害時の助け合いや防犯活動、見守り効果などをさらに生み出すことができるのではないかと考え、以下質問します。

①、本市では高齢者と子供が触れ合う機会として、福祉・教育分野ではそれぞれどのような取組を行っているか。

②、UD eースポーツを活用した交流の場の提供やイベント等によるまちの活性化に取り組んでいる自治体が増えてきているが、そのことについてどう考えるか。

3、市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備について。

①、令和7年度施政方針で「第一小学校のバリアフリーに向けた取組や、袋小学校のワークスペースの空調設備等、子供たちの学びを支えるハード整備を進める」とあったが、具体的にはどのような整備を進めるのか。

②、令和3年9月の一般質問での「市内小中学校の令和7年度までのバリアフリー化は実現可能か」の答弁では「完了する見込みである」とあったが、実際には今年度中に終わるのか。また、この「学校施設のバリアフリー化の完了」とは、どのような指針・目標等をもって完了と判断されるのか。

③、各校舎の耐震化が行われているが、進捗状況はどうか。この耐震化が終了するまでのスケジュールはどうか。

④、市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備についての、将来に向けた展望として市長はどのように考えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、教育長の教育に対する思い・考えについて、答弁を求めます。

蓑田教育長。

(教育長 蓑田誠一君登壇)

○教育長（蓑田誠一君） 初めに、教育長の教育に対する思い・考えについて、順次、お答えします。

まず、教育長の教育に対する信念やポリシーはどうか、という御質問にお答えします。

教育に対する信念やポリシーにつきましては、強く、優しく、しなやかな子供たちを育て、夢を追いかけ、実現し、水俣を、日本を、世界を支える人を育てることを信念としています。

未来の水俣を担う子供たちは、豊かな自然と人情あふれる故郷でたっぷり遊び、学び、自分たちで考え、努力を惜しまず、協力して、よりよい社会を作り上げていく、夢を実現していく、そのために勉学や運動に励む人になっていただきたいと考えます。

次に、時代が移り変わっていく中、現代の教育現場に必要なこと・課題等はどのようなことがあると思われるか、との御質問にお答えします。

現代の教育現場に必要なことは、先ほどもお答えしたとおり、強く、優しく、しなやかな子供たちを育て、夢を追いかけ、実現し、水俣を、日本を、世界を支える人を育てることと考えております。足りないところがあれば自分たちで力を合わせ、よりよい社会を作り上げていく、そのために学校で勉強するんだ、という方向に進んでほしいと思います。

課題としましては、少子高齢化、人口減少等これからの変化が激しく、予測困難な社会に対応できる生きる力を持った子供たちを育むことだと考えます。

教育委員会としましても、そのための手立てを考え、学校、家庭、地域、各種団体等の多様な主体と連携しながら子供や家庭に寄り添い、一緒に取り組んでいければと考えているところで

す。

次に、インクルーシブ教育の推進についてどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

障害の有無にかかわらず、「共に学ぶ」機会や場の拡充は、重要な取組の一つであると考えています。

インクルーシブ教育の推進に当たっては、人の生き方を知り、身近にいらっしゃる障害がある人と共に過ごしていくことを見過ごしていることが多いような気がしております。

子供たちが多様性を認め、共に学ぶことで、一人一人を見過ごすこともなく、お互いを尊重する共生社会が実現するものと考えております。

次に、教育長にとって、水俣の子供たちはどんな存在か、との御質問にお答えします。

水俣の子供たちはもちろん、子供たちは、よりよい社会を自分たちの手で作っていかうとする未来の担い手であると考えています。

豊かな自然と人情あふれる故郷でたっぷり遊び、学び、自分たちで考え、努力を惜しまず、協力して、よりよい社会を作り上げていく、夢を実現していく、そのために勉学や運動に励む人になっていただきたいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 じっくり御答弁いただきました。ありがとうございます。

今年4月に蕨田教育長が新しく就任され、教育に対してどのような考え、思いをお持ちなのか、その一端をお聞きしました。今の時代にあって、グローバルな人材育成が大切だなと思われるのだなと感じました。また、課題として、少子高齢化、人口減少にも触れられておられました。インクルーシブ教育についても、私も同じように考えています。一歩ずつでも前に進めるよう、これからいろんなことを共有していけたらと思いました。今後ともよろしく願いいたします。以上でこの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） ここで暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前10時2分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、UD e スポーツを活用した地域コミュニティー等の充実について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 次に、UD e スポーツを活用した地域コミュニティー等の充実について、順次、お答えします。

まず、本市では、高齢者と子供が触れ合う機会として、福祉・教育分野ではそれぞれどのような取組を行っているか、との御質問にお答えします。

高齢者福祉分野では、高齢者と子供が触れ合う機会として、高校生を対象とした介護施設での交流体験・就業体験事業やスマホ教室へのボランティア参加等、また、中学生と老人クラブ連合会会員とのUD e スポーツを活用した交流などを行っております。

また、教育分野では、一部の学校において、総合的な学習の時間に近隣の老人ホーム等を訪問し、高齢者と交流を行う等しています。

次に、UD e スポーツを活用した交流の場の提供やイベント等によるまちの活性化に取り組んでいる自治体が増えてきているが、そのことについてどう考えるか、との御質問にお答えします。

UD e スポーツを活用した高齢者のフレイル予防等に取り組んでいる自治体が増えてきていることは承知しております。特に、高齢者にとって運動機能や認知機能の向上にも効果的な取組の一つであると考えております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 私も活用することは効果的と考えます。高齢者と子供が触れ合う機会として、福祉面では高校生の介護施設での交流体験から就業体験、高校生とのスマホ教室、教育面では、総合

的な学習での老人ホーム入居者との交流をしているとありました。まず最初にこのUD e ースポーツを体験したことがない方もおられると思いますので、1つ目の質問です。

現在本市でUD e ースポーツを体験できるイベント等での機会はどれほどあるか、です。

福祉分野での活用についてですが、老人クラブ連合会と中学生とのUD e ースポーツ交流を行っているといったが、年に何回程度行っているか、これが2点目です。

教育分野では、まだUD e ースポーツを使った学習の機会がないようですので、3つ目です。

各小中学校での総合的な学習の時間などの授業の一つとしてUD e ースポーツを活用した高齢者や市民との触れ合いの機会を新たにつくることは考えられないか。また、各小中学校への情報提供をされないか、です。

次に、このUD e ースポーツを行うに当たっては認定指導員が現場にいることが条件となっています。つまり普及に当たっては、人材育成が必要ということです。この資格は1日で取得することができますし、この資格を持つ人が体験会などに参加された方へ機材の使い方などの指導をすることで、その指導を受けた人も指導員として活動でき、場所さえあればどこでも行えるようになります。このように、人から人へと伝えていくことで指導員を増やすことができます。比較的取りやすい資格だと思いますので、普及の中心となる人を増やせたらと考えています。今のところは社協に2名いらっしゃるようですが、人が少ないので出前体験会などを行うにしても負担が出てきますし、できる数も限られてくるとお聞きしています。それに加え、機材も社協にしかないとのことですが、購入に活用できる補助金も様々あります。これについて、4点目です。

UD e ースポーツをどこでも行えるように、また、社協職員の負担軽減のためにも市職員の資格所有者育成及び機材の購入を検討できないか。2回目の質問は4点です。

○議長（岩村龍男君） 草野いきいき健康課長。

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 杉迫議員の2回目の質問に、順次、お答えをいたします。

まず、現在本市でUD e ースポーツを体験できるイベント等での機会はどれほどあるか、ということですが、令和6年度、いきいき健康課や社会福祉協議会が主催や共催をするイベントにおいて、UD e ースポーツの実施をしておきまして、水俣市健康まつりや地域でのいきいきサロン等で年間8回ほど実施をしているということでございます。

次に、福祉分野では、老人クラブ連合会と中学生とUD e ースポーツの交流を行っているといったが、年に何回程度か、というような御質問でございましたが、第二中学校のほうで、令和5年度に1回、6年度に1回ということで、年1回程度の実施ということで、現在は実施をしているということでございます。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（藪田誠一君） 総合的な学習の時間など、UD e ースポーツを活用した高齢者や市民との触れ合いの機会を新たにつくることは考えられないか。もしくは、各小中学校へUD e ースポーツについて、情報提供はできないか、という内容でした。

総合的な学習の時間などの教科等の学習は、学習指導要領に基づき、各学校が教育課程を編成し、実施するものであるため、教育委員会において、総合的な学習の時間などにUD e ースポーツを活用した高齢者や市民との触れ合いの機会を新たにつくることは考えておりませんが、各小中学校へUD e ースポーツの情報提供については、可能であると考えます。

○議長（岩村龍男君） 草野いきいき健康課長。

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） もう一つですね、UD e ースポーツをどこでも行えるよう、また社協職員の負担軽減のために、市の職員の資格所有者育成及び機材の購入の検討ができないか、というような御質問でございましたが、現在、社会福祉協議会にUD e ースポーツ認定指導員が2名在籍をしているということでございます。

この認定指導員は、先ほどありましたようにボランティアの育成が行えるということでございますので、まずは、社会福祉協議会内で必要に応じて育成を行うということで、今のところ市の職員が資格を取ることは考えていないということでございます。

また、機材につきましては、現在社会福祉協議会が所有している機材の活用実態を確認をいたしまして、必要があれば、社会福祉協議会の委託事業の中での購入を協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。学習の一つとしての活用は考えていないとありますが、情報提供のほうは、ぜひお願いします。

本市でのUD e ースポーツを体験できる機会として、いきいき健康課、社協でのイベントなどで年間8回実施している。老人クラブとの交流は、第二中学校で令和5年、6年度ともに1回とのことで、年に1回のペースだと分かりました。既に体験できる機会があることは、とてもうれしく思います。一方で、まだまだ浸透していないとも感じています。もっと幅広く、いろんなイベントやフリースペースなどで活用することで、周知・普及に効果的と考えますので、1つ目です。

周知・普及のために、答弁にあったイベント以外での体験ブースの設置や、市役所1階ロビーなどでも体験できる機会をもっと増やしてみてもどうか、です。

機材については、もっと数があれば、使える幅が広がりますので、社協と協議いただければと思います。人材育成ですが、まずは社協での育成を考えているとありました。であるならば、今のところは先ほどお話しした体験会などを通して、人材を増やしていく方法になろうかと思いま

す。希望としては、各地区の集会所などでも行えるようになれば、高齢者の居場所づくりや認知症予防、フレイル予防にもなります。加えて、子供たちが将来の夢や目標として、介護や福祉分野、ゲームのプログラミングなどの道を選ぶ子供もあるかもしれません。その今後について、2つ目です。

イベントや体験会の中で、今いる指導員からの「成り手」の募集とともに指導を行うことにより、各地域の集会所など様々な場所で行える機会を増やすことができると思うが、その見通し、予定はあるか、です。

最後、まとめとして、執行部の見解をお聞きしたいと思います。これからUD e スポーツの活用による可能性、及び普及させることについての見解はいかがでしょうか。

今後、このUD e スポーツを新しい手段として、地域コミュニティづくりや高齢化社会に対応した活用、ともに進めていただければと思います。以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず、周知・普及のために、体験できる機会をもっと増やしてはどうか、との御質問にお答えします。

まずは、市や社会福祉協議会が行う健康講座やイベントの中で体験ブースを設置し、体験できる機会を増やしていく予定です。

次に、イベントや体験会の中で、今いる指導員からの「成り手」の募集とともに指導を行うことで機会を増やす見通し、予定はあるか、との御質問にお答えいたします。

現在、希望があった地域には、自分たちの地域でUD e スポーツを実施していけるよう、指導者育成を含めた支援を社会福祉協議会が行っております。

今後も希望があった地域には同様に支援を行ってまいります。

最後に、これからのUD e スポーツの活用による可能性、及び普及させることについての見解はどうか、との御質問にお答えいたします。

UD e スポーツを活用することで、市民同士の交流促進や高齢者のフレイル予防を期待できると考えられるので、市民からのニーズが増加する場合は、様々な機会でも普及を図っていく所存です。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備について、順次、お答えします。

まず、令和7年度施政方針で「第一小学校のバリアフリーに向けた取組や、袋小学校のワークスペースの空調設備等、子供たちの学びを支えるハード整備を進める」とあったが、具体的にはどのような整備を進めるのか、との御質問にお答えします。

バリアフリーに向けた取組については、令和8年度に第一小学校に入学を予定する、配慮を必要とする児童が安心安全な学校生活を送ることができるように、学校、保護者、教育委員会等による協議を進める中で、既設スロープの活用も含めたバリアフリーの検証を基に、改修設計を行っていくこととしています。

また、子供たちの学びを支えるハード整備については、快適な学習環境確保のための空調設備等各種機器の更新や修繕、運動場の遊具修繕等の整備を計画的に進めていきます。

次に、令和3年9月の一般質問での「市内小中学校の令和7年度までのバリアフリー化は実現可能か」の答弁では「完了する見込みである」とあったが、実際には今年度中に終わるのか。また、この「学校施設のバリアフリー化の完了」とは、どのような指針・目標等をもって完了と判断されるのか、との御質問にお答えします。

市内小中学校のバリアフリー化については、令和7年度は、先ほどお答えした改修設計等を優先して実施することとしたため、緑東中学校が残されることとなりますが、引き続き整備を進めていきます。

学校施設のバリアフリー化の完了に係る判断については、具体的な整備目標としてスロープ等による段差解消と、災害時に避難所となる小中学校における車椅子利用者用トイレの整備を掲げています。

ただし、配慮を必要とする児童生徒の在籍する学校においては、上下階への移動について、ソフト面及びハード面を検討の上、施設整備を実施することとしています。

次に各校舎の耐震化が行われているが、進捗状況はどうか。この耐震化が終了するまでのスケジュールはどうなっているのか、との御質問にお答えします。

耐震化が終了するまでのスケジュールについては、小中学校の主要な校舎の、構造体の耐震化は完了しております。

現在は、外壁等の非構造部材の耐震化を行っているところであり、11校中7校が完了していません。

スケジュールに関しては、財源確保等の課題はありますが、計画では令和14年度の完了を予定しています。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 次に、市内小中学校のハード整備・バリアフリー整備についての、将来に向けた展望として市長はどのように考えているか、についてお答えします。

少子化に伴う児童生徒数の動向、地域の中での学校の果たす役割等も視野に入れ、現在進めている耐震改修が終了した後、各小中学校の実態に応じたハード整備、配慮が必要な児童生徒の状況に応じたバリアフリー化に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長(岩村龍男君) 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。まず、施政方針にあった内容としては、「バリアフリーに係る改修設計と空調設備から各種機器の更新、遊具の修繕を進めていく。」でした。この施政方針をお聞きしたときに、特段、第一小学校のバリアフリーの取組を話されたので気になっていたところ、来年車椅子ユーザーの子供の入学予定があると知りました。先日、本人とお母さんとお会いしまして、自己紹介や雑談をしました。お母さんからは全部話していいですよと言われていましたが、名前は伏せておきます。

その子は女の子で、「小学校は楽しみ？」と聞くと「花柄のピンクのランドセルを買ってもらうのが楽しみ。お友達いっぱいつくって遊びたい」と楽しそうに話してくれました。

この子は肢体不自由で、右腕が少し上げづらいようでしたが、動かせる範囲としては、どうやら私と似た障害であることが分かりました。私は、この子の小学校6年間の生活が、車椅子であっても、お友達と同じ遊びであったり、一緒に勉強したり、楽しい学校生活を送ってほしい、応援したいと思いました。

また、移動や学校行事などでの不便さを6年間感じさせる、我慢させるということは、将来のためにも絶対にしてほしくありません。学校がバリアになってはならないし、教育を通じて理解を深めていくことも大切だと思います。

度々、設備面などを理由に車椅子児童生徒の入学を断ったというニュースを耳にし、いまだにこのようなことが起こるのかと感じているところです。まさか本市が入学拒否はされないとは思いますが、障害者差別解消法の趣旨に沿った対応も必要だと思います。そのためにはやはりハード整備が必須です。

今年度までのバリアフリー化は、緑東中学校が残っている。そして完了とする判断は、スロープ等による段差解消、避難所に指定されているトイレ、この2つを基準とされているとのことでした。私としては、この基準は最低限のことと感じっていますが、残すところ1校ということではよかったと思います。ただ、この基準をもって完了したとしても、これで終わりではなく、これを始まりとして進めていかなければならないと思います。

答弁では、「配慮が必要な児童生徒が在籍する場合は、上下階への移動の検討、対策実施が加

わる」とありました。これについて、1点目です。第一小学校の上下階への移動方法を解決するために、現時点でどのようなハード整備や合理的配慮を検討しているか、です。

次に、学校には砂利道が多く、車椅子で移動することが困難な場面があります。移動動線の確保とは言っても、1つの導線だけでなく、校舎へ出入りできる動線が2、3か所あれば、日常的にも使いやすいですし、災害が起きた際の避難経路も増えるはずで、何より、日常の登下校などでほかの子供と同じように、下駄箱を通り、「おはよう」、「ばいばい」といった当たり前の友達とのコミュニケーションをしてほしいと思います。第一小学校であれば、体育館側のスロープからの進入になると予想でき、別ルートでの移動になります。また、一小には大グラウンド側の下駄箱にもスロープがありますが、スロープの入り口までは砂利があります。

ほかの学校でも、下駄箱、玄関前が砂利になっているところが多いようです。できれば全ての学校の砂利部分をアスファルト舗装することで、誰もが使いやすくなると思いますが、2つ目です。車椅子でもアクセスしやすいよう、砂利部分を一部舗装した移動動線の確保も必要だと思うが、まずは第一小学校から取り組んでみてはどうか、です。

次に遊具についてですが、遊具はそれぞれの学校で老朽化が進んでいるので、修繕の時期が来たんだなと感じました。小学生にとっての遊具は、遊びという大切な交流の時間を提供するものです。今回、遊具の修繕等のタイミングということで、紹介したい遊具があります。インクルーシブ遊具と呼ばれるもので、車椅子であっても一緒に遊べるよう工夫した遊具ですが、こちらも議長より許可を頂きましたので、モニター、タブレットにて紹介したいと思います。お願いします。

(資料をタブレット、議場モニターに掲示)

はい。これは砂場ですが、遊ぶ位置を高くすることで、車椅子でも友達と砂遊びをすることができる遊具です。次お願いします。

(資料をタブレット、議場モニターに掲示)

はい。これはブランコですが、通常のブランコと違い、転落防止のバーや背もたれがあり、柔らかい素材で座面を覆っているため障害のある子供や小さな子供も安全に遊ぶことができます。

ほかにもいろんな種類がありますが、これらをインクルーシブ遊具と言います。ありがとうございました。

一小では、入学予定の車椅子の子供もおります。ほかの小学校でも、何よりみんなと一緒に遊べるのが大切だと考えていますので、3つ目です。各小学校へのインクルーシブ遊具の導入は検討できないのか。

耐震化については、構造体の耐震化は全て終わっており、残すは外壁等のみ。耐震化の目的として、校舎の長寿命化も含まれると思いますが、4点目です。耐震化を行ったことで、およそ何

年ほどの校舎の長寿命化が望めるのか。2回目の質問は4点です。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。4つありました。順次、お答えいたします。

第一小学校の上下階への移動方法を解決するために、現時点でどのようなハード整備や合理的配慮を検討しているかということにつきまして、具体的なハード整備や合理的配慮につきまして、今年度実施する設計業務の中で、学校、保護者、教育委員会等で児童の動線等を検証し、問題点の洗い出しを行った上で、ソフト面、ハード面を含めた対策の検討を行う予定としております。

次に、車椅子でアクセスしやすいよう、砂利道を一部舗装し、校舎内までの移動動線の確保も必要だと思うが、まずは第一小学校から取り組んでみてはどうかということについて、先ほどお答えしましたとおり、これから第一小学校の設計を行いますので、議員御提案のこの件につきましても、設計業務の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、各学校へのインクルーシブ遊具の導入は検討しないかという御質問に対して、現時点では、安全確認のための遊具点検において、指摘を受けた部分の修繕を計画的に行っているため、遊具の更新は考えておりません。

次に、耐震化を行ったことで、およそ何年ほどの長寿命化が望めるのかということについて、外壁改修等の長寿命化改修を行った場合は、概ね20年から30年の延命化が図られると考えます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 砂利についてはぜひ検討願います。

インクルーシブ遊具については更新ではないということでしたが、検討材料の一つとして扱ってもらえたらと思います。既製品でなくとも廃材などを使っての手作りでも、工夫できるものがあると思いますので、遊びのサポートとしてのヒントになればと思います。

上下階の移動については、児童の動線を検証し、対策の検討をしていく。これは本人、保護者との相談をされているものと思いますが、かねてより私は公共施設へのエレベーターの導入の質問をしてきました。今のところ設置には至っていませんが、これまで、できない理由として多々ありました。

今回は第一小学校への導入に対して、私の見解をお話しします。まず、昨年6月の答弁で「耐震化対策を進めた上で、財源確保や要配慮児童生徒の状況等を勘案し、設置の可否を含め判断してまいります。」とありました。耐震化による延命は、外壁までの耐震化が終われば、約20から30年ほどの延命利用が望める。これは、建物内部の強化、はりや柱といった主となる構造体の耐

震化が終わっているの、既にある程度の強化、延命はされていると考えています。そして、来年には要配慮児童の入学予定がある。つまり当事者が現場にいる状況になるので、早めのエレベーター導入が必要と思います。一小の外壁工事は最後とお聞きしていますので、工期も被らないと予測されることから、設置工事には支障はないとも思います。

財源については、以前提案しました文科省の国庫補助金制度があります。この制度は、補助率が2分の1となっています。これは令和9年度までに延長されました。加えて、補助分以外の2分の1の本市の負担分について、90%まで地方債を充当可能であり、そのうち66.7%が交付税措置されるとあり、本市の実質の負担は20%です。仮庁舎のときには、一般的な大きなエレベーターだと約2,000万円かかると言われていました。これをもとに計算すると約400万円での導入が可能とみれます。今年度当初予算、一般財源での支出が400万円ほどで計上している事業は当然ありますし、緊急性、必要性を見ても補正は可能と思います。

ほかにもふるさと大好き寄附金、つまりふるさと納税があります。これは御存じのとおり、寄附された方が何に使ってほしいか項目を選ばれます。前年度の寄附総額は約1億7,200万円。その中で財源活用できそうな項目として、「1、魅力あるまちづくりに関する事業・特に指定しない」が約1億58万円。「3、高齢者などの社会福祉に関する事業」が約660万円でした。令和3年から6年までの寄附額の推移ですが、1については多少の増減はあるものの、3についてはほぼ安定しており、この2項目であれば設置費用として十分使途に合っています。今お話しした補助制度や寄附金をやりくりすれば400万円ほどの財源確保は可能なはずで。

また、過去の第一小学校の空調設備工事費用は約1億1,200万円でしたが、熱中症対策など、誰もが快適に過ごせるためのエアコン整備だったと思います。エレベーターも誰もが使える設備であり、空調設備より安価です。

さらにバリアフリー法での一層の推進。国の目標では、「エレベーターについて、要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に設置する」、そして「階段昇降機などはエレベーターの定義には含まれない」とされています。これまで何度か言ってきましたが、つまり昇降機ではなくエレベーターを設置してくださいと読み取れます。自治体が国の目標、法律を参考にしないわけがないと思います。

これまでの執行部の考え、耐震工事スケジュール、バリアフリー法の観点、国の目標、費用面に加えて、当事者の入学がある。これらを考えると、もうエレベーターの導入一択ではないでしょうか。1人の子供がきっかけだとしても、エレベーターが学校にあるということは、全ての人に有益なはずで。給食の運搬や重い荷物があれば運ぶこともできますし、障害やけがのある教育実習生や教員の受入れも可能になるでしょう。外壁工事が完了するまでに校舎が壊れるというのは考えづらいので、これからも十分利用できるものです。来年入学予定の子供のためにも、

また、たくさんの方々のためにも取り組んでいかなければならないはずです。

これらを踏まえて、1つ目です。今お示ししましたとおり、これまでできないと判断されていた条件を全てクリアできると考えるが、第一小学校へのエレベーターの導入はしないのか。もしできないのであるならば、これ以上、ほかにどのような理由があるのか。

次に、ハード・バリアフリー整備の将来の展望についてですが、これについては、耐震改修完了後とありましたが、各学校の実態に応じたハード整備、配慮が必要な児童生徒の状況に応じたバリアフリー化が必要と言われました。教育長もインクルーシブ教育について、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ機会の拡充は重要と、先ほど思いを話されました。インクルーシブ教育を前に進めるためには、ハード面、ソフト面、両方の合理的配慮、環境づくりをどう考えるのかが大切です。これらを考えると、この水俣に、誰にとっても使いやすい学校が1つでもあれば、いろんな面での活用の幅も広がり、全国的なモデルにもなりうると考えます。今回、第一小学校のバリアフリーに係る改修設計実施を行うとありましたので、これをきっかけとして、2つ目です。まずは、第一小学校を水俣で1番のバリアフリーを目指す「水俣バリアフリー指定校」と位置づけ、取り組んでみてはどうか、です。

私は障害を負ってからの26年間、通常経験しないであろうことをたくさん経験してきました。あの子と同じ車椅子ユーザーとして思うことは、きっとあの子もこれから同じような経験をしていくと思います。でも、私が多く経験した心ない言葉や偏見、拒否、不便さといったネガティブな経験ではなく、もっと楽しい経験をいっぱいしてほしいと願っています。そういう時代になってほしいです。

障害がある中での生活はつらいことが多いです。せめて家と学校だけは笑顔で過ごしてほしい。私ができることは、市に投げかけること、応援すること、あの子の味方であることくらいしかできないかもしれません。ですが、みんなで成長を見守り、寄り添うことはできます。

障害者の心身に関する相談事はクレームではありません。健康な人たちと同じように過ごしたいだけで、わがままでもありません。ほかの人よりお金がかかることも当然あります。この子が小学5、6年生になる頃には、いろんな状況が分かってくるでしょう。そのときに「あのとき、大人は助けてくれなかった」と思わせたくないですし、たった1人の子供を助けられない水俣ではないと思います。

これは質問ではありませんが、高岡市長、この子のヒーローになっていただけないでしょうか。どうすればできるのかを重視して考えなければ前に進めません。市長はじめ執行部の皆さんには、ぜひ前向きに考えていただきますよう心よりお願いいたします。以上2点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。2点ありました。

これまでできないと判断された条件をクリアできると考えられるということですが、第一小学校へエレベーターの導入はしないのか。できないならばほかにどのような理由があるのか、ということでした。

エレベーターの設置による利便性の向上、また、エレベーターの整備に関する国の補助制度等があることは認識しております。

しかしながら、本市の財政状況、築30年以上を経過した小中学校施設が約85%を占めている状況を踏まえ、まずは、地震等災害発生時における児童生徒の安全を確保するため、非構造部材耐震化対策である外壁改修工事等を優先することとしています。

第一小学校においても、外壁改修が完了していない状況であることを御理解いただきたいと思えます。

次に、誰にとっても使いやすい学校が1つあれば、いろいろな面での活用の幅も広がるので、まずは第一小学校を水俣で1番のバリアフリー校を目指す「水俣バリアフリー指定校」として取り組んでみてはどうか、という御質問でございました。

今年度、第一小学校のバリアフリー化の設計業務を予定しておりますが、バリアフリー校としての指定までは現在のところ考えていません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、10時50分まで休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、肥山美緒議員に許します。

（肥山美緒君登壇）

○肥山美緒君 皆様、おはようございます。参政党、参政会の肥山美緒です。

今回は全て教育課への質問となっております。蓑田教育長が就任して間もない中で大変恐縮ですが、嫌がらせのつもりは一切ありませんので御承知願いたいと思います。

よく、国防の要は農業だと言われておりますが、農業をするのは結局人ですから、最大の国防は人であり、教育が全てと言っても過言ではないかと思っております。また、昔から人を育てることは国家百年の計であると言われております。世の中がこうなってきたから、こういう教育に変えるという対症療法的教育ではなく、基本として、こういうまちや国をつくっていききたい、そのために、こういう教育を行うという百年の計という考えのもと、教育というものを考えていき

いということをご共有させていただきまして、以下、通告に従い質問いたします。

大項目1、PTCA（保護者・教職員・地域住民の連携組織）の必要性とその推進について。

①、市として、PTAの役割や意義をどのように考え、どのような運営の在り方が望ましいと考えているか。

②、市内の小中学校におけるPTA活動の現状をどのように把握しているか。また、課題は何か。

大項目2、給食費無償化のメリット・デメリットを踏まえた制度の在り方について。

①、水俣市学校給食費補助事業の実施状況について、導入後の効果や課題についてどのような評価を行っているか。

②、今後の給食費無償化に向け、財源はどのように確保される予定か。また、他の予算への影響や施策の優先順位についてはどのように検討されているか。

大項目3、水俣の未来を担う若者の育成と主権者教育の推進について。

①、水俣の未来を担う若者の育成について、今後どのような方針や施策を考えているか。

②、市内の小中学校・中学校・高校において、どのような形で主権者教育が行われているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、PTCA（保護者・教職員・地域住民の連携組織）の必要性とその推進について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 初めに、PTCA（保護者・教職員・地域住民の連携組織）の必要性とその推進について、順次、お答えします。

まず、市として、PTAの役割や意義をどのように考え、どのような運営の在り方が望ましいと考えているか、との御質問にお答えします。

PTAの役割や意義については、児童生徒の健全育成を目的とし、保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関する理解・振興に努め、地域における教育環境の改善と充実を図っていくことであると認識しています。

PTAの運営の在り方については、学校や地域によって異なると思われませんが、児童生徒の成長を支えていくために、保護者と教職員が信頼・協力し、連携を深めながら、主体的に運営していくことが望ましいと考えます。

次に、市内の小中学校におけるPTA活動の現状をどのように把握しているか。また、課題は何か、との御質問にお答えします。

小中学校のPTA活動の現状については、学校やPTA、各種団体等で組織する「水俣市青少

年育成市民会議」の総会で、「校区育成会」の活動として、それぞれ事業報告をしていただいております。

その中で、各種職業体験をするイベント、どんどや、伝統芸能の学習と発表、門松やしめ縄づくりなど、地域と連携した活動が行われている、ということ把握しています。

課題としては、会員数の減少、保護者の多様化、共働き世帯の増加等による役員の成り手不足などに対応するための活動の効率化等が考えられます。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 今回の質問の意図としては、御答弁いただいたような会員数の減少や役員の成り手不足等、今ある課題へ早急かつ柔軟に対応したほうがよいと考えているからです。私自身も直接、PTAの方や学校の先生からお聞きしておりますし、最近全国各地でPTAの解散も相次いでおり、PTAの在り方を考え直さなければいけないタイミングに来ているかと思います。

PTAの目的として、児童生徒の健全育成だとお答えいただきましたが、私も同じように考えます。なぜ児童生徒の健全育成を目的にするかと言えば、第1期水俣市教育振興基本計画において、基本理念となっている「郷土の明日（あす）をつくる、心豊かな人づくり」をするためだと考えます。心が豊かであれば、地域のため、人のためにと行動することができ、郷土の明日がつくられ続け、逆に、心が豊かでなかったら、地域のため、人のために行動できず、郷土の明日がつくられなくなります。PTAの目的とする健全育成というのは、そのとき限りの目的ではなく、未来にもつながる目的であり、PTAの果たす役割は大きいと考えます。

心の豊かさという観点で、子供たちの現状を見てみると、SNSの普及によるネット犯罪やいじめの増加、家族や地域のつながりの希薄化など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しており、心が豊かになるどころか、心が死んでいく時代になっていると感じております。それを顕著に表しているのが、令和6年度の小中高生の自殺者数、529人という数です。

水俣市の学校を担当するスクールソーシャルワーカーの方からも不登校の子の状況など、お話を伺いましたが、やはり生徒たちの苦悩は多様化しており、身の居場所以上に心の居場所の必要性を言われておりました。ただ、居場所づくりというのはあくまでも対処策です。必要であることには変わりはないのですが、私は、不登校になってしまったときのための対処策以上に、不登校にならないための予防策のほうが重要と考えていますので、それを踏まえると、学校生活をいかに豊かにするかということになるかと思います。

そこには地域の方の力がすごく必要であり、そこで推進したいのがPTCAという在り方です。これはペアレント、ティーチャーにコミュニティーのCが加わった組織で、保護者・教職員・地域住民の連携組織を指すものになります。これまでも水俣市内において地域と学校のつながりを大切にした取組がなされていると思いますが、PTCAという考え方のもと、より一層の

地域と学校のつながりを深める取組が必要と考えます。

また、水俣市は高齢化が進んでおり、地域の高齢者の方と学校のつながりをつくること、高齢者の方の生きがいを創出し、孤独や孤立を防ぐといった福祉的側面からも有用と考えます。そこで質問いたします。

地域と学校が共に育ち合う仕組みづくりに向けて、今後どのような方針や施策を考えているか、について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 肥山議員の2回目の御質問にお答えします。

地域と学校が共に育ち合う仕組みづくりに向けて、今後どのような方針や施策を考えているか、ということにつきまして、地域と学校が共に育ち合う仕組みとしては、平成30年度に地域学校協働本部を設立し、令和5年度からは、中学校区ごとに1人ずつ推進員を配置しております。

また、昨年度、令和6年度から水俣市内の全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしての活動を開始しています。

このことによって、地域と学校が共に成長するための協力体制は、整ってきたと考えますので、今後さらに活発化していきたいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 推進員の配置をするなど、学校と地域をつなぐ取組は非常によいと感じますし、協力してくださる推進員の方へとてもありがたい気持ちです。また、PTCAと同じ考え方であるコミュニティ・スクールのより一層の活性化を願っておりますし、私も可能な限り尽力したいと思っております。

そこで、より一層のコミュニティ・スクールの活性化のために提案させていただきたいことがあります。水俣市教育委員会点検評価報告書、令和5年度の教育委員会重要政策事業実施状況評価表において、点検評価委員の意見として、「市民がコミュニティ・スクールが何なのか理解していないのではないか、外部の人材を学校に活用するという本事業について、学校と地域をつなぐという意味で発展してほしい」とありました。

また、関連事業として、地域住民が持っているスキルを子供たちの学びの場のために生かすという素晴らしい仕組みもあり、これは地域の方が学校支援ボランティアとして登録するものですが、登録人数は増えているものの、うまく活用できているかといえば少し微妙なところではないかと思えます。というのも今事業における評価・分析の資料にて、令和5年度に引き続き、令和6年度の課題も地域ボランティアを探し、依頼する手続が教員の負担となっているとあるからです。

実際に先生とお話しした中で、この仕組みを活用してみて、成果としては非常に有意義だった

が負担が大きい、活用したくても現実難しいと言われておりました。また、登録されている地域住民の方に関しても、登録はしたけども、まだ1度もボランティアに関する連絡などもらっていないと言われていた方もいました。

この仕組み、子供たちだけでなく、地域の方のためにもなる本当に素晴らしい仕組みだと思いますので、この仕組みをしっかりと運用していくためにも、日々子供たちと向き合っている先生方、地域を知り尽くしている推進員さんに加え、教育関連で企画運営等に対してプロフェッショナルな人材、例えば民間企業やNPO団体など、教育コーディネーターの活用を検討されてもいかなと思っています。

そして何よりも大切だと考えるのが、学校と地域のつなぎ役、人づくりに関わる人材が途切れることがないように、水俣市内で育成することで、第6次水俣市総合計画第2期基本計画の市民アンケート調査においても人材育成の支援や推進が喫緊の課題となっております。

ここで3回目の質問として、子供たちの健全育成のために教育コーディネーターの活用や育成について検討されてはいかがか、について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 肥山議員の3回目の御質問、教育コーディネーターの活用、育成についてですね、検討されてはいかがか、ということについてお答えいたします。

現在、地域への理解が深い現自治会長や元自治会長を地域学校協働活動推進員として委嘱し、さらに小中学校にはボランティアの地域学校協働本部委員を配置し、地域と学校をつなげる活動を行っております。

具体的な取組としては、水泳の授業における水泳協会のボランティア支援、婦人会の協力によるミシンがけの指導などが挙げられます。

これらの活動を通じて、地域の方々の知識と経験が学校教育の中で活かされることを実感しており、今後も地域内の人材を活用し、学校と地域の密接な関係を築いていくことが重要であると考えております。

そのため、現状では、地域学校協働活動推進員や地域学校協働本部委員の活用をさらに充実させていきたいと考えておりますので、議員申出の、教育コーディネーターの活用については、現在考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、給食費無償化のメリット・デメリットを踏まえた制度の在り方について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、給食費無償化のメリット・デメリットを踏ま

えた制度の在り方について、順次、お答えします。

まず、水俣市学校給食費補助事業の実施状況について、導入後の効果や課題についてどのような評価を行っているか、との御質問にお答えします。

本市では、令和元年度から水俣市学校給食費補助事業を実施しており、県内14市の中では、保護者負担が少ない自治体となっています。

特に、令和7年度には補助の拡充を行い、月額補助を1,000円から1,500円に引き上げるとともに、第2子の給食費を半額、第3子以降を無償といたしました。今回の拡充により、児童生徒1人の世帯については、県内14市では無償化している自治体を除くと、保護者負担が2番目に低い自治体となっています。

また、給食費の支出が多くなる多子世帯に対する支援については、同様の施策を講じている県内3市の中では最も充実した内容となっています。

補助事業の効果としては、著しい物価高騰が続き、その影響が生活全般に及んでいる状況の中で、子育て世代の経済的負担の軽減が図られ、生活支援に寄与できていることが挙げられます。

また、課題としては、食材費の上昇が令和7年度も続いており、令和8年度以降、いかに学校給食の水準を確保するか、財源確保をどのようにするか等があると考えます。

次に、今後の給食費無償化に向け、財源はどのように確保する予定か。また、他の予算への影響や施策の優先順位についてはどのように検討されているか、との御質問にお答えします。

今年度、当初予算において、学校給食費補助金3,086万7,000円を計上していますが、完全無償化を行うには、さらに約6,500万円の予算が必要となります。

その財源の確保については、現在、国において小学校の給食費無償化が検討されておりますので、その動向を注視するとともに、自治体間格差が生じないように、中学校の無償化を含め、国に働きかけてまいります。

他の予算への影響や施策の優先順位については、給食費無償化には多額の予算を要するので、一般財源だけで対応するならば、市の財政を圧迫してしまいますので、先ほど申し上げた国の給食費無償化の検討状況や、市の財政状況等を勘案しながら、市の事業全体を見通して優先順位を考えていくこととなります。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 給食費への支援に関して、県内の自治体の中でもかなり充実した内容で、財政健全化はもとより、この事業を進めるに当たって、かなり尽力されたと思います。この給食費を安くという理想と、財政の立て直しという現実をしっかりと水俣市がつないでこられたことを私たち議員はしっかりと認識し、保護者の方や給食費無償化を求める方へ適切にお伝えしなければならないと思った次第です。

今回の給食費無償化についての質問ですが、これは賛成か反対とかではなく、給食費無償化を進めていく場合、どのように進めていくべきかという制度設計について丁寧に考えていけたらと思っの質問となります。

物価上昇の中、これからいかに学校給食の水準の確保をしていくか、また財源確保をどのようにするか等の課題があると御答弁いただきました。まさに理想と現実の狭間にいるような状況かと思いますし、今後、国が小学校の給食費無償化へ方向性を示されましたので、自治体の負担の面など、制度設計の動向が気になるところです。

先ほど言われた水準の確保に関わることなのですが、今年4月に出された記事で、食材費の高騰によって、静岡県浜松市内の小中学校で提供される給食のエネルギー量が低下し、国が望ましいとする基準値を下回っていることが浜松市の包括外部監査で明らかになったとありました。エネルギー量だけではなく、ビタミンCとカルシウム、鉄の栄養素についても、基準値を下回っていたようです。また、給食の献立をつくる栄養教諭など19人を対象に、食材費の高騰への対応について複数回答でアンケートを行ったところ、「安い食材を使用するようにしている」と全員が回答したほか、「量を減らしている」と答えた人が89%、「品数を減らしている」が47%に上ったともありました。このような事例もあり、水俣市においても引き続き学校給食の水準の確保についてはお願いしたいところではありますので、ここで質問させていただきます。

国による全国一律の無償化が行われた場合、自治体においては、限られた予算内で給食費を賄う必要が生じ、その結果、給食の質や量が落ちるという懸念があるが、対応策など、どう考えているか、について御答弁をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） ただいまの肥山議員の2回目の質問につきましてお答えいたします。

国による全国一律の無償化が行われた場合、給食の質や量が落ちるという懸念があるが、対応策などはどう考えているか、ということでございますが、本市では、現在、給食費の改定や国の地方創生臨時交付金の活用等により財源を確保し、適切な質や量を保った給食を児童生徒に提供しております。

国による給食費無償化につきましては、まだ詳細が判明しておりませんので、対応策などを議論する段階にはありませんが、本市としましては、今後も適切な給食を提供するために必要となる予算や財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 現在、1食300円前後という決して多いとは言えない予算で、子供たちに喜んでもらおうと様々な工夫をされていて、御苦労も多いかと思います。考えてみると、コンビニのおにぎりを2個買えるか買えないかくらいの金額ですので、理想を言えば、子供たちの健やかな成長

のために、1食にもっとお金をかけることができたならなど、家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点も含め、進めることができたらと思っているところでは。

また、日本の食料自給率は38%までに低下しており、第1次産業の振興という観点からも、地産地消のさらなる推進の必要性、さらには農林水産省の「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料を30%低減し、有機農業の取組面積を全体の25%に拡大することを目標として、行政が先導的に取り組むべき重要課題となっておりますが、その課題解決の手段としても、学校給食は大きな役割を果たせるのではないかと考えております。

最後に、提言とさせていただきますが、これからも学校給食を通じて子供たちの健康を守ることへ引き続きの御尽力をお願いしつつ、また同時に、自然環境や農家さんを守ることも考え、学校給食地産地消推進事業補助金なども活用しながら、学校給食の制度の在り方を考えていただけたらと思っております。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣の未来を担う若者の育成と主権者教育の推進について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、水俣の未来を担う若者の育成と主権者教育の推進について、順次、お答えします。

まず、水俣の未来を担う若者の育成について、今後どのような方針や施策を考えているか、との御質問にお答えします。

本市では、第6次水俣市総合計画において、「豊かな心で未来に挑戦する人づくり」を基本目標の一つに据え、また、第1期水俣市教育振興基本計画においては、「郷土の明日（あす）を創る心豊かな人づくり」を基本理念として、「青少年の健全育成」を掲げ、子供たちの社会性や自己肯定感を高めるため、家庭・学校・地域の教育機能の充実と連携を促進し、市全体で次世代を担う青少年の健全な育成を図ることとしています。

今後これら計画に基づき、学校やPTA、各種団体等で組織する、水俣市青少年育成市民会議において、様々な施策を検討し、実施することとします。

具体的には、毎月11日、子供たちの登校時に実施される「いい朝いいあいさつ」運動や、小学生向け体験活動事業「ぐるぐるパンづくり」、中高生向け体験活動事業「みなまた未来ラボ」のほか、市内各小中学校の校区育成会で実施されている地域協働による清掃や交流、体験活動事業等を今後も継続して支援してまいります。

次に、市内の小学校・中学校・高校において、どのような形で主権者教育が行われているか、との御質問にお答えします。

文部科学省作成資料「小・中学校向け主権者教育指導資料」によると、主に社会科や家庭科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において、横断的に指導することとなっていますので、本市の小学校・中学校においても、社会科や特別活動の中で、主権者教育に係る学習活動を展開しております。

また、本市にある水俣高等学校については、県立学校であるため、どのような形で主権者教育が行われているかは把握しておりません。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 様々な活動や事業を通して育成に取り組まれているとのことでした。人の育成という分野は短期的に成果が見えにくく、育成される側が目的や意義をしっかり持たなければ、やりっ放しになりやすい分野なので、費用対効果を重んじる行政としては、慎重に進めざるを得ないとは思いますが、これからさらに世の中の流れも速くなり、言わば激動の時代となってくると思いますので、今後の継続に加え、スピード感を持って実施し続けることをお願いしたいと思います。

そして中高生向け体験活動事業として「みなまた未来ラボ」とあり、こども議会も含むこの事業ですが、私は、これこそ主権者教育として非常に重要な位置づけになるのかなと思います。

そもそも主権者教育がなぜ重要なのかですが、シンプルに水俣のことは水俣人、熊本のことは熊本人、日本のことは日本人で責任を持って考えるべきだと思うからです。

そして考えた結果をルール化するのが議会であり、私たち議員の役割です。今こうして御先輩方が議員という役割をやってくださっておりますが、岩村議長がよく「おれたちが死んだら、ちゃんと葬式に来てくださいよ。」とよく言われるように、やっぱり人間、不死身ではないので、いずれは次の世代の誰かが担わなければならないので、議員の担い手の育成としても、こども議会を含む、このみなまた未来ラボは重要だと思っております。

先ほど御答弁で、地域社会の形成に主体的に参画する人材の育成とありましたが、それを可視化されているものが投票率であると考えます。そこで水俣市選挙管理委員会に、過去9年間、市・県・国の選挙それぞれ計13回の選挙における18歳と19歳の合計の投票率を教えてくださいましたが、13回全て50%以下となっております。1番低いものは、令和1年の参院選25%でした。

私も政治に関心を持たなければならないと気づかされたのは、20代のときなので、人のことは言えませんが、選挙権というのは義務ではなく、権利ということではありますが、2人に1人の水俣の若者が郷土に対して無関心であり、無責任であるということは到底よいとは思えません。

ですので、主権者教育として、みなまた未来ラボは非常に重要と考えていますし、これからのさらなるブラッシュアップを願っているところであります。

そこで質問させていただきます。みなまた未来ラボの成果をどのように捉えているか。また、参加した生徒の感想はどうか、について御答弁をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 肥山議員の御質問、みなまた未来ラボの成果、そして参加した生徒の感想はどうか、ということについてお答えいたします。

みなまた未来ラボは、市の課題や取組を学び、「理想の水俣市」を生徒それぞれが考えることで、地域社会の発展に主体的に関わろうとする意識の醸成や、中高生の頃から市の実情を知り、学ぶことで、将来にわたり地域社会の形成に主体的に参画する人材の育成を目的に実施しています。

その成果として、以前にこども議会に参加した児童が市職員となり、講師としてみなまた未来ラボで市の取組の説明やこども議会で答弁をするなど、本事業の目的である人材の育成に結びついているものと認識しております。

また、参加した生徒の感想として、新しいことを学び、今後の生活に生かすことができる、普段の生活では分からなかったことを知ることができ、深く考えるきっかけになったなど、前向きな感想が寄せられています。

あわせて、みなまた未来ラボの経験を進学や就職試験に生かしている、との声も頂いております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 参加された生徒たちから前向きな感想があったり、過去に参加された方が市の職員さんになられたりしているとのことで、人材育成事業としても一定の成果を上げられていると分かりました。

昨年のみなまた未来ラボのこども議会、私も傍聴させていただきましたが、私たち議員の一般質問のときよりもはるかに多い傍聴者の数で、それはそれでまた別の問題としても考えなければいけないと思ってるんですけども、子供だけではなく保護者も一緒に議会に関わる機会となり、大変意義のあるものになるかと思えます。今、みなまた未来ラボでは、こども議会で上がった声を担当課に振り分け予算化させているとお聞きしております。仕組みはそのまま、子供たちに対する説明としまして、例えば何万っていう限られた予算をもとに、政策を立案して、実現してほしいという、自己効力感や財政への認識も高まりやすい運営をお願いできたらと思っております。

また、これは御先輩議員へも相談しなければならないことなんですけども、私たち議員もみな

また未来ラボへ何かしらの協力体制をつくったほうがいいのかなど思っております。と言いますのも、私が議員になる前は議員の皆様というのが本当に雲の上の存在と言いますか、すごくちょっと怖さもあり、何かこう、どういう方なのかなどというふうに思っておりました。そして今はちょっと雲の下の存在になったということでもありませんけども、すごく優しかったり、今は、ちょっと、小路議員とかの昭和のギャグを拾うのにすごい精一杯なんですけども、本当に接することによって議員へのイメージを大きく変えることにつながりますので、先輩議員の皆様へも、みなまた未来ラボを企画運営される皆様へも、連携することへの御検討をお願い申し上げ、最後の質問へ入りたいと思います。

これまで申し上げてきたように主権者教育はとても重要で、水俣、ひいては日本の持続可能な国家基盤を築くためにも、今以上に力を入れなければならないものだと思っておりますし、水俣市の若者の投票率が低い現状からも、さらなる主権者教育の推進が必要と考えております。

教育委員会と選挙管理委員会と学校が連携して行う模擬選挙や若者の声を行政に届ける仕組みの導入、教職員の研修や保護者・地域住民向けの普及啓発事業など、教育委員会としてさらなる主権者教育の推進に取り組む必要があると思うがどう考えるか、について御答弁をよろしく願いいたします。私の質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 肥山議員の御質問ですね、若者の声を行政に届ける仕組みの導入や、教職員の研修や保護者・地域住民向けの普及啓発事業など、教育委員会としてさらなる主権者教育の推進に取り組む必要があると思うがどう考えるか、ということについて答弁申し上げます。

若者の声を行政に届ける仕組みにつきましては、みなまた未来ラボで既に導入しているところです。

教職員の研修については、教育委員会の主催による主権者教育に特化した研修は実施しておりませんが、各学校へ文部科学省からの資料を通知し、理解を促しているところでございます。

保護者・地域住民への研修については、各学校のPTA活動の取組として実施していただくことなどが考えられます。

教育委員会として、これらのことに継続して取り組むことで、主権者教育の推進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で、肥山美緒議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時27分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さん、こんにちは。真志会の木戸理江です。

前回の一般質問で提案しましたSNSなどの活用について、総合医療センターでは早速、インスタグラムが開設されました。本日現在で、フォロワーは30人、私のフォロワーは1,030人です。日頃の業務内容などを発信されており、市内外に広く活動をPRできる面白いアイテムの一つだと思っております。頑張っていたきたいと思えます。

さて、今回の質問は、自身の生活に密接につながっている山間地の暮らしについてと、これからさらに身近なものになるであろう介護サービスについてです。

水俣市内の約80%が山間地で、ここでは私も含め、多くの市民が不便さや自然との共存で生活しています。ただ暮らすだけではない、森や林や川、作物や飲料水を身近に感じ、獣たちと闘いながら、より暮らしやすい方法を練って工夫しています。そこには、ともすれば還暦近い世代が若者と呼ばれる高齢化の集落で、支え合って暮らしている現実があります。そこでは「もっと便利になればいい」、「誰か、どこか、大きな力で手伝ってくれないだろうか」とも考えますし、動かなければ何も変わらない現状も実感しています。

田舎はいいなあという発想は、そのよい部分だけしか見えていない現実があると思っております。田舎には田舎ならではの乗り越えなければならない問題が山ほどあり、見て見ぬふりはできない現実です。

今回、その質問準備中にいろいろな出来事があり、予定を変更したり、急なお願いをしたりと、随分御迷惑をおかけしました。そんな中でも、辛抱強くお付き合いくださり、度重なるやり取りや意見交換に御協力くださった執行部の各御担当、アドバイスやたくさんの情報をくれた友人たちや諸先輩方に深く感謝を申し上げて、以下、通告に従い質問いたします。

大項目1、山間地での市民の暮らしと農林業について。

①、本年度の電柵補助の受給者数はどうか。本年度申請の初見・初申請数と毎年常連の数の対比はどうか。また初見の方はどこで情報を得てきたのか、高齢者になるとホームページやSNSはなかなか見ることが難しいが、現地に直接足を運べる農業委員会では、これらの補助に対する周知やアドバイスなどを行っているか。

②、米不足（価格高騰）と言われているが、本市での現状はどうか。米農家を増やす取組など行っているか、あれば具体的にどのようなものか。市内各地で行っている圃場整備の進捗はどうか、このことで本市での米の生産量増加や効率化が期待できるのか。

③、田畑だけでなく山を適正に管理することも、土砂災害防止や鳥獣被害対策にもつながると

思うが、森林所有者や国・県・市等の管理者との情報共有や指導は適正に行われているか。

大項目2、高齢者の介護サービス利用について。

①、認知症について、家族や周辺に認知症が疑われる症状が現れたときに、周囲はどう対応すればよいか、その際、特に行ってはいけないことは何か。その対象者が介護サービスを受けるためには、まずどこに相談すればよいか。また、本市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画「ひまわりプラン」の中で、認知症支援策の充実も重点目標に定めてあるが、具体的にどのようなものか。

②、介護保険事業について、認知症になると介護保険を使うと考えるが、介護認定を受けるためには、どのような手続が必要で、具体的にどのような流れになっているか。介護認定の「要支援」と「要介護」の違いとその認定方法はどのようなか。

③、ケアマネジャーの業務について、介護保険事業の組織体制の中に介護支援専門員（ケアマネジャー）があるが、どのような役割か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、山間地での市民の暮らしと農林業について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 初めに、山間地での市民の暮らしと農林業について、順次、お答えします。

まず、本年度の電柵補助の受給者数はどうか。本年度申請の初見・初申請数と毎年常連の数の対比はどうか。また初見の方はどこで情報を得てきたのか、高齢者になるとホームページやSNSはなかなか見ることが難しいが、現地に直接足を運べる農業委員会では、これらの補助に対する周知やアドバイスなど行っているか、との御質問にお答えします。

令和7年度は、例年より受付を1か月早め、4月22日から開始し、受付後約40日の5月30日時点での申請件数は32件、令和6年の受付後40日時点の申請件数19件に対し、申請のペースは早い状況です。

令和7年度の申請時の聞き取りや過去の申請との対比では、令和7年度6～8人が初の申請のようであり、令和7年度の申請者数から換算すると、現時点で約4分の1が初申請となります。

例年、広報みなまた5月号での周知を行っておりますが、令和7年度は申請時期を1か月早めたことから、3月の自治会長会議で説明し、広報みなまた4月号に合わせた回覧で周知しました。初見の方はこの回覧から情報を得られた方がおられると思います。

農業委員会での電柵補助に対する周知やアドバイスなどにつきましては、本来、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進として、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・

解消、新規参入の促進を中心に活動いただいておりますので、現在、農業委員会としての周知アドバイスなどは行っていませんが、委員の方々も、一農業者、地域の一員として、周知が可能な方もおられると思いますので、市としても周知に協力していただけるようお願いしていきたいと考えております。

次に、米不足（価格高騰）と言われているが、本市での現状はどうか。米農家を増やす取組などを行っているか、あれば具体的にどのようなものか。市内各地で行っている圃場整備の進捗はどうか、このことで本市での米の生産量増加や効率化が期待できるのか、との御質問にお答えします。

本市の現状としましては、店舗の米の販売価格を見ても、マスコミなどの報道のとおり、米の価格は高騰していると思われまます。

米農家を増やす取組などにつきましては、現在、水田の作付状況の把握をしておりますが、米農家を増やす取組までは行っておりません。

圃場整備の進捗につきましては、現在、本市では県営による農地基盤整備事業を2事業、8か所で行っており、そのうち2か所において工事が完了しております。

農地基盤整備により、1区画が形状のよい広い農地となり、併せて用排水路や農道の整備が図られることから、作業の効率化と生産性の向上につながります。圃場整備の進捗が米の生産量の増加に直結するとは言えませんが、担い手の確保や農業者の作業支援の面での一助となっております。

次に、田畑だけでなく山を適正に管理することも、土砂災害防止や鳥獣被害対策にもつながると思うが、森林所有者や国・県・市等の管理者との情報共有や指導は適正に行われているか、との御質問にお答えします。

情報共有については、国・県・市ではホームページやパンフレット等を活用し、森林計画図等の森林関連情報や必要手続等の情報発信などを含め行っているところです。

また、森林の伐採時には、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度があり、事前に計画の届出が義務づけられているほか、伐採完了時や伐採後の造林の完了時に状況の報告が義務づけられており、書類提出窓口である本市では、書類提出時等に森林の管理について指導を行っております。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 まず、電柵補助についてですが、答弁の中で「農業委員会としての周知アドバイスなどは行ってない」とありましたが、直近の農家の困り事である獣害対策も問題が軽減できれば、より積極的な農地活用や廃業に対する歯止めもかかると思います。そうなることが農業委員や推進員の活動につながるのではないのでしょうか。自分の担当する地域の状況を正しく把握し、地元密着の農業振興や困り事の対応などをキャッチすることも業務と言えるのではないのでしょうか。

か。毎月開催される農業委員会総会などの機会を活用し、鳥獣被害対策の手助けも含めた幅広いケアを目指して、農業委員会と連携すべきと思うがいかにか、まずお尋ねします。

あわせて、イノシシよけの電柵と鹿よけのネットもしくはワイヤーメッシュがありますが、農家は両方の獣害から田畑を守る努力を強いられています。特に鹿よけのネット張りは相当な苦勞があり、ワイヤーメッシュも費用がかさみます。本市での具体的な補助はどのようなものがあるか。また、その補助はどうやって周知しているか。全ての生産者が等しく情報を得て、補助を受ける選択肢が行き渡るための工夫はされているか、お尋ねします。

また、さらに苦勞するのは、田植前後の大変な時期に同時進行で鹿よけをしなくてはならないことであり、農家の苦勞を軽減できる施策はないか、ということと、前回同じような質問で、建設業や他の業種の手を借りるのも一つの策だとありましたが、あれから具体的な策の展開があったか、ということも併せてお尋ねします。

次に、米の政策についてですが、減反政策から今度は米が足りず、価格高騰、プラス備蓄米の提供、消費者はより安い米を求めることでしょう。しかし反対に、生産者の立場では、労力と価格が見合っていないという現状があります。苦勞して米を作っても、費用や労力に対し利がない。そのような負のスパイラルにより離農につながるケースも多いのです。

また、本日、今まさにXやThreadsなどで、大臣の記者会見の発言がですね、紹介されておりまして、米農家が1年に1回しか使わないコンバインを約2,000万円、それぞれ買っている。これは建設業界ではリースが当たり前ですよという発言をされて、業界が荒れているようなんですけれども、農家のお仕事というのは、お天気と生育状況を見て、大体その時期その地域一斉に動きが始まるわけですね、いわゆる農繁期と呼ばれている時期なんですけれども。それにリース業者がどれだけ対応できるかという、現実感のですね、ちょっと薄いなというふうなことで、このニュースを驚いて見ておりました。

そこで、農業離れにストップをかけられるような施策はあるか、お尋ねします。

また、農家の高齢化により休耕田が増えると荒地地となり、イノシシ、鹿、ムジナの巣となってしまうことで、さらに獣害が増える現状をどう対処するのか。こちらも併せてお尋ねします。

続いて、山の管理の件で、所有者が分からない、または放置による荒れた山林が、強風により倒木となり、河川への影響や電線の切断などの2次被害につながるケースもある。その際はどのような措置を取るか、お尋ねします。

また、問題解決を阻んでいるのが、個人の持ち物の放置山林です。それに対しての早急な措置が望まれている中で、問題解決のためにはどのようなアクションが必要か、併せてお尋ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、第1質問の①に関するものですが、まず毎月開催される農業委員会総会などの機会を活用し、鳥獣被害対策の手助けも含めた幅広いケアを目指して、農業委員会と連携すべきと思うがいかがか、との御質問にお答えします。

これまでも各委員には、毎月の農業委員会総会時などに、農林水産課のほうへ獣害対策を含め、地域の方からの困り事や相談などをつないでいただいているところです。

年々増加しております鳥獣被害の対策につきましては、それぞれの農家での対応では困難となっており、地域や広域で取り組んでいく必要もありますので、農業委員会のほか、地域や他の組織等も含め、今後はより連携を図り、情報共有や周知に努めていきたいと考えております。

次に、2点目ですが、大きく分けて、鳥獣害対策の補助とその周辺に関することと農家の苦勞と軽減する施策に関する件だったと思います。

まず、鳥獣害対策の補助とその周知に関する件につきましての質問にお答えします。

本市の具体的な補助については、電気柵等の資材購入にかかる費用を補助する「獣害防止対策事業費補助金」にありますが、労務に係る支援は特にありません。

その周知については、主に例年広報みなまた5月号での広報と本市ホームページ掲載ですが、令和7年は申請時期を1か月早めたことから、先ほど申し上げましたとおり、広報みなまた4月号に合わせた回覧で周知を行いました。その他では、鳥獣被害に対する講習等の要望があったときは、その場で説明するようにしております。

補助を受ける選択肢が行き渡るための工夫については、毎年度の手續に沿って周知してきたところではありますが、特に工夫した点はありません。

次に、農家の苦勞を軽減する施策については、令和6年も御質問いただいたところですが、具体的な支援策はお示しできず、現時点では、シルバー人材センターやJAあしきたのそれいゆアグリで農作業受託業務を行っており、このような制度を御利用いただきたいと申し上げたところであり、その後の新たな対策を行っておりません。

令和6年から農家の方々の苦勞は伺っておりますし、今後高齢化が進むと、このような声が増えてくると思われまます。

本市では、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業のほか、電気柵申請の機会や鳥獣被害対策講習会等、農家の方々と接する機会がありますので、その際に意見を聞くよう心がけ、改善できるところは改善したいと考えております。

次に、第1質問の②に関するもので、減反政策からですけど、本市で農業離れにストップをかけられるような施策はあるか。農家の高齢化により休耕田が増えると荒地地となり、イノシシ・

鹿・ムジナの巣となってしまうことでさらに獣害が増える現状はどう対処するのか、との御質問にお答えします。

本市においては、中山間地域等直接支払や新規就農対策など、様々な施策により、農地の保全や営農の継続に向け、取り組んでおりますが、人口減少や高齢化による離農の流れを変えることは非常に困難な状況です。

今回の米の価格高騰の中で、米の安定供給の重要性が広く認識されたことから、農業者と消費者にとっての米の適正価格の設定やそれに必要な米政策について、今後国で検討されていくと思われま

す。そういった中で、令和7年度から、新たに米作りに取り組む若手農業者や食用米の生産を拡大する農業者の動きもあることから、米生産などの地域農業の維持・拡大につながる取組を行う様々な農業者について、国の米政策を踏まえ、支援していきたいと思

います。また、高齢化などで、今後、荒廃化が懸念される農地のうち、周辺農地への悪影響のある農地については、まずは農業委員会を通して、所有者へ適切な農地管理をお願いするほか、中山間地域等直接支払制度などの対象農地であれば、集落内で適切に管理をしていくなどお願いしていくことになると思

います。次に、第1質問の③に関するもので、所有者が分からない、または放置による荒れた山林が、強風により倒木となり、河川への影響や電線の切断などの2次災害につながるケースもある。その際はどのような措置を取るのか、との御質問にお答えします。

倒木等による河川への影響については、市民からの情報提供を受け対応しているところです。

倒木等が発生した所有者不明森林については、近隣所有者等からの聞き取りや法務局等の関係機関による追跡調査を行っています。

なお、電線及び電話線に倒木等がかかっている場合は、九電やNTT等の施設管理者への情報提供を行っています。

次に、問題解決を阻んでいるのが、個人の持ち物の放置山林、それに対しての早急な措置が望まれる中で、問題解決のためにはどのようなアクションが必要か、との御質問にお答えします。

本市では、令和元年度から森林環境譲与税を活用した森林保全のための森林経営管理制度を実施しております。

当該制度では、森林所有者に対して、今後の山林の管理をどうされますかという意向調査を袋・湯出・長崎ほかの1,728ヘクタールの山林を対象に実施し、令和6年度時点で986ヘクタールの回答が得られ、回答がない山林は657ヘクタールで、宛先不明が85ヘクタールでした。

この意向調査の結果、自主管理すると回答された方は400ヘクタールしかなく、残りは自分の山林であることを知らない、先祖の山林なので分からない、といったものが多くありました。

このように、自分で管理できない山林については、林業事業者への管理委託やあっせん等を、また、森林経営管理法第33条により、市が森林保全のための管理を実施する方向で進めているところでは、

さらに宛先不明森林については、同法第24条の所有者不明の特例を活用して、追跡調査していきたいと考えております。

このような手法で放置山林を少しでも減らしていくことが、問題解決の一つと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 まず、獣害対策について、労務に係る支援は特にないとのことではありますが、高齢農家にとって獣害対策は喫緊の課題であり、ぜひとも支援してほしい部分であるため、積極的に支援策を検討してほしいと思います。先ほど述べたように、農業委員や推進員の手助けも含めて、実際の農業従事者の実情を改善できる取組を丁寧に早急に行ってほしいと思います。

中山間地域等直接支払制度については、農林水産省の支援制度の一つで、交付単価に加算措置もあったりとお得な制度があります。実際に本市でも、これらを上手に活用している地域もありますが、一方で、書類作成などの事務手続や取りまとめが大変だとも聞きます。例えば地域内での交付金の分配割合や、そこからさらに個人配分される際の算出方法と分配の仕方、また、役員報酬や機械取得や消耗品など備品の管理とその運営の仕方など、地域によって様々ですし、それに対する意見もいろいろ聞いています。獣害防止対策事業補助金の申請も、必要な書類の準備や作成に結構な手間がかかるようです。

しかし、このような交付金や補助金をさらに幅広く活用してもらうために、事務手続の代行などは設置できないでしょうか。例えば事務手続に慣れた人、市役所OBや企業の事務担当経験者などが代行や補助をしてもらえば、高齢の農家さんにとっても申請のハードルが下がるとは思いますがいかがか、お尋ねします。

続いて、田んぼの利活用では、休耕田の再活用策をぜひ急いでほしいです。あわせて、空き家対策や山間地での子育てを含む特例校の活用、移住定住に適した地域が見つかるかもしれませんし、可能性はまだあります。様々な各自治体の成功例を参考に、本市でも新たな施策を急いでいただきたく、これは要望といたします。

続いて、放置山林については、放置山林を減らしていく努力が災害防止や観光推進のためにも必要な方策だと自分も思います。ここで改めて、関係部署や自治会、各種団体が連携し、複数の組織で協働して、山林整備や保全を行うことも検討してほしいがいかがか、お尋ねします。

倒木処理や遊歩道整備をすることで、手入れをする人が入りやすい環境を整えることも適正な管理や利活用につながると思います。有害鳥獣を防ぐ手段の一つにも関係し、駆除して山から下

ろすときなど、負担の少ない処理のために山が荒れていないこと、道路が整備されていることが必須です。

ただ山を守りましょう、触らず自然をそのまま残しましょう、と言いつ放しは簡単ですが、そのような考えだけで現状保持をするのは、昨今の自然災害の発生例を見ても現実的ではありません。何もしなくても土砂災害は発生していますし、人の手が入ることが全て悪だとは言いきれないと思います。適切に人の手を入れながら管理し、山を保持していく方策が有効と思っています。

観光面でも同じです。観光地としてPRされている場所が荒れていることを知らないお客様に、無責任にお勧めをして、無防備な状態で歩かせるわけにはいきません。併せて言うと、同じ道を地域の簡易水道組合が保全のために定期的に整備を行っています。その広範囲の放置山林は手つかずで、それを地域で整備をするにも限界があります。同時に倒木による地滑りの危険性もあり、防災面でも不安と隣り合わせではありますが、これは全て同じフィールドで起こっていることです。

行政が縦割りで業務を行うのは致し方ないことで理解もしていますが、地域にとっては線引きや振り分けのない一つのまとまった場所です。横軸から面に展開する様々な問題を抱える山間地は市内にたくさんあります。

反対に、高野山や熊野古道、神戸六甲山や京都トレイルなど、地域と行政が同じ方向を見て、山の保全活動をしているところもあり、ぜひその活動状況も参考にさせていただきたいと思っています。きれいごとでは済まされない現状が山間地にあることを御理解いただきたく、これは要望といたし、ここでの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。質問は2点でした。

まず1点目ですが、交付金や補助金等について、事務手続等の代行など、設置できないだろうか、との御質問にお答えします。

中山間地域等直接支払交付金に係る事務手続については、現行の制度上も行政書士等に委託することができるようになっており、それに要する費用も交付金から支弁することが可能になっております。他市町村の例では、複数の集落が共同で事務を行ったり、事務処理を担う組織を別で構築したりする例もあっております。

行政に提出する公的な文書の作成のため、行政書士法等の一定のルールはありますが、事務委託などの制度を利用して、各集落の負担の軽減につなげていただければと思います。

また、令和7年度から令和11年度にかけて実施される第6期対策が開始されるに当たり、複数の集落による共同事務委託などにも適用される、新たな加算項目なども設定されていますので、

各集落には適宜情報提供を行うとともに、各集落の取組も支援していきたいと思えます。

次に、放置山林を減らしていくために、複数の組織で協働して山林整備や保全を行うことも検討してほしいがいかか、との御質問にお答えします。

先ほどお答えしました森林経営管理制度では、山林保全を目的とした水俣地域森林管理システム推進協議会を設立し、市内林業事業体と連携して山林調査等を行っています。

また、森林空間整備等を行う山林については、これまでも関係部署に整備のための支援事業の情報提供を行ってきましたが、今後も放置山林等の支援事業について、その都度関係部署に情報提供していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、高齢者の介護サービス利用について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 次に、高齢者の介護サービス利用についての御質問に、順次、お答えいたします。

まず、認知症について、家族や周辺に認知症が疑われる症状が現れたときに、周囲はどう対応すればよいか、その際、特に行ってはいけないことは何か。その対象者が介護サービスを受けるためには、まずどこに相談すればよいか。また、本市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画「ひまわりプラン」の中で、認知症支援策の充実も重点目標に定めてあるが、具体的にどのようなものか、との御質問にお答えします。

認知症が疑われる症状としては、「もの忘れ」、「時間や場所が分からなくなる」等があります。

家族や周囲の方は、そのような症状が現れたときには、できるだけ普通に接することを心がけてください。

認知症の症状に対して怒ったり否定したりしないことが、本人や介護者の精神的・身体的負担を軽くすることにつながります。

次に、その対象者が介護サービスを受けるためには、どこに相談すればよいか、との御質問にお答えします。

「認知症かも」と思われる場合は、家族だけで抱え込まず、できるだけ早い段階から、地域包括支援センターやかかりつけの医療機関へ相談してください。

次に、本市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画「ひまわりプラン」の中で、認知症支援策の充実も重点目標に定めてあるが、具体的にどのようなものか、との御質問にお答えします。

本市の認知症施策としては、認知症当事者の意見を尊重し、当事者同士や家族と共に集まれる場やグループをつくり、ボランティアの方々と共に支援してまいります。

また、2次元バーコードを活用し、認知症により高齢者が行方不明になることを未然に防ぐ取組である「おかえりサポートシール」事業を実施し、その周知、啓発を図ってまいります。

さらに、アプリなどで軽度認知障害、MC Iと言いますが、これを発見するための仕組みづくりなどといった取組を推進してまいります。

次に、介護保険事業について、認知症になると介護保険を使うと考えるが、介護認定を受けるためには、どのような手続が必要で、具体的にどのような流れになっているか。介護認定の「要支援」と「要介護」の違いとその認定方法はどのようなか、との御質問にお答えします。

まず、介護保険サービス利用には、要介護認定を受ける必要がありますので、地域包括支援センターの相談窓口にお越してください。

その後、いきいき健康課の窓口にて介護保険認定申請書を提出いただきますと、申請後は、介護認定調査員が、申請者の自宅等へ訪問し、心身の状態等を調査します。

その際、かかりつけ医の意見書も必要となります。

調査終了後、認定用のシステムによる1次判定を経て、医療や介護の専門職による介護認定審査会において、介護の必要性の度合いを総合的に判断する、といった流れになります。

次に、介護認定の要支援と要介護の違いとその認定方法はどのようなか、との御質問にお答えします。

介護認定審査会では、介護の支援が必要な度合いに応じて、要支援1から2、要介護1から5の7段階に区分を決定します。この区分によりサービスの利用回数や利用限度額が異なります。

具体的な内容としましては、要支援は、通所でのリハビリや住宅改修など、主に状態の改善や予防を目的としたサービスを利用することができます。

要介護は、常時介護が必要である方が対象となるため、要支援に比べ、より細やかなサービスを利用することができます。また、介護保険施設への入所を選択することも可能となります。

次に、ケアマネジャーの業務について、介護保険事業の組織体制の中に介護支援専門員（ケアマネジャー）があるか、どのような役割か、との御質問にお答えします。

ケアマネジャーの業務は、主に介護認定を受けた方の心身の状況、生活環境、地域資源等を確認し、利用者の方や介護者の要望を調査検討した上で必要なサービスを生活の中に組み込んだ介護支援計画を作成し、関係機関との間で調整を担う専門職ということになります。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 まず、認知症についてです。2018年に劇場公開された映画がありました。内容は、高齢の夫婦2人暮らしで妻がアルツハイマーを患い、夫が介護をして支えていく、それを別の町に住む娘さんが帰省するたびに撮影しながら、ドキュメンタリー番組を制作したというものです。

当時、私はその番組を、テレビなのですが、他人事のように見ておりましたが、最近になってごく近いところで同じような姿が見られるようになりました。これまで家事の経験が全くなかった夫が家事全般を頑張りながら、併せて認知症の妻を支えるケースも今少なくないようです。

また、じわじわと兆候があったものの、経験のない事態に対して戸惑ったり、家族、特に夫はそれを認めたくないという気持ちが先行して相談に踏み出せないケースもあるのではと思います。

そこで、認知症に直面する可能性として、家族やその周辺が来るときの準備として心がけておくこと、用意しておいたほうがいいものは何か。また、認知症予防にはどのようなものがあるか、まずお尋ねします。

次に、介護保険のサービスについてですが、窓口相談に行くにも、高齢者だけの家族で手続を行うのは非常に難しいと考えます。まず窓口に向く、必要な書類を揃え整える、申請を書く、その後のヒアリングや連絡に対応することなど、大変難しいと思うのです。「介護難民」と言われるようなケースは本市にはないのか、お尋ねします。また、今まだ病院や施設に入っていないくとも、高齢の親を抱えて不安を抱えている人へ利用できるサービスや仕組みがあるか、重ねてお尋ねします。

特に、子供世代は早めに意識をしておいたほうがよいと思います。自分の親が認知症と診断されてからでは、本人の意思確認も難しく、家族であってもなかなか踏み込んだ方向決定ができません。保険や財産や生活の話は慎重に言葉を選ばなきゃいけませんし、何よりそのときを予定しているようで聞きにくいものです。

しかし、体調が急変し、急ぎの処置や方針決定が必要なときに、病院や施設、治療方法など、全ての条件が思いどおりに整うとも限りませんし、そんなときにはなおさら「この先どうする」とは本人には聞けません。本人も家族も切羽詰まってからにならないよう、言いにくいこともちゃんと伝えながら、落ち着いているときに家族でしっかり話し合いをしておくなど、早めの対処をしておくのが望ましいと思います。

続いて、ケアマネジャーの業務についてお尋ねします。先日、水俣介護保険サービス事業所連絡協議会の介護支援専門員部会にお邪魔し、様々な意見を伺いました。介護の従事者不足と言われている中で、成り手不足の問題や、対象者に対して24時間気が抜けないことや、業務内容の幅広さと、それに伴う契約外の業務が多いという悩みが多く聞かれました。

ケアマネの立場では、利用者に伝えづらい現状も多いと聞いています。例えば、利用者のお宅の草取りです。これは業務と直接関係のないことは承知の上だそうですが、支援の際に庭を通ることから、その動線となる道を整備する必要があるそうです。生い茂る草を除くことが、円滑かつ安全に業務を進めるために必要なのだそうです。

また、家族が近くに住んでいるにもかかわらず、通院や書類提出、提出先への同行、カタログを取り寄せての買物支援など、「ほかには頼めない、家族はやってくれない」と言われると放っておけないという現状であると思います。

このような案件を無視できない一方で、本当は業務外であることを、利用者に伝えられるような環境づくりと、それを伝えたゆえのクレーム対処やトラブル防止など、ケアマネを守る保障も欲しいだろうと思います。

そこで質問します。ケアマネが働きやすい環境づくりを再考することも必要だと思いますが、現状のケアマネの苦労や努力はどのようにして把握しているか。その課題はどのようなことがあるか。それらの改善に向けて、本市が提案できることは何か。また、専門職の理解や施設によるケアマネの業務に対する意識統一が必要だという意見も出たのですが、行政がこれを把握し、問題点を浮き彫りにし、改善していくことも必要と思うがいかがか。以上お尋ねして、2回目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず、家族やその周辺が来るときの準備として心がけておくこと、用意しておいたほうがいいものは何か。また、認知症予防にはどのようなものがあるか、との御質問にお答えいたします。

家族やその周辺の方々には、高齢者の方の身体状況をよく把握しておくこと、また、同居されていない場合は、近所や知人の方々に変わった様子があれば、すぐに知らせてもらうような関係をつくっておくことが必要だと考えます。

また、認知症の予防としては、定期的に健康診断を受診し、健康管理に努め、社会活動へ参加し、周囲との交流を図ることが予防につながると考えます。

次に、高齢者だけの家族で窓口に出向く、必要な書類を揃える、申請書を書くことなどが難しいケースは本市にはないのか。また、高齢の親を抱えて悩んでいる人へ利用できるサービスや仕組みがあるか、との御質問にお答えいたします。

議員御指摘の相談窓口に出向くこと等が難しい高齢者や家族の方には、地域包括支援センターの職員が自宅等へ伺い、相談対応や各種申請の支援を行うアウトリーチと呼ばれる手法で対応しております。

高齢の親への対応に悩む前に、まずは地域包括支援センターの総合相談を利用していただけるよう周知啓発を行ってまいります。

遠方の方であっても、地域包括支援センターへ電話での相談が可能ですし、介護認定申請を代理で申請することができますので、ぜひ御相談ください。

最後に、現状のケアマネの苦労や努力はどのようにして把握しているか。その課題と改善に向

けて本市が提案できることは何か。また、専門職の理解や施設の意識統一が必要だという意見に対し、行政がこれを把握し、問題点を浮き彫りにし、改善していくことも必要と思うがいかがか、との御質問にお答えいたします。

ケアマネジャーの業務の現状については、介護支援専門員の会議等に参加するなどして、その把握に努めております。

さらに、今年度は、その課題や実情をより把握するために、在宅医療・介護連携支援センターへの委託事業の中でケアマネジャーの実態調査を予定しております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 まず、認知症についてですが、認知症の家族を支えるのは現役世代も多く、いわゆる介護離職と言われる対象者が、総務省のデータでは、2024年9月まで増加し続けています。仕事をしながらのケアは想像を超えた大変さがあると考えられますが、介護離職という現実問題に対して、そこに支援の策はあるか、まずお尋ねします。

次に、ケアマネジャーの業務についてですが、今後さらにケアマネの必要性は高まると思いますが、従事者を増やす取組と実情の改善にはどのようなことを考えているか。そして市民もケアマネに相談するものと行政に相談するものの明確な区分けが分かると、よりサービスが利用しやすくなるのではないかと思いますがいかがか、お尋ねします。

ケアマネのトリセツが欲しいという意見も出ており、実際にそのリーフレットがある自治体もあり、私もネットで幾つか参照しました。水俣市でもぜひ他市の成功例を参考に、勤務体制の再考や対価の試算など現状の改善にぜひ取り組んでほしいと思います。以上、ここでの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

認知症の家族を支える現役世代も多く、いわゆる介護離職と言われる対象者が増加し続けている。仕事をしながらのケアは想像を超えた大変さがあると考えられる。そこに支援の策はあるか、との御質問に回答します。

今年4月、育児・介護休業法の改正の中に介護離職防止を目的とした雇用環境の整備を事業主に義務づけるなど、仕事と介護の両立支援制度の強化が盛り込まれました。

市内の各事業所への周知については、所管の厚生労働省により取り組まれるものと承知しております。

続きまして、今後さらに、ケアマネの必要性は高まると思うが、従事者を増やす取組と実情の改善にはどのようなことを考えているか。市民もケアマネに相談するものと行政に相談するものの明確な区分けがあると、よりサービスが利用しやすくなるのではないかと思いますがいかがか、と

の御質問にお答えいたします。

水俣高校や芦北高校などへの出前講座や交流の機会を通して、ケアマネジャーの役割や重要性についてお伝えするとともに、魅力発信を進めてまいります。

相談先につきましては、どこに相談を頂いても対応できるよう連携をしております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、木戸理江議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、14時35分まで休憩します。

午後 2 時20分 休憩

午後 2 時35分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第 2 号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第 2、議第48号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第 3 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第 3、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第 4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第 4 号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

○議長（岩村龍男君） 日程第 4、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

○議長(岩村龍男君) 日程第5、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第6、議第52号水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第7、議第53号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第8、議第54号令和7年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第9、議第55号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第56号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第10、議第56号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第57号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第11、議第57号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第12、議第58号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第59号 工事請負契約の締結について

○議長（岩村龍男君） 日程第13、議第59号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第60号 財産の取得について

○議長(岩村龍男君) 日程第14、議第60号財産の取得についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第61号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長(岩村龍男君) 日程第15、議第61号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議第62号 財産の取得について

日程第17 議第63号 損害賠償額の決定について

○議長(岩村龍男君) 日程第16、議第62号財産の取得について及び日程第17、議第63号損害賠償額の決定について、2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第62号財産の取得について申し上げます。

本案は、水俣市立小中学校校務用パソコン売買及び更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和7年5月29日に指名競争入札を実施し、契約金額2,549万8,000円で、アスクシステムと売買及び更新業務契約の仮契約を締結いたしております。

次に、議第63号損害賠償額の決定について申し上げます。

本案は、相手方に損害を与えた費用を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があり、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第62号から議第63号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のため、しばらく休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時40分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第62号財産の取得について及び議第63号損害賠償額の決定について、本2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第48号から議第63号までの議案16件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月26日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、6月25日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時41分 散会

令和7年6月26日

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

表 決

令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月26日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時52分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	肥山 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（小路 幹雄君）
主 任（森 ちひろ君）	主 査（藤井 美樹君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（今別府 隆宏君）
産業建設部長（柿本 英行君）	教 育 長（蓑田 誠一君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘君）
総務企画部財政課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（竹本 和哲君）

○議事日程 第4号

令和7年6月26日 午前10時開議

- 第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について
 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について
 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）
- 第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について
 専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第56号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第57号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議第59号 工事請負契約の締結について
- 第13 議第60号 財産の取得について
- 第14 議第61号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第15 議第62号 財産の取得について
- 第16 議第63号 損害賠償額の決定について
- 第17 陳第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について
- 第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 陳第3号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第19 議第64号 人権擁護委員候補者の推薦について

第20 意見第1号 国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案1件、高岡朱美議員外1人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

日程第4 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議第52号 水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議第54号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第55号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第56号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第57号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第58号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議第60号 財産の取得について
- 日程第14 議第61号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議第62号 財産の取得について
- 日程第16 議第63号 損害賠償額の決定について
- 日程第17 陳第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について

○議長（岩村龍男君） それでは、本日の議事を進めます。

日程第1、議第48号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情についてまで、17件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人住民税の特定親族特別控除の創設に係る規定の整備、軽自動車税における二輪車の車両区分の見直し等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第4号令和6年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第19款繰越金、第21款市債をもって調製している。

このほか、繰越明許費の補正として、市町村営林道開設事業外4件の追加を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業外4件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、防災備蓄倉庫の設置を中止した理由をただしたのに対し、袋駅前の市営住宅跡地に倉庫を設置する予定であったが、土砂災害警戒区域であることが判明したため中止したとの答弁がありました。

あわせて、ほかの場所に設置する考えはないかただしたのに対し、高齢者福祉センター内の空き倉庫を防災備蓄倉庫として借りることを計画しているとの答弁がありました。

また、防災行政無線管理運用事業について、一部防災無線が入りにくい地域があったようだが、出水期を前にして、状況は改善されたかただしたのに対し、湯出地区の一部で放送が入らないという意見があり、対応したが、不安定なままである。根本的に解決するには、無線子機の方角を変えるなど大規模な対応が必要になるため、慎重に調査を行っているところであるとの答弁があり、委員から、防災行政無線が聞こえなかったことで、避難の遅れや人命に関わるものがあってはならないので、早く調査の結果を出し、対策を講じてほしいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和7年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

財源として、第14款国庫支出金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第52号水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市税特別措置条例に基づく固定資産税の課税免除の期間の適正化を図るため、本

案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号令和7年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、公益法人等助成事業、台湾青年海外夢実現事業水俣研修経費、第5款農林水産業費に、水産振興対策事業などを計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調製している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、参議院議員選挙について、地域で投票立会人を選ぶ際、時間が長い、報酬が少ないという意見があるが対策を検討しているかただしたのに対し、今回投票立会人の報酬単価が改定され、1万900円から1万2,400円にすることも含め、補正予算に計上している。また、投票時間に関する意見も聞いており検討しているところであるとの答弁がありました。

また、台湾青年海外夢実現事業水俣研修について、研修参加者はどのように決まるのかただしたのに対し、自ら申込を行い、選抜された人が参加するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を101万円増額して、補正後の収益的収入の額を8億3,851万7,000円に、収益的支出の額を101万円増額して、補正後の収益的支出の額を8億3,566万6,000円に、第4条に定める資本的収入の額を190万円増額して、2億4,475万5,000円に、資本的支出の額を190万円増額して、5億1,419万6,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の減額及び民間工事による下水道管の閉塞復旧対応に伴う損害弁償金の増額を、収益的支出において、職員の人事異動等に伴う人件費の増額を、資本的収入において、企業債、出資金及び補助金の増額を、資本的支出において、大規模下水道管路特別重点調査等事業に伴う委託費の増額を行っている。

このほか、企業債の補正として、公共下水道事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、桜井町の民間工事における下水道管閉塞事故の場所及び内容をただしたのに対し、場所は、水俣協立病院付近である。桜井町付近は地下水が多く、建替工事における基礎部分

工事の際、国道側からの地下水を防ぐためコンクリートを流し込んだところ、何らかのアクシデントにより下水道の取付け管から本管のほうにコンクリートが流れ込み、約17メートル閉塞したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和7年4月24日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額4億6,090万円で徳南・岩井・三宅特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、契約金額が大きい理由をただしたのに対し、これまでより施工延長が長いためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号財産の取得について申し上げます。

本案は、自治体情報ネットワーク強靱化とセキュリティーの確保を目的にシステム機器一式を8,580万円で株式会社K I Sから取得するに当たり、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号損害賠償額の決定について申し上げます。

本案は、相手方に損害を与えた費用を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のとおり提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本市で調査した結果、相手方を空き家の法定相続人と判断し、通知したのかただ

したのに対し、今回、法定相続人の順番などを誤認し、通知した。相手方が相続放棄の権利を執行しようとしたところ、法定相続人ではないことが発覚したとの答弁がありました。

あわせて、法定相続人を本市で断定することが難しければ、同様のケースが再び起こりうるのかただしたのに対し、相続関係についての再確認と、チェック体制の徹底を行い、再発を防止したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

審査では、最低賃金を上げると中小企業が困るという意見もあるが、本意見書は、最低賃金の改善とともに中小企業支援も行うものである。

また、最低賃金と中小企業支援について改善していく方向に取り組むことには一定の理解をするが、最低賃金を大幅に上げる、全国統一にすることによる多方面への影響が見えにくい。国民の生活が苦しいことも十分理解するが、本市は中小零細企業、体力のない企業が多く、そのような中で最低賃金を上げるといことは、非常に難しい。国の対策が進んでから行うべきである。まだ時期が早いとの意見がありました。

討論では、国民の生活が苦しいことは明確なので、働く人たちの賃金を上げることから改善すべきだと思う。中小零細企業が大変だからこそ、政府が責任を持って、最低賃金を上げてほしいので賛成であるという意見と、今後の国の対応を見守りたい。本意見書は、労働者側の立場にのみ立ったものであり、事業主側、中小零細企業への配慮が欠けている。中小企業への国の支援の財源として、防衛費5兆円の削減と大企業の内部留保に対する課税を充てるとしているため反対であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、木戸理江議員。

（厚生文教委員長 木戸理江君登壇）

○厚生文教委員長（木戸理江君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第4号令和6年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第19款繰越金、第21款市債をもって調製している。

このほか、繰越明許費の補正として、病院事業会計負担金の追加を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和7年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援のため、予算措置に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第53号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、栄養士の人員の配置数が増減したということかとただしたのに対し、管理栄養士の配置要件が緩和されたということであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号令和7年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、高齢者福祉センター管理運営費、第9款教育費に物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調製しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域活性化起業人制度に係る派遣が難しい理由についてただしたのに対し、水俣病資料館の収蔵庫増設に伴い整備する、歴史文化ゾーンや既存のシアタールーム等の展示整備に係る基本構想の策定のため、地域活性化起業人制度を活用する予定で2社に打診したが、1社は人材不足、もう1社は、地域活性化起業人制度は月の半分以上本市に赴くことが必要だが、実際に月の半分以上来ることが難しいことから委託に切り替えるとの答弁がありました。

あわせて、こういった効果を期待して地域活性化起業人制度に係る派遣費用等を予算計上していたのかただしたのに対し、自治体が取り組む地域課題に対して、そのノウハウを有する企業が

ら人材を派遣してもらい、その課題に取り組んでもらうことで、市役所にできないことを民間企業の人材の力を借りて効果的に事業を進められるということ、人件費等は特別交付税措置があり、財政面でもよいため予算計上していたとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ286万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億6,838万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上している。

なお、財源としては、第6款繰入金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ298万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,652万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の増額を計上している。

なお、財源としては、第3款繰入金をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ654万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億6,746万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動に伴う人件費の調整を計上している。

なお、財源としては、第7款繰入金及び第9款諸収入をもって調製しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第62号財産の取得について申し上げます。

本案は、水俣市立小中学校校務用パソコン売買及び更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

令和7年5月29日に指名競争入札を実施し、契約金額2,549万8,000円でアスクシステムと売買及び更新業務契約の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指名競争入札に参加した事業者数と地元の事業者数をただしたのに対し、指名業者数5者、うち市内業者数5者との答弁がありました。

また、73台のパソコンの学校ごとの設置数はどのくらいかただしたのに対し、内訳は学校の規模によって違っており、第一小学校に34台、湯出小学校に10台、葛渡小学校に10台、久木野小学校に7台、第一小学校にある事務センターに12台設置するとの答弁がありました。

あわせて、パソコンが壊れたときの対応として、学校が直接修理業者をお願いするのか、もしくは教育委員会を通して修理依頼をするのかただしたのに対し、不具合が生じた場合は、教育委員会を通して業者に修理依頼をするとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年6月20日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）中付託分	承 認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）中付託分	承 認	全員賛成
議第52号	水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第54号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第58号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第59号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第60号	財産の取得について	原案可決	全員賛成

議第61号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	全員賛成
議第63号	損害賠償額の決定について	原案可決	全員賛成
陳第1号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について	不採択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年6月20日

厚生文教常任委員長 木戸理江

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）中付託分	承認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）中付託分	承認	全員賛成
議第53号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第54号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第55号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第56号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第57号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第62号	財産の取得について	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

高岡朱美議員及び杉迫一樹議員から、陳第1号について討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

初めに、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対し、賛成の立場から討論をいたします。

日本の少子化は大変深刻です。加えて、本市においては人口そのものが急速に減少しており、商工関係をはじめ、医療、教育、建設業など、あらゆる産業の存続に影響を及ぼしています。少子化の原因の一つが若者世代の貧困化であることは明かです。陳情者が添付した資料にもあるとおり、我が国は1997年から先進国で唯一、長期にわたって賃金が上がらず、失われた30年と言われる低成長を続けてきました。

そのような中、先月閣議決定された骨太の方針2025には、物価上昇率を上回る賃上げと最低賃金を全国平均1,500円以上へ引き上げる目標が掲げられました。企業任せではなかなか進まなかった賃上げに対し、最低賃金は国主導で進められる賃上げ策であり、大いに期待するところです。

一方で、本陳情は、最低賃金が地域別で決められることの問題を指摘し、法改正を求めています。その理由は、陳情者が添付した資料の中に示されています。1つは、人口の社会増が見られる地域が最低賃金が高い都市部に集中している現象です。2つ目は、全国4万8,000人を対象にした最低生計費の調査結果です。鹿児島で暮らそうが東京で暮らそうが、全国どこでも最低月額24万円から25万円が必要であることが示されています。これらの調査結果を踏まえれば、最低賃金を全国一律制度にすることは、人口流出に悩む本市にとって重要な提起であると言えます。

また、本陳情は、最賃引上げと全国一律制度の実現のためには、中小零細企業支援策の抜本的な強化が必要であることを訴えています。具体的には、国による助成や融資、生産性向上につながる施策に対する大胆な財政出動のほか、下請企業に単価切下げなどが押しつけられないよう、公正な取引ルールの実施も求めています。これらは中小零細企業で占められている本市にとって、後押しこそすれ、反対する理由など何ひとつありません。

最後に、陳情者の資料には、最低賃金を全国一律1,500円にした場合の経済波及効果が試算されています。賃上げにはそれだけの賃金資源が必要になりますが、最終的には税金の増収効果につながります。国が賃上げを財政健全化や持続的成長の重要な手段と位置づけたのも、このような効果を期待しているからにはほかなりません。国の方針に期待しつつも、地方経済を守る立場にある私たちは、その効果が一部の地域や企業に限定されることがないように、働きかける役目があるはずで、その意味で、本陳情を国に届ける意義は大きいと考えます。

議員各位におかれましては、いま一度、陳情趣旨をよく御理解いただき、御賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 次に、杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 私は、陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論します。

陳情の趣旨を見れば、世界的に見ても日本の最低賃金は低いということ、また、最低賃金の地域間格差をなくすために、賃金の支払い主である中小零細企業への支援を求めており、国に対して意見書を提出してほしいとあります。

特に、いつまで続くか分からない物価高騰の中であって、生活に苦しいという方はたくさんおられます。物価は上がれど賃金は上がらなくなれば、どんどん財布のひもが固くなるばかりです。少しでも賃金が上がれば、購買意欲が高まり、消費が増え、経済も少しずつ回っていくはずですよ。

物価高騰対策は多々ありますが、それぞれの施設などへの補助はいいとしても、個人としての実感は薄いのではないのでしょうか。賃金が少しでも増えることは、実際の所得が分かり、実感として得られるものと思いますし、特に所得の低い方々にとって見れば切実な願いでもあると思います。

大企業と同じように中小零細企業も賃金を上げたいけれど、経営が厳しいという事業所も多く、その事業所への支援もうたっている内容です。

国がいつかするから待つのではなく、地方自治体、議会からも声を上げていくことが必要だと思いますし、スピード感のある対策、支援を求める必要もあると思います。

以上、この陳情には賛成します。議員各位の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

小路貴紀議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、反対の立場から討論します。

まず、最低賃金の改善や中小企業支援の拡充については、国の動向も踏まえ、理解を示すところです。しかしながら、多方面への影響を考える必要があります、特に最低賃金に関しては、労働者側、事業主側、双方の立場に鑑みると、本陳情の内容は、労働者側にとってはメリット、事業者側にとってはデメリットになる可能性があることを読み解かなければなりません。いわゆる最低賃金額の時給アップは、事業者側にとってはコストであり、最悪の場合、会社の存続に直結する問題です。

我が熊本県においては、台湾TSMCの進出により、菊陽町近隣の時給が急激にアップ、雇用の流動化が加速し、労働者の確保がままならないことから、飲食店等が町から撤退する事例も聞き及んでいるところです。片方にとってメリットだからとの安易な考えではなく、多方面への影響がある可能性にも十分に配慮することが、議会における良識ある判断だと認識します。

また、本陳情には、政府による助成や融資等の拡充と大胆な財政出動が求められると記載されており、一見、財源確保策が示されているように思われますが、本陳情者から提出された、最低賃金全国一律への改正「4つのポイント」への賛同のお願いに関する資料集によると、財源は防衛費5兆円の削減と大企業の内部留保に対する課税で賄う、と明記されています。

政府による大胆な財政出動が求められると言いながら、政府ではなく大企業にも負担を求めることは、そもそも陳情の趣旨とその背景に齟齬が生じていると言えます。そういった点を見て見ぬふりをし、安易に賛同することは責任放棄であり、水俣市議会の品位を失墜させてしまいかねません。

以上の観点から、陳第1号には反対でありますので、議員各位におかれましては、御賛同をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

藤本議員。

○藤本壽子君 陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるということでの意見書に対して、陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。

まずですね、現在、国政選挙が行われる前でございますけれども、各党派の考え方ということで、ほとんどの党派がやはり個人消費の喚起する方針を公約に掲げております。政府が影響力を行使できる最低賃金を特定水準に引き上げるということは、各党公約としているわけでございます。

例えば石破首相は、2020年代に1,500円に引き上げるということで、物価に負けない賃上げと最低賃金の引上げ加速、ということを実際に言われております。公明党の場合は、5年以内に1,500円、立憲民主党も最低賃金をとにかく早く1,500円以上にする。中間層を復活させるということ。また、共産党、ほかの党派も同じような考え方でございます。

これは、おっしゃる、各地域でのですね、もちろん中小企業に対する、きちんとした底上げ、それをもとに各党派は考えていくということを明記しているわけでありまして、私は地域から本当に、この水俣市でも、もう私は自分の家の家族も実感しているんですけども、仕事を辞めて、そして、最低賃金が低い中で働くということは大変なことでございます。そのことをきちんと水俣市議会は受け止めて、最低賃金のことについては意見書を上げなければいけないのではないかとこのうに、私は思っています、各議員の皆様の陳情に対する、賛成をお願いして討論を終わりたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

肥山議員。

○肥山美緒君 参政会の肥山美緒です。

私は、賃第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

私は、小路議員がおっしゃったように財源の確保としても、大企業の内部留保への課税だったり本末転倒になるかなとも思いますし、それに加えて、私はただいまの外国法人の日本株の保有率が31.8%と、過去最高になっていますので、それに伴って配当率も増えていますので、ただけこう支援を拡充しようが、外国のほうにお金のほうが流れていってしまっているということが非常に問題だと思っていますので、優先的に考えるとそちらを規制するほうが先だなと思っていますので、私は、反対の立場です。皆様の議員各位の御賛同のほうよろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第48号専決処分の報告及び承認についてから、議第51号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員会の審査報告は、いずれも承認であります。

本4件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

次に、議第52号水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第63号損害賠償額の決定についてまで、12件を一括して採決します。

本12件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本12件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本12件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

○議長（岩村龍男君） 次に、陳第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

採決は、賛成または反対のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成4名、反対11名であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(岩村龍男君) 日程第18、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定いたしました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年6月20日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年6月20日

厚生文教常任委員長 木 戸 理 江

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年6月18日

議会運営委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第19 議第64号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第20 意見第1号 国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について

○議長（岩村龍男君） 日程第19、議第64号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第20、意見第1号国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について、以上2件を一括して議題としま

す。

—————

意見第1号

国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月26日

提出者議員 高岡 朱美
平岡 朱

水俣市議会議長 岩村 龍男 様

(別紙)

国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書

誰もが等しく安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」は、我が国の誇るべき制度であり、国民に支持され、維持されてきた。

その中で、国民健康保険は他の医療保険等に入れないすべての国民を抱え込む国民皆保険の「最後の砦」として重要な役割を果たしている。国保は制度が始まった当初は、一次産業従事者が多くを占めていたが、今や1.9%と少なくなる一方、43.4%を無職者、35%を被用者が占め、年齢構成が高く所得水準が低いという構造に変化してきた。このような構造的変化に加え、昭和59年までは45%だった国庫負担率が、現在23%程度と引き下げられてきたことが、加入者一人あたりの保険料負担を重くしている。

国民皆保険制度は、誰もが平等に同水準の医療サービスを受けることを保障するものであり、被用者保険である協会けんぽや健康保険組合加入者との間に格差があることは制度の趣旨に反する。

平成30年からは、国民健康保険の安定的運営を目的に都道府県が財政運営の責任者となった。しかし「均等割」「平等割」という国民健康保険特有の賦課方式は残されたままであり、被用者保険との差は縮まるどころか、「都道府県化」後さらに保険料が上がる傾向にある。

国民健康保険制度を持続可能なものにしていくためには、国庫負担金の大幅な増額など国の財政支援の拡充が必要不可欠である。国の責任において国保財政への抜本的な基盤強化が行われることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

水俣市議会

—————

○議長（岩村龍男君） 順次、提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第64号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、平尾雅述委員が令和7年3月31日をもって退任となりましたが、後任として山本有三氏を推薦いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員として誠に適任であると存

じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第64号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 次に、意見第1号について、提出者代表、高岡朱美議員。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

意見第1号につきましては、案文を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書。

誰もが等しく安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」は、我が国の誇るべき制度であり、国民に支持され、維持されてきた。

その中で、国民健康保険は他の医療保険等に入れられないすべての国民を抱え込む国民皆保険の「最後の砦」として重要な役割を果たしている。国保は制度が始まった当初は、1次産業従事者が多くを占めていたが、今や1.9%と少なくなる一方、43.4%を無職者、35%を被用者が占め、年齢構成が高く所得水準が低いという構造に変化してきた。このような構造的変化に加え、昭和59年までは45%だった国庫負担率が、現在23%程度と引き下げられてきたことが、加入者1人当たりの保険料の負担を重くしている。

国民皆保険制度は、誰もが平等に同水準の医療サービスを受けることを保障するものであり、被用者保険である協会けんぽや健康保険組合加入者との間に格差があることは制度の趣旨に反する。

平成30年からは、国民健康保険の安定的運営を目的に都道府県が財政運営の責任者となった。しかし、「均等割」「平等割」という国民健康保険特有の賦課方式は残されたままであり、被用者保険との差は縮まるどころか、「都道府県化」後さらに保険料が上がる傾向にある。

国民健康保険制度を持続可能なものにしていくためには、国庫負担金の大幅な増額など国の財政支援の拡充が必要不可欠である。国の責任において国保財政への抜本的な基盤強化が行われることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本2件について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

平岡朱議員。

○平岡朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、意見第1号国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

物価高騰の中、市民生活はますます逼迫し、多くの市民が生活上の不安を抱えています。この間、市民のもとに国保税改定のお知らせが届いていますが、ただでさえ高いと感じている国保税のさらなる値上げの知らせに、既に担当課には市民からの問合せや苦情が届いているとのことです。私自身にも値上げは本当に困る、もう削るところはないのにどうしたらいいのか、などの声が続々と届いてきております。

今、議会がこの不安にどう応えるかが問われているのではないのでしょうか。本意見書と同趣旨の要望は、全国知事会、全国市長会からも上げられており、これに歩調を合わせて、水俣市議会からも声を上げ、実現を迫ることは、議会が取りうる有効な手段だと思います。意見書の提出については、改めて賛成です。

議員の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第64号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案の候補者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案の候補者を適任と認めることに決定いたしました。

次に、意見第1号国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたので、電子表決システムにより採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成4人、反対11人であります。

したがって本件は、否決されました。

○議長(岩村龍男君) 以上で、本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和7年第2回水俣市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩村 龍男

署名議員 肥山 美緒

署名議員 田口 憲雄

令和7年6月第2回水俣市議会定例会（6月5日～6月26日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正 する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月26日 承認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月26日 承認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和6年度水俣市一般会計補 正予算（第13号）	6月5日	各 委	6月26日 承認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和7年度水俣市一般会計補 正予算（第1号）	6月5日	各 委	6月26日 承認	
議第52号	水俣市税特別措置条例の一部を改正する条 例の制定について	6月5日	総務産業	6月26日 原案可決	
議第53号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に係 る基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	6月5日	厚生文教	6月26日 原案可決	
議第54号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2 号）	6月5日	各 委	6月26日 原案可決	
議第55号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第1号）	6月5日	厚生文教	6月26日 原案可決	
議第56号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）	6月5日	厚生文教	6月26日 原案可決	
議第57号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第1号）	6月5日	厚生文教	6月26日 原案可決	
議第58号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正 予算（第1号）	6月5日	総務産業	6月26日 原案可決	
議第59号	工事請負契約の締結について	6月5日	総務産業	6月26日 原案可決	
議第60号	財産の取得について	6月5日	総務産業	6月26日 原案可決	
議第61号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更につ いて	6月5日	総務産業	6月26日 原案可決	
議第62号	財産の取得について	6月18日	厚生文教	6月26日 原案可決	
議第63号	損害賠償額の決定について	6月18日	総務産業	6月26日 原案可決	

議第64号	人権擁護委員候補者の推薦について	6月26日	省 略	6月26日 適 任	
-------	------------------	-------	-----	--------------	--

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
議長選挙について	6月5日	岩 村 龍 男	投票
副議長選挙について	6月5日	田 口 憲 雄	投票

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員の選任について	6月5日	(参考資料参照)
議会運営委員の選任について	6月5日	(参考資料参照)

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
意見第1号	国民健康保険の国庫負担増額を求める意見書について	6月26日	省 略	6月26日 否 決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	事故繰越しの報告について	6月5日
報告第3号	予算の繰越しの報告について	6月5日
報告第4号	予算の繰越しの報告について	6月5日
報告第5号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月5日
報告第6号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月5日
報告第7号	専決処分の報告について	6月5日
報告第8号	専決処分の報告について	6月5日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月26日	総務産業	6月26日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月26日	厚生文教	6月26日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月26日	議会運営	6月26日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	熊本市中央区神水1-21-8 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三美香	厚生文教	令和6年 11月28日	6月26日 継続審査

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水内 熊本県労働組合総連合 議長 榎本光男	総務産業	6月5日	6月26日 不採択

(参考資料)

水俣市議会構成一覽表

議長	岩村 龍男	令和7年6月5日当選
副議長	田口 憲雄	令和7年6月5日当選
監査委員	桑原 一知	令和5年5月16日同意

常任委員会

(令和7年6月5日選任)

委員会名	正副委員長	委員			担当書記
総務産業 定数8人	Ⓐ 真野 頼隆	平岡 朱	肥山 美緒	藤本 壽子	森 (小路)
	Ⓑ 松本 和幸	小路 貴紀	牧下 恭之	田口 憲雄	
厚生文教 定数8人	Ⓐ 木戸 理江	杉迫 一樹	吉野 誠	杉本 康宏	藤井 (岡本)
	Ⓑ 高岡 朱美	森川 武治	岩村 龍男	桑原 一知	

議会運営委員会

(令和7年6月5日選任)

	正副委員長	委員			担当書記
定数8人以内	Ⓐ 小路 貴紀	森川 武治	高岡 朱美	藤本 壽子	小路 (岡本)
	Ⓑ 松本 和幸	真野 頼隆	—	—	

特別委員会

(令和5年5月15日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委員			担当書記
環境対策 定数8人	Ⓐ 松本 和幸	肥山 美緒	森川 武治	平岡 朱	藤井 (岡本)
	Ⓑ 木戸 理江	藤本 壽子	小路 貴紀	桑原 一知	
高速交通対策 定数7人	Ⓐ 真野 頼隆	杉迫 一樹	吉野 誠	杉本 康宏	森 (小路)
	Ⓑ 牧下 恭之	高岡 朱美	田口 憲雄	—	

(令和6年3月14日設置・選任)

議会改革 定員8人	Ⓐ 小路 貴紀	肥山 美緒	杉本 康宏	森川 武治	岡本 (小路)
	Ⓑ 松本 和幸	高岡 朱美	藤本 壽子	桑原 一知	

議会だより編集委員会

(令和7年6月5日設置・選任)

定数 若干名	Ⓐ 桑原 一知	平岡 朱	肥山 美緒	吉野 誠	藤井 (全員)
	Ⓑ 杉迫 一樹	杉本 康宏	岩村 龍男	田口 憲雄	

**令和7年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(提出議案)**

令和7年6月第2回水俣市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	提出年月日	ページ
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	令和7年6月5日	1～6
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年6月5日	7～8
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	令和7年6月5日	9～16
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	令和7年6月5日	17～21
議第52号	水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年6月5日	22
議第53号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年6月5日	23
議第54号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	令和7年6月5日	24～29
議第55号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	令和7年6月5日	30～32
議第56号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	令和7年6月5日	33～35
議第57号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	令和7年6月5日	36～38
議第58号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	令和7年6月5日	39～42
議第59号	工事請負契約の締結について	令和7年6月5日	43
議第60号	財産の取得について	令和7年6月5日	44
議第61号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	令和7年6月5日	45～51

議第62号	財産の取得について	令和7年6月18日	52
議第63号	損害賠償額の決定について	令和7年6月18日	53
議第64号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和7年6月26日	54

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第2号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和7年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又

はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の

3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の水俣市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従

前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、水俣市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 水俣市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第49号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和7年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要することから、専決処分するものである。

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

専 第 4 号

専 決 処 分 書

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第13号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急処を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和6年度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度水俣市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,544,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第13号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
19	繰越金		541,451	25,983	567,434
	1	繰越金	541,451	25,983	567,434
21	市債		1,387,500	△71,330	1,316,170
	1	市債	1,387,500	△71,330	1,316,170
	補正されなかつた款に係る額		16,660,919		16,660,919
	歳入合計		18,589,870	△45,347	18,544,523

歳 出		款	項	既 定 額	補 正 額	計
4	衛生費			2,208,684	△5,700	2,202,984
		1	保健衛生費	521,812	△1,500	520,312
		2	清掃費	892,292	△4,200	888,092
5	農林水産業費			476,741	△20,900	455,841
		1	農業費	240,156	△12,300	227,856
		2	林業費	171,480	△8,600	162,880
6	商工費			903,383	△406	902,977
		1	商工費	903,383	△406	902,977
7	土木費			1,767,505	△241	1,767,264
		2	道路橋りょう費	959,921	△241	959,680
		3	河川費	13,220	0	13,220
		5	都市計画費	508,251	0	508,251
8	消防費			638,255	△4,500	633,755
		1	消防費	638,255	△4,500	633,755
9	教育費			1,365,759	△7,300	1,358,459
		1	教育総務費	284,817	0	284,817
		2	小学校費	196,585	△3,100	193,485
		4	社会教育費	282,622	△4,200	278,422
		5	保健体育費	514,128	0	514,128
10	災害復旧費			228,226	△6,300	221,926
		1	農林水産施設災害復旧費	59,421	△5,500	53,921
		2	公共土木施設災害復旧費	163,574	△800	162,774
		3	文教施設災害復旧費	3,419	0	3,419
		4	その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,812	0	1,812
補正されなかつた款に係る額				11,001,317		11,001,317
歳 出 合 計				18,589,870	△45,347	18,544,523

(単位：千円)

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	5 病院費	病院事業会計負担金	千円 2,209
5 農林水産業費	2 林業費	市町村営林道開設事業	11,849
	3 水産業費	漁港施設等維持管理費	10,169
8 消防費	1 消防費	防災関係経費	6,360
		防災行政無線管理運用事業	4,708
9 教育費	5 保健体育費	体育施設管理運営費	10,323

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
公共事業等（河川事業）	千円 5,200			千円 5,000		
	100,400			91,400		
災害復旧事業	45,500			40,000		
				1,083,600		
緊急防災・減災事業	30,000			23,570		
				122,800		
過疎対策事業						
臨時財政対策債						
補正されなかった事業に係る額						
計	1,387,500			1,316,170		

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専 第 5 号

専 決 処 分 書

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月1日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,969,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
14	国庫支出金		2,439,513	3,700	2,443,213
		2 国庫補助金	524,230	3,700	527,930
		補正されなかつた款に係る額	13,526,487		13,526,487
	歳入	合計	15,966,000	3,700	15,969,700

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
3	民生費		5,692,844	3,700	5,696,544
		1 社会福祉費	3,096,386	3,700	3,100,086
		補正されなかつた款に係る額	10,273,156		10,273,156
	歳出	合計	15,966,000	3,700	15,969,700

議第52号

水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市税特別措置条例の一部を改正する条例

水俣市税特別措置条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「固定資産税は」の次に「、立地条例第6条の規定による工場等の指定後」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、令和7年度以降最初に課税免除の措置を受けた者から適用し、令和6年度以前に課税免除の措置を受けた者については、なお従前の例による。

（提案理由）

水俣市税特別措置条例に基づく固定資産税の課税免除の期間の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第53号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第151条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項」に改め、同条第13項中「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改め、「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改め、「管理栄養士又は機能訓練士指導員」を「管理栄養士又は機能訓練指導員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第54号

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度水俣市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,984,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
14	国庫支出金		2,443,213	4,103	2,447,316
15	県支出金	2 国庫補助金	527,930	4,103	532,033
			1,236,370	1,881	1,238,251
		2 県補助金	366,350	1,672	368,022
		3 委託金	100,501	209	100,710
18	繰入金		1,020,268	△2,173	1,018,095
		1 基金繰入金	1,020,268	△2,173	1,018,095
20	諸収入		221,867	△2,663	219,204
		4 雑入	210,336	△2,663	207,673
21	市債		735,200	14,100	749,300
		1 市債	735,200	14,100	749,300
		補正されなかつた款に係る額	10,312,782		10,312,782
		歳入 合計	15,969,700	15,248	15,984,948

(単位：千円)

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		140,936	△1,419	139,517
	1 議会費	140,936	△1,419	139,517
2 総務費		2,340,026	△4,414	2,335,612
	1 総務管理費	1,955,018	5,394	1,960,412
	2 徴税費	197,233	△6,975	190,258
	3 戸籍住民基本台帳費	97,600	△1,453	96,147
	4 選挙費	38,529	1,845	40,374
	5 統計調査費	24,117	50	24,167
	6 監査委員費	27,529	△3,275	24,254
3 民生費		5,696,544	17,122	5,713,666
	1 社会福祉費	3,100,086	9,413	3,109,499
	2 児童福祉費	2,078,750	7,078	2,085,828
	3 生活保護費	517,708	631	518,339
4 衛生費		2,070,532	△243	2,070,289
	1 保健衛生費	466,952	1,827	468,779
	2 清掃費	1,023,696	30	1,023,726
	4 環境対策費	137,335	△2,100	135,235
5 農林水産業費		461,269	139	461,408
	1 農業費	249,767	△2,730	247,037
	2 林業費	163,610	1,240	164,850
	3 水産業費	47,892	1,629	49,521
6 商工費		230,142	1,651	231,793
	1 商工費	230,142	1,651	231,793
7 土木費		1,097,608	△660	1,096,948
	2 道路橋りょう費	378,805	3,393	382,198
	5 都市計画費	509,328	△4,045	505,283

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
	6 住宅費	170,332	△8	170,324
8 消防費		480,998	0	480,998
9 教育費		1,345,900	3,072	1,348,972
	1 教育総務費	370,598	△676	369,922
	4 社会教育費	308,847	4,889	313,736
	5 保健体育費	390,871	△1,141	389,730
11 公債費		2,090,684	0	2,090,684
	補正されなかつた款に係る額	2,586,743		2,586,743
	歳出合計	15,969,700	15,248	15,984,948

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
緊急防災・減災事業	千円 17,600			千円 1,600		
	646,200			676,300		
補正されなかった事業に係る額	71,400			71,400		
	735,200			749,300		
計						

議第55号

令和7年度

水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算書

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,860千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,368,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
6	繰入金		334,770	△2,860	331,910
		1 他会計繰入金	244,519	△2,860	241,659
	補正されなかつた款に係る額		3,036,470		3,036,470
	歳入 合計		3,371,240	△2,860	3,368,380

(単位：千円)

歳出	款	項	既定額	補正額	計
1	総務費		76,413	△2,860	73,553
		1 総務管理費	36,347	△94	36,253
		2 徴税費	31,227	△2,766	28,461
	補正されなかつた款に係る額		3,294,827		3,294,827
	歳出 合計		3,371,240	△2,860	3,368,380

議第56号

令和7年度

水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,986千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
3	繰入金	190,102	2,986	193,088
	1 一般会計繰入金	190,102	2,986	193,088
	補正されなかつた款に係る額	363,435		363,435
	歳 入 合 計	553,537	2,986	556,523

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費	550,773	2,986	553,759
	1 総務管理費	17,923	96	18,019
	2 徴収費	6,792	2,890	9,682
	補正されなかつた款に係る額	2,764		2,764
	歳 出 合 計	553,537	2,986	556,523

議第57号

令和7年度

水俣市介護保険特別会計補正予算書

令和7年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,767,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
7	繰入金	628,359	6,535	634,894
	1 一般会計繰入金	608,717	6,535	615,252
9	諸収入	5,166	13	5,179
	3 雑入	5,140	13	5,153
	補正されなかつた款に係る額	3,127,388		3,127,388
	歳 入 合 計	3,760,913	6,548	3,767,461

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1	総務費	96,292	6,548	102,840
	1 総務管理費	39,118	6,713	45,831
	2 徴収費	7,839	△165	7,674
	補正されなかつた款に係る額	3,664,621		3,664,621
	歳 出 合 計	3,760,913	6,548	3,767,461

令和7年度

水俣市公共下水道事業会計補正予算書
(第1号)

水俣市上下水道局

目 次

1	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	1
2	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書	
(1)	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画	3
(2)	令和7年度水俣市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	5
(3)	給与費明細書	6
(4)	令和7年度水俣市公共下水道事業予定損益計算書	8
(5)	令和7年度水俣市公共下水道事業予定貸借対照表	9

(参考資料)

1	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）明細書	1
2	企業債明細書	5

令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	837,507 千円	1,010 千円	838,517 千円
第1項 営業収益	419,686 千円	0 千円	419,686 千円
第2項 営業外収益	417,819 千円	1,010 千円	418,829 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 公共下水道事業費	834,656 千円	1,010 千円	835,666 千円
第1項 営業費用	813,858 千円	1,010 千円	814,868 千円
第2項 営業外費用	19,698 千円	0 千円	19,698 千円
第3項 特別損失	100 千円	0 千円	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,980千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,126千円」に、「当年度分損益勘定留保資金228,604千円」を「当年度分損益勘定留保資金228,458千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	242,855 千円	1,900 千円	244,755 千円
第1項 企業債	56,200 千円	1,500 千円	57,700 千円
第2項 出資金	74,913 千円	100 千円	75,013 千円
第3項 負担金	341 千円	0 千円	341 千円
第4項 補助金	111,400 千円	300 千円	111,700 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
支 出			
第1款 資本的支出	512,296 千円	1,900 千円	514,196 千円
第1項 建設改良費	199,555 千円	1,900 千円	201,455 千円
第2項 企業債償還金	311,741 千円	0 千円	311,741 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限 度 額	限 度 額
公共下水道事業	57,200 千円	58,700 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条第1号中「職員給与費 57,433千円」を「職員給与費 58,443千円」に改める。

(他会計からの補助金等の補正)

第6条 予算第9条中「402,697千円」を「402,763千円」に改める。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

議第59号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事
- 2 工 事 内 容 コンクリート打設工事、基礎捨石設置工事、被覆石設置工事
- 3 工 事 場 所 水俣市浜松町地先
- 4 契 約 金 額 460,900,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市浜松町56番1号
徳南・岩井・三宅特定建設工事共同企業体
代表者 徳南建設 株式会社
代表取締役 藤井 武史

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第60号

財産の取得について

自治体ネットワーク強靱化に係るシステム機器更新について、次のように財産を取得することとする。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 取得目的 2016年に自治体の情報セキュリティとネットワークの強靱化を目的に、自治体のネットワークを「マイナンバー系」「LG-WAN系」「インターネット系」の3つの層に分離・適切に管理することとされ、国から指針が示された。本市では、国からの指針に基づき2017年に当該環境を構築しセキュリティ対策をとってきたが、7年が経過し、サーバー機器やネットワーク機器等の劣化・摩耗、メーカーサポート期限、およびサイバー攻撃の高度化により、自治体ネットワークセキュリティの確保・維持が困難な状況になりつつある。そこで、国からの最新の指針を基にシステム更新を行うもの。
- 2 取得する財産 自治体ネットワーク強靱化に係るシステム機器一式
- 3 履行場所 水俣市役所
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 取得金額 85,800,000円
- 6 契約の相手方 熊本市南区幸田1丁目6番27号
株式会社K I S 代表取締役 平木 実

(提案理由)

自治体ネットワーク強靱化に係るシステム機器更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

議第61号

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
 水俣市過疎地域持続的発展計画を次のように変更することとする。

令和7年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市過疎地域持続的発展計画第3章第3の表中

「

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
	(9)観光又はレクリエーション			
		水俣市観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、水俣観光PR事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業等	水俣市	
		道の駅みなまた整備事業 道の駅みなまたの整備事業、管理運営事業等	水俣市	
	市庁舎建替事業（蘇峰公園） 市庁舎の外構工事と併せて蘇峰公園を整備し周辺施設との回遊性を図る	水俣市		
	公園整備事業 【事業内容】 公園施設、便益施設の整備、補修	水俣市		

を

「

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(6)起業の促進			
		企業支援拠点管理運営事業 施設の整備・改修	水俣市	
	(9)観光又はレクリエーション			
		水俣市観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、水俣観光PR事業、新水俣駅交流センター管理事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業等	水俣市	

に

		道の駅みなまた整備事業 道の駅みなまたの整備事業、管理運営事業等	水俣市	
		市庁舎建替事業（蘇峰公園） 市庁舎の外構工事と併せて蘇峰公園を整備し周辺施設との回遊性を図る	水俣市	
		公園整備事業 【事業内容】 公園施設、便益施設の整備、補修	水俣市	
		地域商工業振興事業 賑わい創出のための施設整備	水俣市	

改める。

同計画第7章第1中

「他に旧制度の幼稚園も1園あります。近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、」を削る。

同計画第7章第3の表中

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他			
	よりそいサポートセンター	配偶者暴力相談支援センターの運営を行う 性暴力相談支援センターの運営を行う	水俣市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他			
	よりそいサポートセンター	配偶者暴力相談支援センターの運営を行う 性暴力相談支援センターの運営を行う	水俣市	
	地域交流拠点	地域住民がふれあう場の提供と、地域住民の福祉及び交流を促進するための事業を実施する	水俣市	

改める。

同計画中第9章第1（1）に次のように加える。

また、水俣市学校給食センターでは、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、完全学校給食を直営により提供しています。そのような中、当該施設は平成20年10月に竣工しており、施設内の各設備更新時期が到来していることから、今後計画的な対策が必要とされているところです。

同計画中第9章第2（1）キの次に次のように加える。

ク) 水俣市学校給食センターは、市内唯一の学校給食施設であり、日々の学校給食を今後も遅滞なく提供していく必要があるため、施設の長寿命化にも資するよう各設備の整備・更新を進めます。

同計画中第9章第3表中

「

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎等	小中学校施設等整備事業校舎外壁改修・トイレ改修等	水俣市	
	スクールバス・ボート	スクールバス運行事業 スクールバスの購入	水俣市	
	給食関連施設	給食配送車購入事業 給食配送車の購入	水俣市	

を

「

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎等	小中学校施設等整備事業校舎外壁改修・トイレ改修等	水俣市	
	スクールバス・ボート	スクールバス運行事業 スクールバスの購入	水俣市	
	給食関連施設	給食センター設備整備事業 蒸気ボイラ及び温水発生機更新、施設電気設備更新工事等	水俣市	

に

」

同計画中第 1 1 章第 2 中

「ア) 文化財保護法第 183 条の 2 の規定に基づき令和 3 年 3 月に策定された「熊本県文化財保存活用大綱」をもとに、令和 3 年度から「水俣市文化財保存活用計画（仮称）」の策定を開始し、計画の実施に向けた体制を整えていきます。」

「ア) 令和 6 年 12 月に文化庁から認定を受けた「水俣市文化財保存活用地域計画」のアクションプランに基づき保存・活用に関する具体的措置を行っていきます。」

同計画中第 1 1 章第 2 表中

設定目標	単位	基準値 (令和 3)	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
徳富蘇峰・蘆花生家、蘇峰記念館の入場者数	人	0	5,000	5,000	5,000	5,000

設定目標	単位	基準値 (令和 3)	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市立蘇峰記念館の入場者数	人	0	5,000	5,000	5,000	5,000

同計画中第 1 1 章第 3 の表中

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業	水俣市	

		文化会館整備事業	水俣市	
--	--	----------	-----	--

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業	水俣市	
		文化会館整備事業	水俣市	
		文化財保存管理事業	水俣市	

改める。

同計画中第13章第1(2)の次に次のように加える。

(3) 公益財団法人水俣市振興公社の取組推進

公益財団法人水俣市振興公社は平成元年3月、市民の積極的な参加を促す文化振興事業、社会体育事業、勤労福祉事業等を推進し、各種公共施設の管理運営を受託し、さらには高齢者等の生きがい対策や行政経費の節減にも資し、もって市政の発展と市民の福利増進に寄与することを目的に、本市出資により設立されました。

平成9年度には、水俣病問題の解決に向け、患者と地域住民が共に集い交流するとともに、健康や福祉のサービス拠点となる施設「もやい直しセンター」を市内2カ所に設置し、同センターを新たな拠点として設立目的の達成に向け、もやい直しに関する事業や文化・体育の振興に関する事業等、様々な事業を実施していますが、設置から27年経過し、老朽化等に伴う施設の様々な不具合が生じてきています。

地域コミュニティ拠点として、また、健康や福祉のサービス拠点としての役割を今後も果たし、市政の発展と市民の福利増進に寄与することを目的として、市が施設の改修を行い、施設の安全性を確保する必要があります。

同計画中第13章第2(2)の次に次のように加える。

(3) 公益財団法人水俣市振興公社の取組推進

- ア) 公益財団法人水俣市振興公社の事業実施に対し、引き続き財政面等支援を行っていきます。
- イ) 市民福利増進の拠点施設であるもやい直しセンターについて、計画的な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

同計画中第13章第3の表中

「

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	水俣病資料館整備事業	水俣病資料館整備事業 水俣病資料館の大規模改修等	水俣市	
	水俣環境アカデミア事業の推進	水俣環境アカデミア活動推進事業 【事業内容】 大学・研究機関からの視察等を受け入れるとともに、市民に先端的な知識を学ぶ機会として、各種セミナーやシンポジウムを実施する 【見込まれる事業効果】 市民に先端的な知識を学ぶ機会を提供することで、持続可能な地域社会づくりを担う人材育成を行い、地域振興、経済活性化に繋がる	水俣市	

を

」

「

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	水俣病資料館整備事業	水俣病資料館整備事業 水俣病資料館の大規模改修等	水俣市	
	水俣環境アカデミア事業の推進	水俣環境アカデミア活動推進事業 【事業内容】 大学・研究機関からの視察等を受け入れるとともに、市民に先端的な知識を学ぶ機会として、各種セミナーやシンポジウムを実施する 【見込まれる事業効果】	水俣市	

に

		市民に先端的な知識を学ぶ機会を提供することで、持続可能な地域社会づくりを担う人材育成を行い、地域振興、経済活性化に繋がる		
	公益財団法人水俣市振興公社の取組推進	公益財団法人水俣市振興公社の取組推進 もやい直しセンターの維持・修繕等	水俣市	

改める。

同計画中第13章第4に次のように加える。

【もやい直しセンター】

(公益財団法人水俣市振興公社の所有のため、水俣市公共施設等総合管理計画に記載なし)

(提案理由)

過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第62号

財産の取得について

水俣市立小中学校校務用パソコン売買及び更新について、次のように財産を取得することとする。

令和7年6月18日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 取得目的 4校の校務用パソコン・サーバーの更新及び設定並びに事務センターの校務用パソコンの更新を行う。
- 2 取得する財産 校務用パソコン73台、サーバー4台
- 3 履行場所 水俣第一小学校・湯出小学校・葛渡小学校・久木野小学校・事務センター
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 取得金額 25,498,000円
- 6 契約の相手方 熊本県水俣市大迫447-7
アスクシステム 代表者 中村 慶治

(提案理由)

水俣市立小中学校校務用パソコン売買及び更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

議第63号

損害賠償額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 損害賠償の相手方
福岡県那珂川市 個人
- 2 損害賠償額
62,100円
- 3 損害賠償の理由

市内に在る空き家の所有者が死亡していたため、市において相続人を調査し、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条の規定に基づき、空家等の適切な管理の助言について文書で通知した。これに対し、通知を受理した相手方が、本市へ問い合わせ後、相続放棄の手続を司法書士へ依頼したところ、当該個人は相続人ではないことが判明したため、相手方が司法書士に依頼した費用を賠償するもの。

(提案理由)

損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第64号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和7年6月26日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市古賀町2丁目13番18号

氏 名 山本 有三

生年月日 昭和31年10月13日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。